

法科大学院認証評価

自 己 評 価 書

横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻

平成 2 5 年 6 月

横 浜 国 立 大 学

目 次

I	現況及び特徴	1
II	目的	2
III	章ごとの自己評価	
第1章	教育の理念及び目標	3
第2章	教育内容	9
第3章	教育方法	26
第4章	成績評価及び修了認定	38
第5章	教育内容等の改善措置	54
第6章	入学者選抜等	57
第7章	学生の支援体制	71
第8章	教員組織	81
第9章	管理運営等	97
第10章	施設、設備及び図書館等	102
第11章	自己点検及び評価等	106

I 現況及び特徴

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

横浜国立大学大学院国際社会科学府
法曹実務専攻

(2) 所在地 神奈川県横浜市

(3) 学生数及び教員数 （平成 25 年 5 月 1 日現在）

学生数：117 人

教員数：19 人（うち実務家教員 5 人）

2 特徴

1 本学は、横浜の地にあり、その歴史と将来果たすべき役割とを踏まえて、「実践性」、「先進性」、「開放性」、「国際性」に富んだ教育を理念としている。この大学としての教育理念の下で、法科大学院（国際社会科学府法曹実務専攻）においては、それを、法科大学院制度の 4 つの主旨、「実務への架橋」「専門的資質能力の習得」「先端的法領域の理解」「非法学部出身者・社会人への門戸の開放」と結びつけるという教育の理念及び目標の下で、複雑化する社会に積極的に貢献できる、以下のような法曹を養成することの特徴としている。そしてこの特色を教育内容だけではなく教育体系及び組織的連携を活用した体制によって実現する。

まず、本学が養成しようとする法曹像としては、①租税法務、国際企業法務などの分野で変転する社会経済環境に適応できる専門性と国際性を備えた法曹 ②市民の法的需要に的確に応ずることのできる法曹 ③企業・官庁内弁護士などの法曹、である。

2 そこで、大学の理念と本学法科大学院の目的・理念を実現するために、本学法科大学院では以下のような特徴ある教育体制に努めている。まず「実践性」という点では、地域連携型法科大学院として、横浜弁護士会との教育上の密接な連携によって、実現に努めてきた。横浜弁護士会との連携により、実務家専任教員、みなし専任教員、実務家非常勤講師の派遣について積極的な協力を得るのみならず、ローヤリング、法律相談等のフィールド・ワークについても同弁護士会による十分な協力の下での、「実践的」な教育の実施を可能としている。それは、「実務への架橋」という法科大学院の制度主旨との関連でも「実践的」である。

3 「開放性」という面では、平成 16 年の設置以来一貫

して、非法学部出身者や社会人にも「広く門戸を開いた」法科大学院とすることを維持している。

4 「国際性」、「先進性」に富んだ教育という面では、国際取引法分野などの先進的な国際企業法務に関して視野の広い知見に富んだ法曹や、東アジア・東南アジアなどへのグローバル化する企業ニーズなどに対応した実践的な実務教育にも力を入れ、知的財産法分野をはじめとする経済活動に関連する先進的法領域、通商法分野、さらには、租税法務等の領域に専門的知識を有する「先端的」な法曹の育成に努めている。法曹の原点である市民密着型法曹の養成にあっても「実務の先端」を意識した教育によって、競争の激化が予想される法曹界において先端に立つことができ、また、市民の法的需要に応えることのできる法曹を養成する。この点では横浜弁護士会との強固な教育的連携による地域性を踏まえた実務教育と徹底した少人数教育によりその実効性を高める教育が行われている。

5 さらに、基礎から応用への積み上げ方式の科目配置を行い、法曹養成の核となるコア科目を設定し、学年進行に応じた、法律基本科目、法律実務基礎科目、法律実務基礎（総合演習）科目が配置され、最後の総合演習科目によって法理論と実務とを統合させ、「実務への架橋」をいっそう実際的なものとするのが目指されている。

6 次に、本学に特徴的な法曹を養成するため、展開・先端科目Ⅰ群には、経済法、租税法や国際法などの司法試験の選択科目を配置し、展開・先端科目Ⅱ群には、地方自治法や企業法などの法律基本科目を補う「先端的な科目」を配置する。さらに、展開・先端科目Ⅲ群には、「実務の先端」を中心とする科目を配置した。これらによって、①租税法務に強い法曹、②国際企業法務に強い法曹、③市民密着型法曹を養成することを可能な体制としている。

7 非法学部出身者や社会人に「広く門戸を開く」ことから、1 年次には、法学未修者のための導入科目として法学原論を新設し、さらに少人数科目としての基本七法領域をカバーする Tutorial 科目を設置して、法律基礎知識の確認学習に配慮したカリキュラム編成をしている。

以上のような本学の教育の理念及び目標をはじめとして、前述した具体的なカリキュラムのあり方をも含めて、これらの内容については、法科大学院のホームページなどを通じて、教員・学生にはもちろんのこと、広く社会に対しても公表し、情報提供に努めている。

Ⅱ 目的

横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻（法科大学院）は、「実践的な実務法曹の養成教育を中心とし、東アジア・東南アジア等へのグローバル化する企業ニーズに対応した実践的な実務教育を念頭に置き、国際性と専門性を兼ね備えたグローバル人材としての法曹実務家を養成することを目的」としており、租税法務、国際企業法務、市民密着型法務などの社会の様々な法的分野で質の高い法的サービスを提供することのできる、地域に根ざし世界に通じる法曹養成を目的としている。加えて、法曹としての強い責任感や倫理観の涵養、すなわち、人間への深い理解や地域・社会に貢献するという確固たる使命感と強い気概を持った、「人に寄り添う法律を学び、社会に役立つ」法曹の育成という視点も重視している。すなわち、本学法科大学院は、より高度で専門的な教育を行うとともに、豊かな人間性と国際性を備えながら幅広く活躍し、地域に貢献できる「一人ひとりの専門知識や多様なバックボーンを活かした豊かな」法曹養成もその目的として掲げているのである。

上記の目的を達成する上で、次の３点は、重要な意味を有している。まず、もともと、本学法科大学院は、国際経済法学研究科という学部を持たない独立研究科を起源とする法学研究組織の継承発展の上に設置されている。現在においても、本学法科大学院は、国際社会科学府の中に、経済学専攻、経営学専攻、国際経済法学専攻と並んで設置され、社会科学系の総合大学院の一専攻という位置づけとなっている。学部のない法科大学院として、ロースクールの趣旨に相応しい、多様なバックボーンを持った学生が集う法科大学院としての姿を比較的明瞭に示している。また、神奈川県内の法曹養成に責任を持つ法科大学院として、法学未修者の志願者動向が大きく変化しつつある現在においても未修者定員 20 人を維持し、非法学部出身者や社会人へ門戸を開いていることは上記の教育目的に沿うものであると考える。さらに、グローバル人材を養成すべく、国際・比較を銘打った科目も多く、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目が充実している。

また、1 学年 40 人の学生に対して 19 人の専任教員による、充実した少人数教育が実施されていることも、豊かな人間性を備えた法曹人材の養成という目的にとっては欠くべからざる要素である。これによって、行き届いた双方向的・多方向的授業が展開され、柔軟な法的思考能力や問題解決能力が鍛えられるばかりでなく、教員と学生との距離が近いことから、密度の濃い人間関係が成り立ち、ひいては社会正義を実現するという法曹として倫理観、地域・社会に貢献するという使命感の育成に大いに役立つものと考えている。

さらに、横浜弁護士会との強い連携、全面的な協力関係も上記の目的を達成するために不可欠な要素である。このことにより、専任の実務家教員や現役弁護士の非常勤講師としての派遣が可能になり、実務基礎科目を中心とした授業科目の充実、研究者教員との協同による授業の実施、会を挙げての教材開発に係るバックアップ体制の構築、さらには、エクスターンシップ学生の受け入れ、地域の裁判所・検察庁等関連施設の見学と学習機会の確保等による現役弁護士との直接的な交流を通じての学生のキャリア意識の醸成など、地域に根ざした高度な実務教育を日常的に実現していく体制の構築が可能になっている。

Ⅲ 章ごとの自己評価

第1章 教育の理念及び目標

1 基準ごとの分析

1-1 教育の理念及び目標

基準 1-1-1

教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

（基準 1-1-1 に係る状況）

本学法科大学院の教育理念及び目標としては、横浜国立大学の教育理念である、「実践性、先進性、開放性、国際性に富んだ教育」を前提として、「実践的な実務法曹の養成教育を中心とし、東アジア・東南アジア等へのグローバル化する企業ニーズに対応した実践的な実務教育を念頭に置き、国際性と専門性を兼ね備えたグローバル人材としての法曹実務家を養成することを目的」と大学院学則の中に明確に記載されている（《資料 1-1-1-1》横浜国立大学大学院学則別表第4抜粋参照）。

《資料 1-1-1-1》横浜国立大学大学院学則別表第4抜粋

国際社会科学府 法曹実務専攻	（専門職学位課程（法科大学院）） 実践的な実務法曹の養成教育を中心とし、東アジア・東南アジア等へグローバル化する企業ニーズに対応した実践的な実務教育を念頭に置き、国際性と専門性を兼ね備えたグローバル人材としての法曹実務家を養成することを目的とする。
-------------------	---

出典：横浜国立大学大学院学則別表第4

貿易や取引の盛んな港町であるとともに東京に次ぐ人口を抱え、国際都市でもある横浜の特性を踏まえ、「今後ますますグローバル化し、複雑化・多様化する諸問題に対応できる、専門性の高い法曹を世に送り出す」ことを人材育成の大きな柱に掲げている

（《資料 1-1-1-2》法科大学院3つの特徴参照）。

《資料 1-1-1-2》法科大学院3つの特徴

法科大学院3つの特徴
本学では、きめ細かく手厚い少人数教育で「1人ひとりの専門知識やバックボーンを活かした豊かな法曹教育」を実践しています。横浜弁護士会には法科大学院創設より精力的に関わっていただき、実務の第一線で活躍する弁護士の派遣、教材開発・教授法の提携、エクスターンシップの受け入れなど全面的な協力を得ています。高度な専門知識を習得できるカリキュラムを充実させ、今後ますますグローバル化し、複雑化・多様化する諸問題に対応できる、専門性の高い法曹を世に送り出しています。

出典：本学ウェブサイト

他方で、本学法科大学院は、神奈川県唯一の国立大学の法科大学院として、「法的弱者や一般市民の保護の役割を担う、法治国家における重要な存在」である「在野法曹」の

養成という地に足をつけた目的も担っている（《別添資料1-1-1-1》平成25年度履修案内：みひらき「はじめに」参照）。

以上の教育理念及び目標を踏まえて、本学法科大学院では、①租税法務、国際企業法務に強い法曹 ②市民の法的需要に的確に応ずることのできる法曹 ③企業や公的機関で活躍できる法曹 ④グローバル人材として、東アジアや東南アジアなど商習慣や法律制度などが異なる社会経済環境においても適応できる専門性と国際性を備えた質の高い法曹などの人材養成を具体的な教育の理念及び目標として掲げている（《資料1-1-1-3》横浜国立大学大学院国際社会科学府設置計画の概要抜粋「新設研究科等において養成する人材像」参照）。

《資料1-1-1-3》横浜国立大学大学院国際社会科学府設置計画の概要抜粋
「新設研究科等において養成する人材像」

法曹実務専攻では、国際社会科学府の掲げる実践性、国際性、融合性の法曹教育を展開できるように教育課程を編成することで、実践的な実務法務と、東アジア・東南アジア等へのグローバル化に対応できる国際性と専門性を兼ね備えた法曹実務家を育成する。

-----中略-----

【法曹実務専攻】

専門職学位課程において養成する人材像は、①租税法務、国際企業法務に強い法曹、市民の法的需要に的確に応ずることのできる法曹、②租税法務、国際企業法務の分野等で、東アジア・東南アジアとの商習慣や法律制度などが異なる社会経済環境において適応できる専門性と国際性を備えた質の高い法曹実務能力、③企業や日銀、国税庁、会計検査院等の企業・官庁内弁護士など

出典：横浜国立大学大学院国際社会科学府設置計画の概要：1頁

加えて、国際都市横浜をかかえる神奈川県に設置された唯一の国立大学として、上記の法曹人材養成を実現するために、本学法科大学院では、「人に寄り添う法律を学び、社会に役立つ」法曹を養成するという教育理念・目標を設定している。これに沿って、人に寄り添う豊かな人間性を備えた視野の広い国際的な知見に富んだ法曹実務家や、経済活動に関連する法領域に専門知識を有する法曹実務家の育成という人材養成目標が明確に設定されている。このことは、多様かつ広範な国民の要請に応え得る法科大学院制度の設置目的にも適合していると考えられる。【解釈指針1-1-1-1】

以上の本学法科大学院の教育理念及び目標は、本学大学院学則別表第4、本学ウェブサイト、学生募集要項等を通じて本学法科大学院の教職員及び学生に周知されるとともに、社会にも広く公表されている。また、毎年7月、8月、9月の3回開催される法科大学院説明会においても、教育の理念や入学者受け入れ方針、本学法科大学院の特色などについては、時間をかけて丁寧に説明している（《別添資料1-1-1-2》平成24年度開催の説明会プログラム参照）。【解釈指針1-1-1-2】

基準 1-1-2

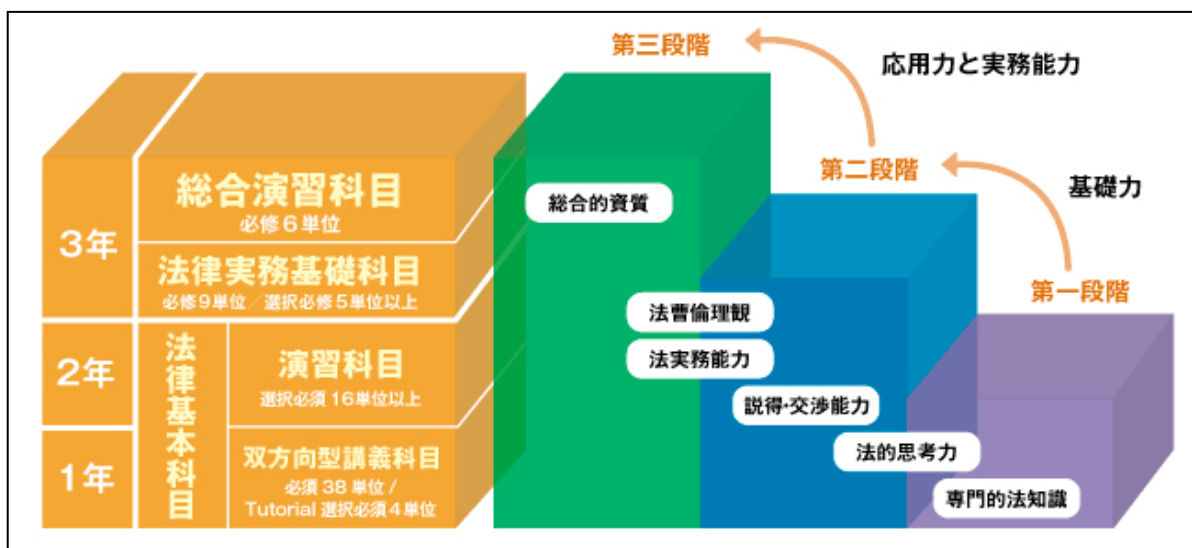
教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

（基準 1-1-2 に係る状況）

本学法科大学院では、（基準 1-1-1 に係る状況）で説明した教育の理念及び目標に適った教育を実施するため、段階的なカリキュラム・学習体系をとっている。まず、開講科目は、コア科目としての法律基本科目、法律実務基礎科目、総合演習科目と本専攻の特色である展開・先端科目Ⅰ～Ⅲ群、並びに基礎法学・隣接科目とに分けることができる。法律基本科目に属する科目は、さらに、法学原論、公法系科目、民事系科目、刑事系科目、Tutorial 科目に細分される。

段階的なカリキュラム・学習体系とは、第1段階で、法律基本科目に関する基礎的な法律知識の修得のために「双方向型講義」を行い、第2段階の具体的な事案への法適用を取り扱う「演習科目」に繋げ、第3段階では、確実な法的知識と解釈能力を前提とした実践的な能力を身につけるための「発展的演習（法律実務基礎科目と総合演習科目）」へと至り、理論と実務の統合による法科大学院教育の完成が目指される（《資料 1-1-2-1》段階的学習モデル参照）。

《資料 1-1-2-1》段階的学習モデル



出典：本学ウェブサイト：カリキュラム

さらに、展開・先端科目では、租税法務、国際企業法務、市民密着型法務に適合した授業科目を用意し、Ⅰ群には、租税法、経済法、知的財産法、国際法、国際私法等を配置している。Ⅱ群の比較憲法、企業法、国際租税法等では、アジア地域との関わりを含めた教育を行い、アジア地域の通商法関連科目としてアジア経済法を新設した。Ⅲ群には、横浜弁護士会、司法書士会との強固な連携を通じて、実務登記法、実務消費者法、実務破産管財業務などの実務関連科目を設置している。

また、横浜弁護士会との連携を通じて、神奈川県内の法律事務所における実習科目（ロ

ーヤリング)、倫理指導(法曹倫理Ⅰ)なども行っている。とりわけローヤリングでは、学生と受入弁護士との間に人間的な信頼関係が築かれ、横浜で弁護士として働くことの意味や心構えも伝授され、学生にとっては得がたい実習の場となっている(《別添資料1-1-2-1》ローヤリング(弁護士業務と裁判外解決の技法)実施報告書参照)。

平成25年度からは、①法学未修者の導入科目として法学原論を新設し、②Tutorial(1単位、選択必修科目)を増やして8科目とし、基本七法領域をカバーすると同時に、③従来2年次配当科目であった行政法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の一部を、1年次の開講科目に改め、基礎力の定着と初年次に履修させる法律基本科目の充実強化を図っている。

以上の教育課程を通じて、本学法科大学院の教育理念・目標が達成されるとともに、授業科目に関する成績評価を厳格に実施し、さらには、平成22年度未修者から進級制度を導入したことにより、各年次における教育目標の到達度を厳格に判定する体制を整えている(《別添資料1-1-1-1》平成25年度法曹実務専攻履修案内:12頁進級制度等参照)。この進級制を前提として、修了認定も厳格な成績評価の蓄積、結果に基づいて行っている(《別添資料1-1-2-2》学業成績及び在籍状況、成績分布データ参照)。

修了者の進路及び活動状況は、平成24年度までの修了生279人のうち、本学が進路を把握している司法試験合格者は98人、その合格率は37.28%である(在学中に、(旧)司法試験に合格した者を除く)。司法試験合格者は、主に神奈川県を中心とした法律事務所、企業の法務担当部署、裁判所や検察庁などで活躍している(《資料1-1-2-2》司法試験の合格状況、修了生の進路、都道府県別弁護士登録者数参照)。法曹資格取得者以外の者の進路としては、裁判所職員、神奈川県内等の法務部門等が挙げられる。

地元の横浜弁護士会に会員登録をした修了弁護士は、その数のみならず、将来有為な人材として広く地域への貢献をはたしており、これらの点から総合して、本学法科大学院の教育理念・目標は達成されていると評価できる。【解釈指針1-1-2-1】

《資料1－1－2－2》司法試験の合格状況、修了生の進路、都道府県別弁護士登録者数

修了生の進路状況

区 分		人数
司法試験 合格者	裁判官	1
	検察官	3
	弁護士	81
	司法修習	11
	法曹職以外に就職	2
	計	98
司法試験 未合格者	就職（一般企業）	5
	就職（裁判所職員）	3
	就職（社会福祉法人）	1
	主婦	1
	博士課程後期進学	1
	司法試験受験準備 （科目等履修生として 本学在籍）	35
	計	46
合計		144

都道府県別弁護士登録者数

都道府県	人数
青森県	1
秋田県	1
群馬県	1
埼玉県	3
千葉県	3
東京都	30
神奈川県	30
山梨県	1
静岡県	2
富山県	1
岐阜県	1
京都府	1
島根県	1
山口県	1
香川県	1
福岡県	1
熊本県	1
鹿児島県	1
計	81

※本学で把握しているもののみ記載した。

2 特長及び課題等

(1) 特長

本学法科大学院の特色は、東アジアを中心座標とするグローバル人材を養成しながらも、地域連携型の法科大学院であるという点にある。神奈川県に設置された唯一の国立大学の法科大学院として、地域に根ざした法曹養成を継続的かつ安定的に担うべき責務を負っていると考える。そのために、横浜弁護士会との強固な教育連携、少人数教育、教員担任制（アカデミックアドバイス活動）などを通じて、学生同士、学生と教員間相互の人的な接触の機会を増やし、人間性豊かな法曹養成を目指している。

(2) 課題等

法学未修者の割合が大きい法科大学院として、当初は法学未修者・既修者とも、司法試験の累積合格率高かったが、現在は漸減傾向にある。このような、法学未修者・既修者別の高い合格率が認知されなかったことについては、アピールの努力が足りなかった。また、平成25年度入試では、国際社会科学研究科改組と重なったこともあり、初めて、入学者が入学定員に満たなかった。純粋な法学未修者の法曹への夢を実現させながらも、法学既修コース受験者にとっても魅力ある法科大学院であることをアピールして、率としての合格実績を上げることが必要である。カリキュラムや入試制度の改革は進んでおり、それらの適切な実施がなされなければならない。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1：重点基準

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

（基準2-1-1に係る状況）

（1）本学法科大学院は基礎になる学部を有しない全国でもユニークな法科大学院（《別添資料1-1-1-1》平成25年度履修案内：みひらき「はじめに」参照）であり、当初から他大学出身者や非法学部出身者、社会人に広く開かれた存在である。他方、一定水準以上の法学的知識と素養を備えた者については、法学既修者コース入学試験を行い、他大学法学部出身者、本学経済学部経済システム学科法と経済コース卒業生などに門戸を開いている。

（2）以上のような前提の下、教育課程は次のように編成されている。

開講される科目は、コア科目としての法律基本科目、法律実務基礎科目、法律実務基礎（総合演習）科目と、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目Ⅰ群・Ⅱ群・Ⅲ群に分けられる。法律基本科目に属する科目は、さらに、法学原論、公法系科目、民事系科目、刑事系科目、Tutorial科目に分けられる。これらの科目編成は、国際社会科学研究科の改組に伴い、平成25年（2013年）に改正されたものである（《別添資料2-1-1-1》横浜国立大学大学院国際社会科学府設置計画の概要抜粋：42頁-44頁参照。なお、設置計画提出後、基礎法学・隣接科目として法整備支援を追加した。）。

法律基本科目の科目は本学法科大学院に所属する専任教員が主に担当する。法律実務基礎科目は、本学法科大学院に所属する実務家専任教員や客員教授、非常勤講師が担当する。法律実務基礎（総合演習）科目は、実体法及び手続法を専攻する研究者教員、実務家教員（一部非常勤を含む）が合同で担当することにより、理論と実務の統合を目指す法科大学院における法学教育を完成させる科目として開設されている。

基礎法学・隣接科目には、基礎法学科目と、隣接科目として主に政治学系の科目を配置している。展開・先端科目Ⅰ群には、司法試験選択科目に該当する科目を配置し、展開・先端科目Ⅱ群には、学修をより深め、法曹としての実を備えるに相応しい応用法学科目を配置している。展開・先端科目Ⅲ群には、実務密着型の講義・演習科目を配置している。修了に当たっては各群に十分な単位数を要求し、法曹となるに相応しい幅広い教養と素養の修得を求めている。

以上の教育課程を通じて、段階的学習による、法曹に必要な法的資質・能力の体系的修得を目指す。第1段階では相当数の双方向型講義を主として、基本知識や判例・学説の修得に努めさせ、第2段階では演習によって得た知識等の運用をさせ、併せて知識等の不十

分な点を自覚させ再学習させる一方、実務関連科目も徐々に重要部分を学ばせる。第3段階では、理論と実務の統合を目指した発展的演習を行うとともに、より実務的な科目を修得させ、実務での適切な応用能力を体得させる。以上のことにより、体系的な学習システムとなっている（《資料2-1-1-1》平成25年度履修案内:9頁図表「段階的学習・科目群・資質の対照表」参照）。

【解釈指針2-1-1-1】

《資料2-1-1-1》平成25年度履修案内抜粋「段階的学習・科目群・資質の対照表」

段階的学習・科目群・資質の対照表				
学習レベル	第1段階	第2段階	第3段階	
科目群 (履修単位数)	法律基本科目		実務基礎科目	総合演習科目
	双方向型講義科目 (必修38単位) (Tutorial選択必修4単位)	演習科目 (選択必修16単位以上)		
年次	←— 1年 —→	←— 2年 —→	←— 3年 —→	
修得される 資 質	専門的 法 知 識 法 的 思 考 力 説 得 ・ 交 渉 能 力 法 実 務 能 力 法 曹 倫 理 観 総 合 的 資 質			

出典：平成25年度履修案内：9頁

このようなシステムは、法律基本科目として法学原論に加え、行政法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の一部を、平成25年度から1年次に開講科目とするなど、社会人や他学部出身者などの法学未修者の段階的学修にも適している。他方で、法学既修者コース入学試験に合格した者には、憲法、民法、刑法の双方向講義科目すべてと、行政法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の一部の双方向講義科目を履修済としている。加えて、各自の苦手科目や履修が不十分と思われる科目について、Tutorial科目を憲法、行政法、民法（財産法、家族法）、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法の各分野で8科目開設し、4単位修得を求める選択必修科目として基礎力の定着と充実強化を図っている（[様式1]平成25年度開設授業科目一覧参照）。

以上のように、本学法科大学院は、様々なレベルの学生に対応した弾力的な履修システムを構築している。【解釈指針2-1-1-2】

基準 2-1-2：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

(基準 2-1-2 に係る状況)

(1) 法律基本科目としては、双方向型講義科目として、全体の基礎となる法学原論、憲法に関する科目 2 科目、行政法に関する科目 2 科目、民法に関する科目 6 科目、民事訴訟法に関する科目 2 科目、商法に関する科目 2 科目、刑法に関する科目 2 科目、刑事訴訟法に関する科目 2 科目を開設している。これらの科目は、法曹を目指す以上、誰にも必要な基礎的な法律科目についての基本的な知識を身に付けさせることを目的としており、必修科目とされている。憲法以下の科目は、「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」（法科大学院協会）に準拠する内容である。

また、選択必修科目として、公法演習 3 科目、民事法演習 4 科目、刑事法演習 2 科目を設けている。これらは、双方向・多方向の議論により、双方向型講義科目により得られた知識を定着させるとともに、その応用能力を涵養するための科目である。

【解釈指針 2-1-2-1】

そのほか、基本的知識の定着ないし深化を図るために Tutorial 8 科目を法律基本科目として開設している。これらの科目は、選択必修科目として、学生が更なる学修を望む分野の学修を深めたり、様々な理由で学修が足りないと感じる分野の基礎学力を補完する際に履修したりすることが期待されており、原則として少人数教育で実施している。

(2) 法律実務基礎科目として、法律文献情報、法曹倫理 I・II などの 14 科目を開設しており、実務への導入教育となっている。これらの科目の多くは横浜弁護士会所属の実務家専任教員によって担われている。また、本学法科大学院では、上級の演習科目は、法律基本科目としての演習科目とは別建ての総合演習科目としている。ここには、公法総合演習、民事法総合演習、刑事法総合演習を配置しており、いずれも実体法の研究者と訴訟法の研究者、研究者教員と実務家教員といったように、異なった背景を有する教員が合同で担当し、最終的な仕上げの教育を行っている。

【解釈指針 2-1-2-2】

(3) 基礎法学・隣接科目としては、法哲学、政治学原論などを開設している。これらの科目は、法科大学院で主として学ぶ日本の実定法を支える制度や環境についても広く

学ぶとともに、人間や社会への理解や洞察を深める科目である。

【解釈指針 2-1-2-3】

(4) 展開・先端科目はⅠ群、Ⅱ群、Ⅲ群に分けて開設している。Ⅰ群には法曹となるために必要な、司法試験の選択科目を配置し、Ⅱ群には法律基本科目や展開・先端科目Ⅰ群開講科目には含まれないが重要と考えられる応用法学科目を配置し、Ⅲ群には実務的な見地から重要と考えられる問題を実務家教員が担当する科目として配置している。

平成25年度のカリキュラム改正では、特に、展開・先端科目の整理・見直しを図った。展開・先端科目の多くは、本学法科大学院の専任教員又は国際社会科学府研究所属で主に国際経済法学専攻の授業を担当する教員によって担われているほか、みなし専任教員、非常勤の実務家教員も相当数の科目を担当している。

なお、Ⅲ群は、《資料 2-1-2-1》展開・先端科目Ⅲ群担当者一覧のとおり、主として横浜弁護士会所属の弁護士が非常勤講師などとして担当している。

【解釈指針 2-1-2-4】

《資料 2-1-2-1》展開・先端科目Ⅲ群担当者一覧

授業科目名	担当者	職業	本務先
実務登記法	佐藤 純通	司法書士	横浜中央法務事務所
実務ジェンダー法	穂積 匡史	弁護士（横浜弁護士会所属）	武蔵小杉合同法律事務所
実務高齢者・障害者問題	千木良 正	弁護士（横浜弁護士会所属）	小長井雅晴法律事務所
実務少年法	小花 和史	弁護士（横浜弁護士会所属）	横浜みなみ法律事務所
	藤沖 彩	弁護士（横浜弁護士会所属）	弓場法律事務所
実務破産管財業務	糸井 淳一	弁護士（横浜弁護士会所属）	糸井総合法律事務所
実務消費者法	芳野 直子	弁護士（横浜弁護士会所属）	横浜法律事務所
実務医療過誤問題	折本 和司	弁護士（横浜弁護士会所属）	みなと総合法律事務所

(以上につき、

《別添資料 1-1-1-1》平成25年度履修案内：18頁19頁年次配当表、

《別添資料 2-1-1-1》横浜国立大学大学院国際社会科学府設置計画の概要抜粋：
42頁-44頁、及び、

《別添資料 2-1-2-1》横浜国立大学法科大学院シラバスをそれぞれご参照願いたい。)

基準 2-1-3 : 重点基準

各授業科目が適切な科目区分にしたがって開設されていること。

(基準 2-1-3 に係る状況)

(1) 法律基本科目としては、まず、法学未修者 1 年次必修科目として法学原論を開講し、公法、民事法、刑事法などの基礎(法学の基礎)を学修するとともに、裁判の仕組みなどを学修する。

公法系科目としては、憲法Ⅰ・Ⅱ、行政法Ⅰ・Ⅱ、公法演習Ⅰ～Ⅲの7科目を開講している。民事系科目としては、民法Ⅰ～Ⅵ、商法Ⅰ・Ⅱ、民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ、民事法演習Ⅰ～Ⅳの14科目を開講している。刑事系科目としては、刑法Ⅰ・Ⅱ、刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ、刑事法演習Ⅰ・Ⅱの6科目を開講している(一例として、《別添資料 2-1-2-1》横浜国立大学法科大学院シラバス:10 頁公法演習Ⅰ参照)。

Tutorial 科目も法律基本科目(選択必修科目)として開講している。科目としては、TutorialⅠ(公法/憲法)、TutorialⅡ(民事法/民法)、TutorialⅢ(民事法/家族法)、TutorialⅣ(刑事法/刑法)、TutorialⅤ(公法/行政法)、TutorialⅥ(民事法/商法)、TutorialⅦ(民事法/民訴)、TutorialⅧ(刑事法/刑訴)の8科目を開講し、いわゆる基本七法の全分野を網羅している。【解釈指針 2-1-3-1】

(2) 法律実務基礎科目としては、法律文献情報、法曹倫理Ⅰ・Ⅱ、民事実務演習、刑事実務演習、民事要件事実・事実認定論、実務民事裁判論、実務刑事訴訟法演習、民事模擬裁判、刑事模擬裁判、法律相談、ローヤリング、涉外弁護士実務、検察実務の14科目を開講しており、実務への導入教育となっている(一例として、《別添資料 2-1-2-1》横浜国立大学法科大学院シラバス 56 頁法曹倫理Ⅱ参照)。

【解釈指針 2-1-3-1】

総合演習科目には、公法総合演習、民事法総合演習、刑事法総合演習の3科目を開講しており、いずれも当該分野を専門とする複数の研究者教員と実務家教員が合同で担当し、基本科目に関する最終的な仕上げの教育の役割を担っている(一例として、《別添資料 2-1-2-1》横浜国立大学法科大学院シラバス:73 頁民事法総合演習参照)。

(3) 基礎法学・隣接科目としては、基礎法学の分野から、法哲学、法社会学、比較法学の3科目、隣接科目の分野から、法医学、政治学原論、公共管理論、国際関係論、国際協力論、法整備支援の6科目の合計9科目を開講している。【解釈指針 2-1-3-1】

(4) 展開・先端科目は、前述のようにⅠ群、Ⅱ群、Ⅲ群に分けて開講している。Ⅰ群は司法試験の選択科目である科目、Ⅱ群はそれ以外の実定法の学修を深める科目、Ⅲ群は実務上の諸問題に早い段階から触れることを目的とする科目という区分がなされている。

Ⅰ群では、倒産法Ⅰ・Ⅱ、租税法Ⅰ～Ⅲ、経済法Ⅰ・Ⅱ、知的財産法Ⅰ～Ⅲ、労働法Ⅰ・Ⅱ、環境法Ⅰ・Ⅱ、国際法Ⅰ～Ⅲ、国際私法Ⅰ～Ⅲの合計20科目を開講している。Ⅱ群では、比較憲法、地方自治法、企業法、民事執行・保全法、国際租税法、国際機構法、

高齢者法、アジア経済法の8科目を開講している。Ⅲ群では、実務登記法、実務ジェンダー法、実務高齢者・障害者問題、実務少年法、実務破産管財業務、実務消費者法、実務医療過誤問題の7科目を開講している（一例として、《別添資料2-1-2-1》横浜国立大学法科大学院シラバス：124頁実務少年法参照）。【解釈指針2-1-3-1】

（5）責任指導教員（法曹実務専攻の研究者教員）の指導の下、学生が論文執筆を目的とする科目として、リサーチペーパー（2単位）を開講している（同科目は修了要件には算入しない）。これは、自ら資料を収集して思考を重ねることにより、研究成果をまとめる訓練をすることを目的とする科目である（《別添資料2-1-3-1》リサーチ・ペーパー作成指導実施要項参照）。【解釈指針2-1-3-1】

（以上につき、

《別添資料1-1-1-1》平成25年度履修案内：18頁19頁年次配当表、

《別添資料2-1-1-1》横浜国立大学大学院国際社会科学府設置計画の概要抜粋：

42頁-44頁、

《別添資料2-1-2-1》横浜国立大学法科大学院シラバス、及び、

[様式1]平成25年度開設授業科目一覧をそれぞれご参照願いたい。）

基準 2-1-4：重点基準

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

（基準 2-1-4 に係る状況）

本学法科大学院の教育課程を、（基準 2-1-2）の科目区分に従って述べると下記の通りである。

（1）法律基本科目

法律基本科目のうち、双方向型講義科目である、法学原論、憲法Ⅰ・Ⅱ、行政法Ⅰ・Ⅱ、民法Ⅰ～Ⅵ、商法Ⅰ・Ⅱ、民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ、刑法Ⅰ・Ⅱ、刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱの講義科目 19 科目 38 単位は、法曹養成のための基本的な科目であるため、必修科目である。このうち、法学原論、憲法Ⅰ・Ⅱ、行政法Ⅰ、民法Ⅰ～Ⅵ、商法Ⅰ、民事訴訟法Ⅰ、刑法Ⅰ・Ⅱ、刑事訴訟法Ⅰの 15 科目 30 単位については、法学未修者 1 年次科目として早期の学修を求め、法学既修者と認定された者はこれらを履修したものとみなしている。これら以外の 4 科目 8 単位は未修者 2 年次（既修者 1 年次）の春学期ですべて修得させる。

また、TutorialⅠ～Ⅷの 8 科目を選択必修科目として、4 科目 4 単位の履修を求めている。これは、学修の途上で相対的に不得意な科目の学修のため、比較的少人数のクラス規模で開講している。

2 年次・3 年次に配当される科目の多くは、双方向・多方向型の演習形式の授業である。公法演習Ⅰ～Ⅲ、民事法演習Ⅰ～Ⅳ、刑事法演習Ⅰ・Ⅱの 9 科目 18 単位については、16 単位の履修を求めている（必修度の特に高い選択必修科目）。

なお、演習科目のほとんどは、2 年次に履修させるが、一部の科目（行政訴訟法中心の公法演習Ⅲ、商法中心の民事法演習Ⅲ、民事訴訟法中心の民事法演習Ⅳ、刑事訴訟法中心の刑事法演習Ⅱ）は、3 年次春学期に開講している。

（2）法律実務基礎科目

実務への導入教育という性格を有する法律実務基礎科目では、リテラシー科目である法律文献情報と、法曹としての倫理観・責任感を涵養する法曹倫理Ⅰを 1 年次での必修科目としている。そして、民事要件事実・事実認定論、事例教材を用いた民事実務演習及び刑事実務演習を 2 年次、法曹倫理Ⅱを 3 年次の必修科目として、段階的に実務科目の学修を深めていく。

選択必修科目としては、実務民事裁判論、実務刑事訴訟法演習、民事模擬裁判、刑事模擬裁判、法律相談、ローヤリング、涉外弁護士実務、検察実務の 8 科目 11 単位を開講している。これらは 2 年次秋学期から 3 年次春学期にわたって 5 単位以上を修得させることにより、実習的な科目、模擬裁判、実務文書を扱う科目などを履修させることとなる。なお、総合演習科目の 3 科目（6 単位）はいずれも必修科目である。

(3) 基礎法学・隣接科目

人間や社会への理解や洞察を深めて視野の広い法曹を育成することを重視した科目である。具体的には、法医学、法哲学、法社会学、比較法学、政治学原論、公共管理論、国際関係論、国際協力論、法整備支援の9科目を開講している。これらは選択必修科目であり、修了のためには4単位以上の修得が必要である。

(4) 展開・先端科目

展開・先端科目Ⅰ群には、租税法、倒産法、経済法、国際法などの司法試験の選択科目を配置し、倒産法Ⅰなど、20科目40単位から4単位を履修しなければならない。同Ⅱ群には、民事執行・保全法や国際機構法などの法律基本科目や展開・先端科目Ⅰ群開講科目をより深める科目を8科目配置している。同Ⅲ群には実務の先端を中心とする科目を7科目配置し、Ⅱ群とⅢ群合計15科目23単位から8単位を履修しなければならない。

(以上につき、

《別添資料1-1-1-1》平成25年度履修案内：10頁「修了要件一覧表」、

：18頁19頁「年次配当表」、

《別添資料2-1-1-1》横浜国立大学大学院国際社会科学府設置計画の概要抜粋：

42頁-44頁、

《別添資料2-1-2-1》横浜国立大学法科大学院シラバス、及び、

[様式1]平成25年度開設授業科目一覧をそれぞれご参照願いたい。)

基準 2-1-5：重点基準

基準 2-1-2 (1) に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8 単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者 1 年次に配当される法律基本科目については、別に 6 単位を限度として必修とすることができる。

(1) 公法系科目（憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。）

10 単位

(2) 民事系科目（民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

32 単位

(3) 刑事系科目（刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

12 単位

（基準 2-1-5 に係る状況）

(1) 公法系科目については、必修科目として、憲法Ⅰ・Ⅱ、行政法Ⅰ・Ⅱの 4 科目 8 単位、演習科目については公法演習Ⅰ～Ⅲの 3 科目 6 単位を開講している（計 14 単位）。

(2) 民事系科目については、必修科目として、民法Ⅰ～Ⅵ、商法Ⅰ・Ⅱ、民事訴訟法Ⅰ・Ⅱの 10 科目 20 単位、演習科目については民事法演習Ⅰ～Ⅳの 4 科目 8 単位を開講している（計 28 単位）。

(3) 刑事系科目については、必修科目として、刑法Ⅰ・Ⅱ、刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱの 4 科目 8 単位、演習科目については刑事法演習Ⅰ・Ⅱの 2 科目 4 単位を開講している（計 12 単位）。

上記のうち、公法系科目が標準を 4 単位上回り、さらに法律基本科目に属する法学原論（2 単位）があることにより、標準単位数を超えた必修科目又は選択必修科目の数は 6 単位増であり、基準の 8 単位に収まっている。

また、法学未修者 1 年次に配当される法律基本科目については、本学法科大学院では、以上の各系など法律学の共通の基礎を学ぶ法学原論を必修としているほか、TutorialⅠ～Ⅷの 8 科目 8 単位のうちから 4 科目 4 単位を選択必修としており、法学未修者 1 年次に配当される法律基本科目については、別に必修科目とすることができる 6 単位の基準に収まっている。

（以上につき、

《別添資料 1-1-1-1》平成 25 年度履修案内：10 頁「修了要件一覧表」、

《別添資料 2-1-1-1》横浜国立大学大学院国際社会科学府設置計画の概要抜粋：

42 頁-44 頁、及び、

[様式 1]平成 25 年度開設授業科目一覧をそれぞれご参照願いたい。）

基準 2-1-6：重点基準

(1) 基準 2-1-2 (2) に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目 (2 単位)

イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2 単位)

ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2 単位)

(2) (1) に掲げる必修科目 6 単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4 単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)

イ ローヤリング

(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等の ADR (裁判外紛争処理) の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)

ウ クリニック

(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)

エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3) (1) アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

（法的文書（契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面等）の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容）

（基準2－1－6に係る状況）

（１）「法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目」としては、法曹倫理Ⅰ・Ⅱの２科目２単位を必修科目として開講している。

「要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目」としては、民事実務演習、民事要件事実・事実認定論の２科目４単位を必修科目として開講している。

「事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目」としては、刑事実務演習（２単位）を必修科目として、実務刑事訴訟法演習、検察実務の２科目３単位を選択必修科目として開講している。

（２）これ以外の科目として、以下の４科目５単位を選択必修科目として開講している。これらは、いずれも法学未修１年次（法学既修２年次）に法曹倫理Ⅰを履修した翌年以降に履修することができる。

「模擬裁判」としては、民事模擬裁判、刑事模擬裁判の２科目３単位を開講している。

「クリニック」としては、法律相談の１科目１単位を開講している。

「エクスターンシップ」としては、ローヤリングの１科目１単位を開講している。

「公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目」は単独では開講されていないものの、公法総合演習では、弁護士教員２人（うち１人は元裁判官）の参加を得て、講義においても行政訴訟実務の解説及び具体的事案に即した小テストを行い、公法系訴訟実務に携わるための必要な基礎力、応用能力を養う内容となっている。

なお、総合演習科目に配置している公法総合演習、民事法総合演習、刑事法総合演習（各２単位、必修科目。そのシラバスについては《別添資料２－１－２－１》横浜国立大学法科大学院シラバス：73頁民事法総合演習参照）も内容的には法律実務基礎科目に相当する。例えば、民事法総合演習については、実務家専任教員も関与し、教材も横浜弁護士会作成のものをを用いるなど、実務的な内容となっている。

（３）「法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目」は、（１）記載の通り、独立の授業科目として開講している。また、憲法Ⅱでは裁判官弾劾例などが講義されるなど、他の科目でも法曹倫理に留意した教育がなされている。

（４）「法情報調査」に関する科目としては、１年次の春学期の冒頭を開講される法律文献情報がある。これは、法科大学院における学修を始めるにあたって、必須の基礎的・技術的知識を得るための講義である。

「法文書作成」については民事実務演習、実務民事裁判論、刑事法総合演習などの必修科目、選択必修科目において確実に指導が行われているほか、国際売買契約書の作成を重点

的に扱う選択必修科目「涉外弁護士実務」を開講している。

以上の科目は法律実務基礎科目として開講しているが、これらの授業内容を定めそれを実施するに際しては、実務家教員のみならず、研究者教員も関与している。例えば、総合演習などでは、授業内容・方法の決定や授業実施について、シラバスの作成から学期末に至るまで実務家教員と研究者教員とが綿密に協議・関与しながら授業を遂行している。また、模擬裁判は公開授業であり、研究者教員がこれを見学し、授業後に感想を述べている。さらに、横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻規則では、客員教授等の専任でない実務家教員についても、授業内容や教育方法の改善のためにFD委員会に出席することも認めており、相互の協力体制を担保している（《資料2-1-6-1》横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻規則第17条2項参照）。

《資料2-1-6-1》横浜国立大学大学院国際社会科学府
法曹実務専攻規則第17条2項

第17条

2 客員教授等は、授業内容及び教育方法の改善のため、FDについて検討する委員会に参加できるものとする。

出典：横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻規則

（以上につき、

《別添資料1-1-1-1》平成25年度履修案内：10頁「修了要件一覧表」、

《別添資料2-1-1-1》横浜国立大学大学院国際社会科学府設置計画の概要抜粋：

42頁-44頁、及び、

[様式1]平成25年度開設授業科目一覧をそれぞれご参照願いたい。）

なお、横浜弁護士会の全面的な協力の一環として、同弁護士会から派遣されている専任・みなし専任の弁護士教員には、1人につき同弁護士会所属のバックアップ・チームが付いおり、法律実務基礎科目では充実した教材が作成されている。

【解釈指針2-1-6-1】

基準 2－1－7：重点基準

基準 2－1－2（3）に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4単位以上が必修又は選択必修とされていること。

（基準 2－1－7に係る状況）

「基礎法学・隣接科目」については、法医学、法哲学、法社会学、比較法学、政治学原論、公共管理論、国際関係論、国際協力論、法整備支援の9科目18単位を開講している。これらは選択必修科目であり、修了のためには4単位以上の修得が必要である。必要単位数の4倍強の科目を開講しているほか、基礎法学から3科目、隣接科目から6科目（うち政治学分野から3科目）と多様な科目を十分に開講している。また、学生のその時々が多様な関心に基づいて選択できるように1年次から3年次まで開講している。

本学では、平成6年（1994年）に大学院国際開発研究科が設立され、これが平成11年（1999年）に大学院国際社会科学府博士課程後期国際開発専攻となり、平成24年（2012年）まで専攻としての学生募集を続けていた歴史があることから、国際協力論や法整備支援というユニークな科目も開講されている。

（以上につき、

《別添資料1－1－1－1》平成25年度履修案内：10頁「修了要件一覧表」、

《別添資料2－1－1－1》横浜国立大学大学院国際社会科学府設置計画の概要抜粋：

42頁-44頁、及び、

[様式1]平成25年度開設授業科目一覧をそれぞれご参照願いたい。）

基準 2－1－8：重点基準

基準 2－1－2（4）に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12単位以上が必修又は選択必修とされていること。

（基準 2－1－8に係る状況）

「展開・先端科目」については、Ⅰ群、Ⅱ群、Ⅲ群に分けて開講している。Ⅰ群では、租税法、経済法、倒産法や国際法など20科目40単位を開講している。Ⅱ群では、地方自治法や企業法、国際租税法、高齢者法などの法律基本科目や展開・先端科目Ⅰ群科目を補う先端的ないし応用法学的科目を配置し、8科目16単位を開講している。Ⅲ群では、実務登記法、実務ジェンダー法、実務医療過誤問題などの実務的科目を配置し、7科目7単位を開講している。これらは選択必修科目であり、修了のためにはⅠ群から4単位以上、Ⅱ群とⅢ群を合わせて8単位以上、合計12単位の修得が必要である。なお、Ⅰ群では、司法試験の選択科目のすべてについて、2科目4単位以上の科目を開講している。Ⅱ群とⅢ群では必要単位数の約3倍の科目を開講しているほか、公法、民事法、刑事法、国際法、社会保障法など、分野としてもバランスよく開講している。

これらによって、

- ①租税法務、国際企業法務に強い法曹
- ②市民の法的需要に的確に応ずることのできる法曹
- ③企業や公的機関で活躍できる法曹
- ④グローバル人材として、東アジアや東南アジアなど商習慣や法律制度などが異なる社会経済環境においても適応できる専門性と国際性を備えた質の高い実務法曹を養成する体制となっている。

（以上につき、

《別添資料 1－1－1－1》平成 25 年度履修案内：10 頁「修了要件一覧表」、

《別添資料 2－1－1－1》横浜国立大学大学院国際社会科学府設置計画の概要抜粋：

42 頁-44 頁、及び、

[様式 1]平成 25 年度開設授業科目一覧をそれぞれご参照願いたい。)

基準 2－1－9：重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

（基準 2－1－9に係る状況）

春学期及び秋学期の通常の授業期間中に実施している科目に関しては、期末試験のほかに90分授業を15回行うことをもって2単位としている（《別添資料 2－1－9－1》平成25年度学年暦参照）。

2単位の授業は1週間に1回行われるのが通常である。しかし、中には、1週間に2回の授業を毎週行い、8週（ただし、8週のうちの1週は1回）で終了する2単位の授業科目（民事訴訟法Ⅱ、刑事訴訟法Ⅰ）、学期を通して1週間に2回の授業を隔週で行う2単位の授業科目（法学原論、民事法演習Ⅳ、刑事法演習Ⅱ、民事実務演習、公法総合演習、民事法総合演習、刑事法総合演習）、1週間に1回の授業を8回行う1単位の授業科目（実務民事裁判論など）もある。なお、これらについては《別添資料 2－1－9－2》平成25年度法曹実務専攻時間割表をご参照願いたい。

なお、科目によっては、夏季、冬季、学年末の休業期間中にも、主に集中講義の形で授業を行っているが、休業期間中に開講している授業科目の単位数も大学設置基準のとおりである。これらは、例えば、

- ①法律文献情報のように、1年次開講前に履修させることが重要な科目
- ②Tutorialのように、学生の学修の進度に応じて履修されるべき科目
- ③集中講義方式が有効な法律相談
- ④休業期間中に学修するのが適している展開・先端科目Ⅲ群、一部の基礎法学・隣接科目の科目

などであり、Tutorial以外の法律基本科目は開講していない。

集中講義については特定の時期に集中しないように配慮している。実施の時期は夏季、冬季、学年末に分散しており、事前に開講時期が示され、事前事後の学習時間が確保されている。また、期末試験を実施する科目については、試験準備期間を考慮して試験日を設定し、十分な学習ができ、単位の充実に背かないよう配慮している。なお、平成25年度にはTutorialを選択必修化した。このことに伴い開講時期について若干の変更を行った（《別添資料 2－1－9－3》平成25年度法科大学院夏季集中講義・冬季集中講義・年度末集中講義等日程参照）。

授業を諸般の事情により休講にした場合は、学生に補講の通知を行い、補講により補っている（《別添資料 2－1－9－4》平成24年度休講・補講実績参照）。

また、全学的にも、月に1週ずつ補講期間がある（[様式1]平成25年度開設授業科目一覧、及び、《別添資料 2－1－2－1》横浜国立大学法科大学院シラバス参照）。

2 特長及び課題等

(1) 特長

- ①本学法科大学院では、十分な数の基本的法律科目がバランスよく開講されており、その履修により基礎的法律知識を身に付けることができる。そして、法律実務基礎科目6科目、総合演習科目3科目の必修科目で、仕上げの教育を行っている。このように、段階的学習を明確に意識した教育課程の編成をしている点は、優れた点である。
- ②個々の学生の履修状況に対応するため、少人数科目である Tutorial 科目をすべての基本七法分野に開設し、選択必修科目として、例えば苦手科目の学修を深めさせるようにしている。他方、学修が研究に値するレベルに至った学生は、リサーチペーパーの履修が可能である。これらは適正規模法科大学院ゆえであることである。
- ③既修者認定を受けた者が必要な単位数を修得したものとみなされる科目が平成25年度から改正され、行政法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の一部と法学原論が加えられた。学修の程度に鑑み、肌理細やかな対応をしている。
- ④主に法学未修者2年次（法学既修者1年次）に開講される演習科目も、十分な数が開設されている。従来、公法系の科目が少ないとの意見もあったが、平成25年度からは公法演習を1科目増加させた。また、選択必修の範囲を演習科目全体に広げつつ、限りなく必修科目に近い設定とし、学生の選択の自由を尊重しつつもすべての演習を真剣に取り組ませる試みである。
- ⑤法曹としての責任感や倫理観を涵養するため、法曹倫理に関する授業科目が法曹倫理Ⅰ、法曹倫理Ⅱとして、独立して開講している。このほか、1年次はじめに法律文献情報を開講し、法学に関する資料や文献の調べ方などについて学修している。また、模擬裁判や法律相談などの実践的な科目を選択必修科目とし、履修させる工夫を施している。
- ⑥多くの科目において研究者教員と実務家教員との共同で授業を行っている。これにより、学生は、理論と実務とがいかに架橋されるべきかを理解することが可能となっている。また、展開・先端科目Ⅲ群でも、弁護士等の非常勤教員により多くの実務的な科目を開講している。
- ⑦本学法科大学院は、基礎法学・隣接科目にも展開・先端科目にも十分な数の科目を開講しており、そのいずれもが選択必修科目である。選択が司法試験選択科目に偏ることなく法曹としてのバランスの取れた学識や教養を得るよう、司法試験選択科目以外の基礎法学・隣接科目、展開・先端科目Ⅱ・Ⅲ群も修得しなければならない。平成25年度のカリキュラム改正では、科目の整理統合と分類の見直しを図り、わかりやすい構成となった。展開・先端科目の中では、本学法律系の伝統から、租税法、知的財産法、国際法の各分野が特に充実している。
- ⑧段階的に学べ、いわゆる完全未修者から法学既修者までに柔軟に対応している。特に平成25年度からのカリキュラムは、修了必要単位数は96単位に抑えられており、全体が総合的に考えられている。

(2) 課題等

- ①本学法科大学院では現在まで、行政法を専門とする実務家専任教員がいないため、公法系の訴訟実務を表題とする科目は開設していない。ただし、公法総合演習には実務家教員が参加しており、この点は相当程度補われている。
- ②平成24年度以前に入学した学生に適用されるカリキュラムは並存し、当分の間、複雑な運用を余儀なくされる。ただし、平成24年度以前に入学した学生にも一部、新カリキュラムの効果は及んでおり、学修の充実が図られる。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

（基準3-1-1に係る状況）

（1） 本学法科大学院においては、少人数教育（1学年の定員は40人）を一つの特色としており、法律基本科目中の双方向型講義科目については、1クラスのみの開講であるが、法律基本科目の中の演習科目、法律実務基礎科目の中のいくつかの科目及び総合演習科目については、1学年の学生をさらに2つに分けて2クラスで開講している（《別添資料2-1-9-2》平成25年度法曹実務専攻時間割表、及び、《資料3-1-1-1》平成25年度履修案内：13頁「クラス分け」参照）。

比較的規模の大きなクラスとしては、未修者と既修者が1クラスで学ぶ若干の必修科目（これには、同年度入学の未修者と既修者が一緒に学ぶ科目として、法律文献情報、法曹倫理Ⅰがあり、異年度入学の未修者と既修者が一緒に学ぶ科目として、行政法Ⅱ、商法Ⅱ、民事訴訟法Ⅱ、刑事訴訟法Ⅱ、民事要件事実・事実認定論がある）があるが、実際のクラス規模は40人程度である（再履修者を含む）。

なお、クラス分けをする科目のクラス規模はその半分となる（《別添資料3-1-1-1》平成25年度法科大学院科目履修登録状況参照）。

よって、すべての授業科目でクラス規模は数人から40人程度となっており、適正な規模を維持している。【解釈指針3-1-1-1】

《資料3-1-1-1》 平成25年度履修案内抜粋「クラス分け」

クラス分け

（イ） 演習科目

2年次以上の各学生は、A又はBのいずれかのクラスに所属する。このクラスは、同一内容の授業が2コマ開講される次の科目の受講単位となる。

公法演習Ⅰ～Ⅲ、民事法演習Ⅰ～Ⅳ、刑事法演習Ⅰ・Ⅱ、民事実務演習、実務民事裁判論、刑事実務演習、実務刑事訴訟法演習、公法総合演習、民事法総合演習、刑事法総合演習

学生は所属するクラスの授業を受けなければならない。ただし、履修登録状況上、上記の科目履修に支障を生じる者は、クラスの一部を変更することができる。（支障を生じる科目に限る）

（ロ） ローヤリング

ローヤリングは、横浜弁護士会での集合研修と各法律事務所での個別研修からなる。各学生の各法律事務所への割り振りは、年度末休業期間の初めに行う。

出典： 平成25年度履修案内：13頁

(2) 基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目Ⅰ・Ⅱ群は、国際経済法学専攻の学生も履修することができ、1クラスの受講者数は最大でも40人程度であり、適正な規模を維持している。

また、他大学大学院、本学大学院の他研究科、国際社会科学府の他専攻（国際経済法学専攻を除く）所属の学生にも、展開・先端科目Ⅰ群、展開・先端科目Ⅱ群の科目の履修を認めているが、これには正規学生の教育に支障がない限りとしている（《資料3-1-1-2》横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻規則第9条参照）。

《資料3-1-1-2》横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻規則第9条

（他の大学院等の授業科目の履修）

- 第9条 専攻の教育に支障がないときは、展開・先端科目その他の別に定める授業科目に限り、他の大学院と協議の上、当該大学院の学生に授業科目の履修を認めることができる。
- 2 専攻の教育に支障がないときは、展開・先端科目その他の別に定める授業科目に限り、他の学府等と協議の上、当該他の学府等の学生に授業科目の履修を認めることができる。
- 3 国際経済法学専攻の学生は、展開・先端科目その他の別に定める授業科目に限り、授業科目を履修することができる。

出典：横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻規則第9条

なお、科目等履修生に関しても各授業科目の収容人数等を考慮して選考している（《別添資料3-1-1-2》平成25年度横浜国立大学大学院国際社会科学府博士課程前期国際経済法学及び専門職学位課程法曹実務専攻科目等履修生募集要項参照）。

【解釈指針3-1-1-2】 【解釈指針3-1-1-3】

基準 3-1-2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

(基準 3-1-2 に係る状況)

(基準 3-1-1 に係る状況) において述べたように、法律基本科目に配置している科目で、50人以上の学生に対して1クラスで授業を行っているものはない。法律基本科目に配置している演習（公法演習Ⅰ～Ⅲ、民事法演習Ⅰ～Ⅳ、刑事法演習Ⅰ・Ⅱ）はクラス分けをしているために、1クラスの受講者数は30人以下である。

なお、総合演習科目は、いずれもクラス分けをしているために、1クラスの学生数は30人以下である。【解釈指針 3-1-2-1】

(以上につき、

《別添資料 2-1-9-2》平成25年度法曹実務専攻時間割表、
前述26頁《資料 3-1-1-1》平成25年度履修案内：13頁「クラス分け」、
《別添資料 3-1-1-1》平成25年度法科大学院科目履修登録状況、及び、
《別添資料 3-1-1-2》平成25年度横浜国立大学大学院国際社会科学府
博士課程前期国際経済法学及び専門職学位課程
法曹実務専攻科目等履修生募集要項

をそれぞれご参照願いたい。)

3-2 授業の方法

基準3-2-1

法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準3-2-1に係る状況)

(1) 法律基本科目、展開・先端科目に属する多くの科目においては、予め配布された教材、指定された教科書の該当箇所につき学生が予習していることを前提に、それらに関連した基礎的知識を質問により確認しつつ、具体的な事例をも検討するという方法で授業を行っている。

法学未修者1年次においては、相当数の法学初学者が毎年受講しているので、同一時間内でも講義形式を適宜併用することによって、最大限の学修効果を得られるように配慮している。

演習科目、総合演習科目においては、より複雑な事例問題について学生に予め、又は、その場で作成・提出させた書面を基に双方向・多方向の議論を行いつつ授業を進め、これを通じて、批判的検討能力等法曹として必要な能力を育成することを目指している。

また、授業時間割については、各年次とも1日当たり2コマを標準として必修科目或いは必修性の高い授業科目を配置しており、予復習のための自習時間を十分に確保することができる。

なお、授業概要には期末試験が記載されていないが、期末試験は14回の授業後に実施し、その後、試験問題解説を行っている。結果、演習・講義が15回、試験が1回行われている。

(以上につき、

《別添資料1-1-1-1》平成25年度履修案内：14頁（八）成績評価、

《別添資料2-1-9-2》平成25年度法曹実務専攻時間割表、及び、

《資料3-2-1-1》総合演習科目のシラバス例をそれぞれご参照願いたい。）

《資料3-2-1-1》総合演習科目のシラバス例

科目名（英 文 名） 民事法総合演習						
担当教員（ローマ字表記） 高橋 寿一，奥山 恭子，渡邊 拓，高橋 健一郎，岡庭 幹司，池田 陽子[TAKAHASHI JUICHI, OKUYMA KYOKO, WATANABE TAKU, TAKAHASHI KEN-ICHIRO, OKANIWA MASASHI, IKEDA YOKO]						
開講学部等	国際社会科学府 通年	対象年次 クラス	未修3 年、既 修2年	単位数 時間割コード*	2 FG40006	使用言語 日本語
開講時期						
特記事項						
【授業目的】						
実体法と手続法の交錯する分野について、民法、商法、民事訴訟法分野の講義科目、演習科目で修得した知識を前提とし、さらに基礎的な実務的知識を加え、現実には生じる民事事件を解決するための応用能力を涵養することを目的とする。						
【授業概要】						
各回ごとに、事前に課題を出題する						
1～2. 遺留分減殺請求および遺産中の預金に関する取引履歴開示事件 遺言により指定ある場合の具体的相続分の算定、遺留分に関する						
3～4. 損害賠償請求事件 不動産の売買契約に係る損害賠償請求事件を素材として、不動産の売主の瑕疵担保責任及び仲介業者の責任を検討する。共同訴訟における民事訴訟法上の問題点についても扱う。						
5～6. 閉鎖会社の創業者が死亡し、相続人間で会社支配権について争いが生じた場合の事例問題 閉鎖会社の創業者株主が死亡し、相続人間で会社支配権について争いが生じた場合において、株式の相続に係る会社法上及び民法上の問題点について検討する。						
7～8. 詐害行為取消請求事件 詐害行為取消請求事件の記録を素材として、当該事件における法的問題点を検討したうえ、被告代理人として行う主張・立証の内容について検討する。						
9～10. 損害賠償請求事件 建築工事の現場で職人が負傷した事故について、建築工事に関係する当事者に生じる損害賠償責任について検討する。						
11～12. 損害賠償請求事件 非常に複雑な損害賠償請求事件の記録を素材として、損害論を含めた実体法上及び訴訟法上の問題について検討する。加えて、原告代理人として選択すべき法的救済手段及び法律構成についても議論する。						
13～14. 損害賠償請求事件 請負契約の契約解除・損害賠償請求に関する事件を素材として、民法上及び訴訟法上の問題を検討する。						
15. 試験問題解説						
【履修目標・到達目標】						
実体法と手続法、理論と実務、これらすべてを総合した法科大学院における民事法教育の到達点に位置する科目であり、司法試験合格後の実務修習に耐えうる高度な能力を修得することを目標とする。						
【授業方法】						
事前に指定した資料を読み、指定した設問を検討するよう学生に指示したうえで、双方向、多方向の授業を行う。数回に1回は、資料及び授業中の議論を踏まえて書面を作成してくることを宿題とする。						
【成績評価の基準】						
提出を求めた書面（試験又はレポート等）にやや比重を置きつつ、教室での討論も重視して評価する。試験又はレポート等の書面は、①正確な法知識、②実務的見地からの法的思考力、③法曹としての倫理感をみるものとする。討論では、上記①～③とともに、④説得・交渉力をみるものとする。具体的評価基準は、3年次の民事科目の集大成であることに鑑み、最終試験（60％）により達成度を評価し、平常点（40％）は、全員最低2回の提出が必須となる起案作成と、授業時の取組姿勢を総合して評価する。						
【教科書】						
【参考書】						
【履修条件及び関連科目】						
講義科目としての民法、民事訴訟法、演習科目である民法演習Ⅰ～Ⅲ、民事訴訟法演習、民事実務演習の単位をすべて習得していることが望ましい。展開先端科目の民事執行・保全法も履修していることが望ましい。						
【備考1】						

出典：《別添資料2-1-2-1》横浜国立大学法科大学院シラバス：73頁

また、実務的な演習科目や民事・刑事の模擬裁判、法曹倫理Ⅱなどにおいては、教材として具体的な事件記録に基づく記録を用いつつ、上記の目的を達成している。

法曹倫理Ⅰ、ローヤリングにおいては、実地見学、実地研修を行っている。法律相談では、弁護士教員の指導の下、実際の事件に向き合う機会を設けている。

その他の授業方法につき、《別添資料 2-1-2-1》横浜国立大学法科大学院シラバスを参照願いたい。

【解釈指針 3-2-1-1】 【解釈指針 3-2-1-2】

【解釈指針 3-2-1-3】 【解釈指針 3-2-1-4】

なお、ローヤリングにおいては、

- ①担当教員が事前に研修先実務指導者に説明会を実施し、
- ②実施初日に担当教員が参加学生に対してガイダンスを行い、
- ③実施中、担当教員は実務指導者及び参加学生と連絡を取り、
- ④最終日には担当教員と参加学生が全体討論会をもち、学習の深化を図っている。

法律相談ともども、参加学生に対しては、守秘義務等に関する誓約書を法曹実務専攻長宛と指導弁護士宛に提出させている。

(以上につき、

《別添資料 3-2-1-1》平成24年度ローヤリング配属表

《別添資料 3-2-1-2》誓約書

《資料 3-2-1-2》横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻規則第14条

《資料 3-2-1-3》横浜国立大学大学学則第61条懲戒、及び、

《資料 3-2-1-4》ローヤリング心得をご参照願いたい。)

《資料 3-2-1-2》横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻規則第14条

(学生の守秘義務等)

第14条 法律相談、ローヤリングを履修する学生は、別に定める法律相談実施要項、ローヤリング心得の守秘義務等を遵守しなければならない。

2 前項の守秘義務等に違反した学生は、横浜国立大学学則第61条により懲戒の対象とする。

出典：横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻規則

《資料 3-2-1-3》 横浜国立大学大学学則第61条

(懲戒)

第61条 学長は、教育上必要があると認めたときは、当該学部教授会の議を経て、学生を懲戒することができる。ただし、特に必要があると認めたときは、教育研究評議会の意見を求めることができる。

2 前項に規定する懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項に規定する退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

出典：横浜国立大学学則

《資料3-2-1-4》ローヤリング心得

- 1 今回の研修は学内ではなく一般社会の中で行われるのであるから、そのことをよく自覚し、一般的な常識と礼儀をわきまえた行動をすること。
- 2 服装や髪型は研修の場にふさわしいものとする。
- 3 時間を厳守し、無断で遅刻、早退及び欠席をしないこと。
- 4 研修時間中は携帯電話の電源を切り（又は、マナーモードに設定し）、着信音等が鳴らないようにしておくこと。
- 5 研修に当たっては指導担当弁護士の指示に従い、事務職員等に対しても失礼のない態度を心掛けること。
- 6 記録は指導担当弁護士の許可を受けない限り閲覧等をせず、許可を受けた場合でも、記録の取扱いは特に慎重に行い、コピーや持ち出しはしないこと。
- 7 法律相談等に同席する場合は、指導担当弁護士の許可なく発言せず、また、不適切な態度で相手の感情を害したり、指導担当弁護士の信用を傷つけたりすることがないように特に注意すること。
- 8 自己と依頼者その他の事件の関係者との間に特別な関係があることが判明した場合には、直ちにその旨を担当弁護士に申し出て、当該事件に関わる研修を中止すること。
- 9 研修中又は研修後に依頼者その他事件の関係者と個人的な接触はしないこと。
- 10 相談者や相手方の住所・氏名、相談内容等研修中に知った秘密については、研修中はもちろんのこと、研修後も絶対に他に漏らさないこと。
- 11 法律事務所における研修は、法曹実務専攻における教育の一環として実施されるものであり、学生から指導担当弁護士やその他の依頼者等に対し、賃金や報酬等の請求することができないこと。
- 12 研修中に誓約書及び注意事項に反する行為がなされた場合、直ちにその研修を打ち切られることがあること。

出典：「ローヤリング」受講予定者のみなさんへ

成績評価については、指導弁護士からの報告に基づき、担当教員が責任を持って行っている（《別添資料1-1-2-1》ローヤリング（弁護士業務と裁判外解決の技法）実施報告書参照）。

なお、参加学生が研修先等から報酬を受け取ることはない。【解釈指針3-2-1-5】

（2） 授業計画はシラバスにより予め学生に周知されている。シラバスにおいてはそれ以外にも、「授業の目的」「履修目標・到達目標」「授業方法」「成績評価の基準」「教科書」「参考書」「履修条件及び関連科目」の諸情報が、授業科目ごとに記載され、周知されている（《別添資料2-1-2-1》横浜国立大学法科大学院シラバス参照）。

なお、成績評価の基準はシラバスの他に、履修細目（《別添資料1-1-1-1》平成25年度履修案内：9頁III法曹実務専攻履修細目参照）、さらに、学期末の試験前に別途、学生に書面によって開示している。【解釈指針3-2-1-6】

（3） 授業時間外における学生による自主的な学習を効果的に行うための方策は次の通りである。

- ① 授業時間割については、各年次とも1日当たり2コマを標準として、必修科目或いは必修性の高い選択必修科目が配置されており、予復習のための自習時間を十分に確保できる。
- ② 教科書については、各分野における定評のある基本書を採用し、補助教材についても定評のある判例集や各教員によって作成されたレジュメを使用している（《別添資料2-1-2-1》横浜国立大学法科大学院シラバス参照）。

- ③各授業においては、予め教材を配布し、次回予習の範囲を予告し、さらに、復習に際して留意すべき事項なども指示している。
- ④自習室には、各学生に固定机が用意され、365日・24時間利用でき、無線LANを通じて各種データベースを利用することができる。また、図書資料は本学附属図書館、並びに法学資料室に備えられている（法学資料室については《資料3-2-1-5》法学資料室案内、及び、後述95頁、103頁参照）。
- ⑤その他、授業の効果を十分に上げられるよう、オフィス・アワーなどのサポート体制を整えている（《資料3-2-1-6》サポート体制、及び、後述71頁参照）。また、横浜弁護士会のバックアップ・チームも充実している（《資料3-2-1-7》バックアップ・チーム参照）。【解釈指針3-2-1-6】

《資料3-2-1-5》法学資料室案内

開室時間	通常	月曜～金曜： 9:00～21:00 土曜：10:30～16:30
	3月・8月・9月の休業期間	月曜～金曜： 9:00～17:00 土曜：10:30～16:30 *日曜・祝日は閉室です。
場 所	法学研究棟4階	

出典：本学ウェブサイト

《資料3-2-1-6》サポート体制

法科大学院係

法科大学院係は、学生の日々の学習をサポートします。些細なことでも気軽に窓口で相談できます。

オフィス・アワー

オフィス・アワーとは、生活・学習・進路面における学生からの質問や疑問に研究者教員・実務家教員が応じる制度であり、各教員に気軽に相談することができます。積極的に活用してください。

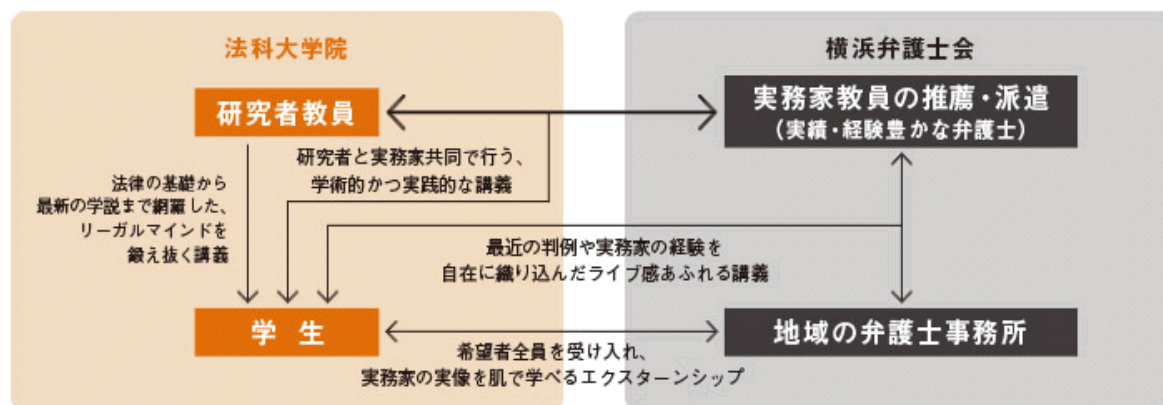
アカデミックアドバイス

教員3人のチームによる担当制で、履修指導や勉学全般の指導、将来の進路相談や生活指導など、法学未修者でも挫折せず伸びていくよう、学生生活のきめ細かなサポートを実施します。

出典：本学ウェブサイト

《資料3-2-1-7》バックアップ・チーム

法科大学院における横浜弁護士会の役割



出典：本学ウェブサイト

（４）集中講義は夏季、冬季、学年末の休業期間中に開講している。集中講義が特定の時期に集中しないように配慮し、期末試験を実施する科目については、試験準備期間を考慮して試験日を設定している（前述23頁、及び、《別添資料２－１－９－３》平成25年度法科大学院夏季集中講義・冬季集中講義・年度末集中講義等日程参照）。

【解釈指針３－２－１－７】

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

（基準3-3-1に係る状況）

（1）履修登録上限に関しては、横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻規則6条1項により、「1年次42単位、2年次36単位、3年次42単位を超えて履修登録をすることはできない。この単位数には、前年度に不合格となったため、再履修する科目の単位数を含む。」と定めている（《資料3-3-1-1》横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻規則第6条参照）。

《資料3-3-1-1》横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻規則第6条

（履修登録）

第6条 1年次42単位、2年次（法学既修者にあつては1年次）36単位、3年次（法学既修者にあつては2年次）42単位を超えて履修登録をすることはできない。この場合において1年次42単位のうち6単位は、法律基本科目の授業科目に限るものとする。

2 前項の単位数には、不合格により再履修する授業科目の単位数を含むものとする。

出典：横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻規則

この規則では、各年次において授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるように、法学未修者2年次（法学既修者1年次）の履修登録制限を標準に合わせ、最終年次（法学未修者3年次（法学既修者2年次））の履修登録制限を、上限単位数である44単位より2単位少なくした。

最終年次において上限単位数より2単位少なくした理由は、本学法科大学院では法科大学院における学習の仕上げとして3年次に総合演習を配当しているため、総合演習の学習に支障を来さないように配慮する趣旨に基づくものである。また、法学未修者1年次について、履修登録制限を42単位に増加した理由は、法学未修者に対して、法学学習をスムーズに始めることができるようにとの配慮と、法律基本科目の学習効果を高めるためである。さらに、法律基本科目内に設けられている法学原論（2単位）を必修とするとともに、Tutorial I～Ⅷ（各1単位）から4科目（4単位）を選択必修とすることになっている。

【解釈指針3-3-1-1】 【解釈指針3-3-1-2】

なお、原級留置となった場合の再履修科目の単位数も、上記の履修登録制限の対象となる（《資料3-3-1-2》平成25年度履修案内：9頁法曹実務専攻履修細目[五]履修登録（4）の②参照）。【解釈指針3-3-1-3】

《資料3-3-1-2》法曹実務専攻履修細目抜粋〔五〕履修登録

〔五〕履修登録

（4）履修登録制限

②進級が認められない場合の履修登録制限も同様とする。進級が認められない場合、再履修科目も履修登録制限の対象とする。

出典：平成25年度履修案内：9頁法曹実務専攻履修細目

（2）学生の履修登録状況は、上記の制限内に収まっている（《別添資料3-1-1-1》平成25年度法科大学院科目履修登録状況参照）。

（3）長期履修制度について

横浜国立大学大学院国際社会科学府規則第6条では、横浜国立大学大学院学則第14条を受けて、長期にわたる課程の履修を認めているが、この点、本学法科大学院では、平成25年4月1日に施行された横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻規則の附則2により、長期履修学生制度は、「当分の間、これを適用しない。」と定めている

（《資料3-3-1-3》横浜国立大学大学院学則第14条、及び、

《資料3-3-1-4》横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻規則
附則2参照）。【解釈指針3-3-1-4】

《資料3-3-1-3》横浜国立大学大学院学則第14条

（長期にわたる課程の履修）

第14条 研究科及び各学府は、別に定めるところにより、学生が職業を有している等の事情により、第7条第1項及び第2項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

出典：横浜国立大学大学院学則

《資料3-3-1-4》横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻規則附則2

附 則

2 大学院学則第14条に規定する長期履修学生制度は、専攻の教育方法及びその成果等を検証する必要がある、当分の間、これを適用しない。

出典：横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻規則

なお、本学法科大学院においては、3年を超える標準修業年限を定めていないため、【解釈指針3-3-1-4】に相当する事由は存在しない。

2 特長及び課題等

(1) 特長

- ①本学法科大学院は、学生定員1学年40人（収容定員120人）に対し、専任教員19人により手厚い教育を行う体制を整えている。その結果、文字どおり少人数教育を実現し得ていることは、本学法科大学院の優れた点である。また、本学法科大学院は、少人数教育とともに、横浜弁護士会の全面的な協力の下に設置・運営されている点も特色としており、そのため、例えばローヤリングの授業につき希望者全員に受講の機会を与えており、これは大規模校にはない長所の一つである。
- ②前述のように、本学法科大学院は横浜弁護士会の全面的な協力を得ている。そして、その一環として、同弁護士会から派遣されている専任・みなし専任の弁護士教員には、1人につき同弁護士会所属の3人ないし4人の弁護士からなるバックアップ・チームが付されている。これらの弁護士教員が担当する、又は担当者の1人となっている科目に関してはバックアップ・チームの関与により充実した教材が作成されている。
- ③本学法科大学院は、履修登録単位数の上限として、1年次42単位、2年次36単位、3年次42単位というように、標準に従って単位数を設定しており、この制限は休業期間中の授業にも及ぶ。これは、未修者による法律基本科目の学習効果を向上せしめるとともに、各年次において学生が予習復習の時間を十分に取ることができるように配慮した結果である。
- ④本学法科大学院においては、平成25年度から、法学原論を設けこれを必修科目とするとともに、Tutorialを8科目に拡大し、そのうち4科目を選択必修することとした。Tutorialは、比較的少人数を対象として法的知識ないし法的思考に関する基礎的能力を身につけさせることを目指している。Tutorialは、後続する演習、総合演習をより効果的なものにするために、法律基本科目の双方向型講義とならぶ基礎力を養う授業であり、本格的な演習の行われる学期の前の夏季又は春季の休業期間を利用して行われる。法学に関する知識や演習の経験がない非法学部出身者を含め、多様な学生に対してきめ細かい教育を行う本学法科大学院の教育上の特徴の一つであり、学生数に比して多くの専任教員を配置している本学法科大学院でこそ可能な取組みである。
- ⑤本学法科大学院は、学生の自習のために、固定机が備えられた自習室を用意し、各学生に一個の机を割り当てて専用としている。自習室は日曜・祝日を含めた24時間いつでも利用できる体制を整えている。この結果、自宅で勉強する環境にない学生でも予習・復習に十分な時間をかけることができる。

(2) 課題等

法学未修者1年次の学生は、4年間法学部教育を受けてきた者が在籍する一方で、法学を初めて学習する者も毎年在籍している。1年経過後には、その差は学生によっては無視しうるほどに小さくなるが、当初は双方のグループの学力差は大きい。この両者の学生の学習効果を同時に挙げるために、現在では講義型形式も併用することにしたが、双方向型形式と併用する際に、それをどのように使いわけ、適切に組み合わせるかについては、なお明確な答えをえているわけではない。教育研究高度化委員会（FD委員会）が試行錯誤しながらも今後も引き続き適切な方法を見出していきたい。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。

- （1）成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- （2）当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。
- （3）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- （4）期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- （5）再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。

（基準4-1-1に係る状況）

（1）成績評価に関する一般的な方針は「法曹実務専攻における成績評価の指針」（以下「指針」という。）で明らかにされ、これに基づく「法曹実務専攻における学期末試験に関する申し合わせ」（《別添資料4-1-1-1》平成24年度秋学期 学期末試験について参照）により、成績評価を行っている。

法律基本科目や法律実務基礎（総合演習）科目では、必ず学期末試験を実施する。また平常点として、レポートや小テスト、授業中の応答、出席率などの評価を行い（このため、科目ごとの座席指定制を採用している）、出席点のみによる評価を禁止している（《別添資料4-1-1-1》平成24年度秋学期 学期末試験について参照）。

学期末試験と平常点の比率は講義科目では7対3、演習科目は6対4を基本とする。採点方法、採点基準は予めシラバスで明示している（《別添資料2-1-2-1》横浜国立大学法科大学院シラバス参照）。【解釈指針4-1-1-1】

成績評価は、秀（90点以上）、優（80点～89点）、良（70点～79点）、可（60点～69点）、不可（59点以下）と区分され、学生には、履修案内を通じて入学当初に示している（《別添資料1-1-1-1》平成25年度履修案内：14頁「成績評価」、及び、《資料4-1-1-1》横浜国立大学大学院学則第15条参照）。【解釈指針4-1-1-2】

《資料4-1-1-1》横浜国立大学大学院学則第15条

（授業科目の成績）

第15条 授業科目の成績は、秀、優、良、可及び不可の5種の評語で表し、それぞれの評価に対して別に定めるところによりGP（Grade Point）を与える。

2 GPの利用については、研究科又は各学府において別に定める。

出典：横浜国立大学大学院学則

(2) 学期末試験については、試験前に、関連する科目を担当する専任教員等による検討会議を開催し、出題内容等を検討している。また、過去の学期末試験問題は、原則として学生に開示している。なお、修了者の司法試験の可否と法科大学院での成績との相関の高さも判明しており(《別添資料4-1-1-2》法曹実務専攻の成績と司法試験合格との相関について参照)、成績評価の厳密さの必要性は授業科目を担当する教員全員により共有されている。

また、個人成績表に基づき学生が採点上の疑義を質問する機会がある。再試験及び追試験後も同様である。教員には、担当科目の履修学生全員の成績集計表のほか、学生の問合せ応じるため、答案の写しを返却している。【解釈指針4-1-1-3】

履修登録状況や成績分布状況についても、科目ごとに、本試験終了時点のものと再試験及び追試験終了時点のものが法曹実務専攻会議において報告されている。

全学生の成績に関するデータも、アカデミック・アドバイスなどに提供されるなど、関係教員間での共有が可能になっている(《別添資料4-1-1-3》個別成績表参照)。
【解釈指針4-1-1-3】

(3) 学期末試験採点終了後、科目ごとに、解答例、配点、出題意図、採点基準、採点講評などをまとめたものを該当科目受験者に手渡している(《別添資料4-1-1-4》平成24年度横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻採点講評・採点基準参照)。

個別成績表は、学期末試験終了後速やかに学生に交付している。平成19年度からは、各科目の平常点と学期末試験得点の内訳、平成24年度秋学期からは、法律基本科目や法律実務基礎(総合演習)科目の総合順位を記載している(《別添資料4-1-1-5》平成24年度秋学期科目成績内訳、及び、《別添資料4-1-1-6》平成24年度秋学期進級関連科目成績順位表参照)。
【解釈指針4-1-1-4】

(4) 各授業とも、必要出席日数の3分の2に満たない受講者には、学期末試験の受験、すなわち単位の修得を認めていない。また、学期末試験では、匿名化された答案を採点している。担当教員は平常点も提出し、法科大学院係が学期末試験と平常点を合わせて最終成績とする厳正な仕組みをとっている(《別添資料4-1-1-7》平成24年度秋学期民法VI成績集計表参照)。

(5) 再試験及び追試験は、試験時間等については学期末試験と同じ条件で実施している(《別添資料4-1-1-1》平成24年度秋学期 学期末試験について「学期末試験に関する申し合わせ第10項」参照)。両試験の受験者とも、その限りで本試験の場合と比べて有利不利に扱われることはない。

再試験は筆記試験の採点結果のみにより最終成績(但し、最高でも60点)が決定される。これに対して、重度の疾病などの際になされる追試験においては、本試験受験と同様、平常点と追試験成績の合計により成績が決定される。

【解釈指針4-1-1-5】

基準 4-1-2

一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準 4-1-2 に係る状況）

本学法科大学院において、進級制導入前は、上級学年に配当されている必修科目を履修するためには、下級学年に配当されている関連の法律基本科目について、一定以上単位を取得していることを要件とする、進級制に準ずる制度を実施していた（《別添資料 4-1-2-1》留年状況参照）。

平成 22 年度入学の法学未修者と平成 23 年度入学の法学既修者からは、この制度を改め、進級制を導入した。平成 25 年度カリキュラム改正後の現行の進級制の概要は以下の通りであり、学生に対しては履修案内などにより周知している（《資料 4-1-2-1》横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻規則第 5 条、及び、《別添資料 1-1-1-1》平成 25 年度履修案内：12 頁「進級制度等」参照）。

《資料 4-1-2-1》横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻規則第 5 条

（進級制度等）

第 5 条 1 年次又は 2 年次（第 7 条に規定する法学既修者にあつては 1 年次）に在学する学生が、別に定めるところによる単位数を修得できなかった場合は、当該在学する年次の次の年次に進級することができない。

2 同一の年次の在学期間の年限は 2 年とする。ただし、休学期間を除くものとする。

出典：横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻規則

法学未修者が 1 年次から 2 年次に進級するための要件は、法学未修者 1 年次配当の法律基本科目、法律文献情報及び法曹倫理 I の合計 32 単位のうち 28 単位以上を修得していることである。

法学未修者が 2 年次から 3 年次に進級するための要件は、①法学未修者 1 年次配当の法律基本科目、法律文献情報及び法曹倫理 I のすべての単位を修得しており、かつ②法学未修者 2 年次配当の法律基本科目と民事実務演習、刑事実務演習、民事要件事実・事実認定論の合計 24 単位のうち 20 単位以上を修得していることである。

また、法学既修者が 1 年次から 2 年次に進級するための要件は、法学既修者 1 年次配当の法律基本科目と法律文献情報、法曹倫理 I、民事実務演習、刑事実務演習、民事要件事実・事実認定論の 30 単位うち 26 単位以上を修得していることである。

原級留置となっても、当該年度にすでに合格（秀、優、良、可）の評価を得た授業科目の成績は影響を受けないことになっているので、次年度に履修可能な科目は、各年次の履修登録制限の範囲内で、不合格となった必修科目並びに選択必修科目ということになる。また、同一年次には、休学期間を除き、2 年を超えて在籍できない。進級制の導

入により、原級留置者及び退学者の数は、《別添資料 4-1-2-1》留年状況の通りである。【解釈指針 4-1-2-1】

なお、修了するには GPA 値が 2.0 以上である必要がある。履修登録を行った科目の GPA 値は、秀 4.5、優 4.0、良 3.0、可 2.0、不可 0.0 であり、GPA 値は単位換算（科目換算ではない）での履修登録単位平均値ということになる。このため、選択必修科目を必要以上に履修登録して不可となれば、仮に総単位数等では修了要件を満たしても、原級留置となることがある。このこともまた、学生（平成 21 年度以後入学した未修者、平成 22 年度以後入学した既修者）に対しては、履修案内などにより周知徹底させた（《資料 4-1-2-2》平成 25 年度履修案内抜粋「GPA」参照）。【解釈指針 4-1-2-2】

《資料 4-1-2-2》平成 25 年度履修案内抜粋「GPA」

② GPA (Grade Point Average)

成績評価に応じて GPA (Grade Point Average) 値を算出する。修了するには、GPA 値が、2.0 以上である必要がある。

算出式： $GPA = \text{総和}(GP \times \text{単位数}) \div \text{履修登録総単位数}$

GP 値は次のとおり

評 価	Grade Point	評 価 点
秀	4.5	100～90
優	4.0	89～80
良	3.0	79～70
可	2.0	69～60
不可	0.0	59～

(i) 修了要件単位に算入される授業科目に限り、GPA の算出の基礎とする。

(よって、リサーチ・ペーパーは算出の基礎とならない。なお、Tutorial の取り扱いは(ii)を参照)ただし、他専攻、他研究科及び他学部の授業科目の成績は、GPA の算出の基礎としない。

(ii) Tutorial は、4 単位まで GPA の算出の基礎とする。なお、5 単位以上 Tutorial の単位を修得している場合は、より GP 値の高いものから、これに充てる。

(iii) 入学前既修得単位として認定された科目には、GPA の対象としない。

出典：平成 25 年度履修案内：10 頁

以上の通り、本学法科大学院では、進級制度を採用しているので【解釈指針 4-1-2-3】は該当しない。

4-2 修了認定及びその要件

基準4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

- ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

- | | |
|---------|------|
| ア 公法系科目 | 8単位 |
| イ 民事系科目 | 24単位 |
| ウ 刑事系科目 | 10単位 |

エ	法律実務基礎科目	10単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
カ	展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。

(基準4-2-1に係る状況)

(1) 横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻規則第4条により、同専攻に3年以上在学し、別に定めるGPAの基準2.0以上を満たし、かつ所定の単位(96単位以上)を修得しなければ、修了要件を満たすことができない(《資料4-2-1-1》横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻規則第4条参照)。

《資料4-2-1-1》横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻規則第4条

第4条 専攻の修了要件は、専攻に3年以上在学し、別に定めるところによるGPA(Grade Point Average)の基準2.0以上を満たし、かつ、次に掲げる授業科目の単位数以上を修得し、合計96単位以上を修得することとする。

出典：横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻規則

(ア) ただし、他大学大学院又は本学大学院の他の研究科若しくは学府又は国際社会科学府の他の専攻の授業科目を履修することができ(《資料4-2-1-2》平成25年度履修案内「他研究科等・専攻の授業科目の履修」参照)、これによって修得した単位を一定の範囲で修了要件としての総単位数に算入することができる。なお、当該単位の認定は、法曹実務専攻会議の議を経て、選択科目の単位として認定することができるが、入学前修得単位と合わせて12単位を超えることはできない(《資料4-2-1-3》横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻規則第8条4項及び第11条参照)。

《資料4-2-1-2》平成25年度履修案内「他研究科等・専攻の授業科目の履修」

(3) 他研究科等・専攻の授業科目の履修

- ① 教育上有益と認めるときは、展開・先端科目等において、正規学生の教育に支障のない範囲で、別に定めるところにより、他大学大学院と協議の上、当該大学院に所属する学生の授業科目の履修を認めることができる。
- ② 教育上有用と認めるときは、横浜国立大学大学院の他研究科若しくは学府又は国際社会科学府の他専攻(国際経済法学専攻を除く。)と協議の上、学生に当該研究科若しくは学府又は専攻の授業科目を履修させることができる。
- ③ 学生は、担当教員の許可を得て、横浜国立大学大学院国際社会科学府国際経済法学専攻博士前期課程開講の選択科目である授業科目を履修することができる。履修した科目の単位は、選択必修科目の単位として認定することができる。
- ④ 上記①～③により与えることのできる単位は、(4)により与える単位と合わせて12単位を超えないものとする。
- ⑤ 学生は、担当教員の許可を得て、横浜国立大学大学院府国際経済法学専攻博士前期課程開講の特別講義(教育研究上の必要から、基礎的又は応用的知識の補充のために年度ごとに開講される1単位又は2単位の科目及び英語によるコミュニケーション科目をいう)である授業科目を履修することができる。
ただし、履修した科目の単位は修了要件単位に算出しない。

出典：平成25年度履修案内：11頁

《資料4－2－1－3》横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻規則
第8条4項及び第11条

(他の大学院等の授業科目の履修)

第8条 教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、他の大学院と協議の上、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、横浜国立大学大学院の他の研究科又は学府若しくは国際社会科学府の他の専攻(次項に規定する国際経済法学専攻を除く。以下「他の学府等」という。)と協議の上、学生に当該他の学府等の授業科目を履修させることができる。

3 国際経済法学専攻博士課程前期の授業科目については、別に定める授業科目を履修することができる。

4 前3項の規定により修得した授業科目の単位は、専攻会議の議を経て、選択科目の単位として認定することができる。

(認定単位の上限)

第11条 第8条第4項及び前条の規定により与えることのできる単位数は、合計12単位を超えないものとする。

出典：横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻規則

平成23年3月に「神奈川県内の法科大学院間における単位互換に関する協定」が締結され、本学と関東学院大学法科大学院との間で単位互換が実施されている(《資料4－2－1－4》神奈川県内の法科大学院間における単位互換実施状況参照)。

《資料4－2－1－4》神奈川県内の法科大学院間における単位互換実施状況

1. 関東学院大提供科目の本学学生の履修状況

年度	科目名	本学学生受講者数
平成23年度	実務家族法	3人(2単位)
平成24年度	実務家族法	3人(2単位)

2. 本学提供科目の関東学院大学生の履修状況

年度	科目名	関東学院大学院生受講者数
平成23年度	実務破産管財業務	なし
平成24年度	実務破産管財業務	なし
	実務高齢者・障害者問題	1人(1単位)

(イ) また、本学法科大学院入学前の既修得単位の認定については、横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻規則10条が「教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)は、専攻の教育課程と照らし合わせて相応するものについては、専攻会議の議を経て、これを専攻における単位として認定することができる。」と定め、同第11条がその上限を、本学法科大学院入学後に他大学大学院又は本学大学院の他の研究科若しくは学府又は国際社会科学府

の他の専攻の授業科目により修得した単位と合わせて 12 単位を超えないものとする」と定めている。

同条の具体的な適用に当たっては、教務厚生委員会が、申出者の学業成績証明書、対象科目のシラバス等の内容を検討し、その意見に基づいて法曹実務専攻会議で判断することになっている（《資料 4－2－1－5》他大学大学院既修得単位認定状況参照）。

《資料 4－2－1－5》他大学大学院既修得単位認定状況

平成 23 年度	申請者：1 人 出身大学院名：早稲田大学大学院法学研究科 認定科目及び単位数：社会保障法 2 単位 計 2 単位
平成 24 年度	申請者 1 人 出身大学院名：京都大学大学院公共政策教育部 認定科目及び単位数：基礎法学 2 単位 政治学 2 単位 行政学 2 単位 計 6 単位

なお、(ア)と合わせて 30 単位を超える単位を修得したものとみなした例はない。また、既修得単位を法律基本科目として認定しないことは、法曹実務専攻会議で確認されている（《資料 4－2－1－6》法曹実務専攻会議議事録抜粋参照）。また、他大学院での既修得単位の認定は、最大で 12 単位となっている。

《資料 4－2－1－6》第 147 回法曹実務専攻会議議事録（抜粋）

2. 教務厚生委員会関係

(1) 既修得単位の認定について

加藤教務厚生委員長から、学務資料 5 及び回覧資料に基づき、既修得単位の認定について説明があり、審議の結果、「社会保障法」2 単位を認定とすることについて了承した。また、これまでの既修者認定試験及び今年度からの法学既修者コースをふまえ、原則として法律基本科目については既修得単位の認定を行わないことを確認した。

出典：平成 23 年 5 月 16 日（月）第 147 回法曹実務専攻会議議事録

(ウ) 法学既修者には、法学原論、憲法Ⅰ・Ⅱ、民事訴訟法Ⅰなど 15 科目 30 単位を認定し、1 年間在学したものとみなしている（《別添資料 1－1－1－1》平成 25 年度履修案内：11 頁「法学既修者」参照）。【解釈指針 4－2－1－1】

(2) 本学法科大学院において法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、及び、展開・先端科目の各領域で修得すべき単位数は、《別添資料 1－1－1－1》平成 25 年度履修案内：10 頁「修了要件一覧表」のとおりである。

なお、(基準 4－1－2 に係る状況) で述べたように、修了判定に当たっては GPA 制度が

効果的に活用されている。【解釈指針 4-2-1-2】

（3）上記のように、修了に必要な、法律実務基礎科目、法律実務基礎（総合演習）科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の合計単位数は36単位であり、修了単位数96単位の3分の1を超えている。

基準 4-2-2

修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。

（基準4-2-2に係る状況）

本学法科大学院の修了に必要な単位数は96単位である（《資料4-2-2-1》平成25年度履修案内抜粋「修了要件一覧表」参照）。

《資料4-2-2-1》平成25年度履修案内抜粋「修了要件一覧表」

必修						選 択 必 修							修了要件		
法律基本科目				法律実務基礎科目	法律実務基礎（総合演習）科目	法律基本科目				法律実務基礎科目	基礎法学・隣接科目	展開・先端科目Ⅰ		展開・先端科目Ⅱ	展開・先端科目Ⅲ
法学原論	公法系科目	民事系科目	刑事系科目			公法系科目	民事系科目	刑事系科目	Tutorial科目						
2	8	20	8			9	6	4 以上	6 以上						
5 3						4 3 以上							9 6		

出典：平成25年度履修案内：10頁

4-3 法学既修者の認定

基準 4-3-1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

（基準 4-3-1 に係る状況）

法学既修者の認定については、平成 21 年度、22 年度は、憲法、民法、刑法の試験科目による既修者認定試験を行い、合格者には 24 単位の履修が免除された。しかし、平成 23 年度入試から、志願者の動向に対応するために、法学未修者コースと法学既修者コースが設けられ、法学既修者認定は、法学既修者コース出願者に限ることとした。また、平成 24 年度入試から、法学既修者と判定するに相応しい幅広い科目に改め、試験科目を、憲法、民法、刑法のほか、行政法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法を加えた 7 科目とした

（《資料 4-3-1-1》平成 25 年度（2013 年度）横浜国立大学大学院国際社会科学府専門職学位課程法曹実務専攻法学既修者コース A 日程学生募集要項抜粋「試験科目及び出題範囲」参照）。

《資料 4-3-1-1》平成 25 年度（2013 年度）横浜国立大学大学院国際社会科学府専門職学位課程法曹実務専攻法学既修者コース A 日程学生募集要項抜粋「試験科目及び出題範囲」

試験科目及び出題範囲

試験科目		出題範囲
公法系科目	憲法	憲法全般
	行政法	行政法総論（行政救済法を含まない）に限る。
民事系科目	民法	民法全般
	商法	①会社法における株式会社の資金調達に関する分野（募集株式の発行等、新株予約権、社債）及びこれに関連する株式会社の機関に関する分野（例：株主総会、取締役会、代表取締役）並びに②手形法（基本事項に限る）
	民事訴訟法	多数当事者訴訟、上訴及び国際民事訴訟を除いた範囲
刑事系科目	刑法	刑法全般
	刑事訴訟法	捜査・公訴まで

出典：平成 25 年度（2013 年度）横浜国立大学大学院国際社会科学府

専門職学位課程法曹実務専攻法学既修者コース A 日程学生募集要項：6 頁

当該法律科目試験は、憲法、民法、刑法に関しては、事例問題を中心とする論述式とし、行政法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法に関しては、論述式又は記述式で行うこととしている。さらに、行政法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法については、試験範囲を限定し、それに応じて免除する科目も限定することにした。また、新たに1月又は2月にも法学既修者のための入試日程を設け（B日程）、法学既修者の年齢層などの多様性、開放性にも配慮している。

平成25年度入試法学既修者コースの結果、法学既修者として認定された学生数は《資料4-3-1-2》法学既修者コース入学試験実施状況（平成24・25年度）の通りである。【解釈指針4-3-1-1】

《資料4-3-1-2》法学既修者コース入学試験実施状況（平成24・25年度）

平成24年度

	法学	非法学	計
志願者数	75	10	85
受験者数	64	10	74
合格者数	15	2	17
入学者数	14	1	15

※未修者コースとの併願者を含む

平成25年度

A日程入学試験

	法学	非法学	計
志願者数	23	8	31
受験者数	23	6	29
合格者数	5	2	7
入学者数	0	2	2

B日程入学試験

	法学	非法学	計
志願者数	15	3	18
受験者数	10	1	11
合格者数	4	1	5
入学者数	2	1	3

法学既修者として認定された者が免除される法律基本科目は、法律科目試験の対象となっている分野に対応して、法学原論、憲法Ⅰ・Ⅱ、行政法Ⅰ、民法Ⅰ～Ⅵ、商法Ⅰ、民事訴訟法Ⅰ、刑法Ⅰ・Ⅱ、刑事訴訟法Ⅰの15科目30単位である（《資料4-3-1-3》平成25年度（2013年度）横浜国立大学大学院国際社会科学府専門職学位課程法曹実務専攻法学既修者コースA日程学生募集要項抜粋「Ⅸ法

学既修者コース入学者について」参照)。【解釈指針4-3-1-2】

《資料4-3-1-3》平成25年度(2013年度)横浜国立大学大学院国際社会科学府専門職学位課程法曹実務専攻法学既修者コースA日程学生募集要項抜粋「IX 法学既修者コース入学者について」

IX 法学既修者コース入学者について

法学既修者コース試験に合格し入学した者は、本専攻で開講する下表の授業科目の単位を修得したものとみなします。

修得したものと見なす授業科目	修得したものとみなす単位数
法学原論、憲法Ⅰ・Ⅱ、行政法Ⅰ、民法Ⅰ～Ⅵ、 商法Ⅰ、民事訴訟法Ⅰ、刑法Ⅰ・Ⅱ、刑事訴訟法Ⅰ	30単位

出典：平成25年度(2013年度)横浜国立大学大学院国際社会科学府

専門職学位課程法曹実務専攻法学既修者コースA日程学生募集要項：8頁

以上、法学既修者に履修免除される法律基本科目は、法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目のすべてとなっている。その他の法律基本科目である、行政法Ⅱ、商法Ⅱ、民事訴訟法Ⅱ、刑事訴訟法Ⅱは、法学未修者2年次、法学既修者1年次に配当されている。また、法学未修者1年次に配当される必修科目であっても、法律基本科目ではない、法律文献情報、法曹倫理Ⅰについては、法学既修者1年次にも配当され、必ず履修すべき科目になっている。

【解釈指針4-3-1-3】

なお、本学法科大学院は法学部をもたない大学院であり、本学出身の学生を優遇するおそれはなく、出身大学に関する公平性、開放性、多様性は保たれている。

また、法学既修者コース入試の過去の試験問題等は、本学ウェブサイトにおいて公開している(《資料4-3-1-4》過去の試験問題、出題意図及び講評参照)。

《資料4-3-1-4》過去の試験問題、出題意図及び講評

The screenshot shows the website for the Faculty of Law, YNU Law Practice Specialization. The header includes the YNU logo and navigation links: トップページ, アクセス案内, お問い合わせ, 資料請求. Below the header is a menu with links: 専攻紹介, カリキュラム, 入試情報, 学修支援, キャリ. The main content area is titled '過去の試験問題、出題意図及び講評' (Past Exam Questions, Outing Intent, and Review). It features a section for '平成25年度(2013年度)入試' (Heisei 25th Year (2013) Admission) with a list of exam questions and reviews for various subjects: 小論文 (小論文), 公法系科目 (公法系科目), 民法系科目 (民法系科目), and 刑事系科目 (刑事系科目). Each subject has links for '問題' (Question), '出題意図・講評' (Outing Intent and Review), and 'PDF' (PDF). Below this is a section for '平成24年度(2012年度)入試' (Heisei 24th Year (2012) Admission) with links for '小論文 問題' (小論文 問題) and '小論文 講評' (小論文 講評).

出典：本学ウェブサイト

入試においては、出題は、試験問題作成委員会の下で、各科目複数教員の点検を受けてなされており、採点にあたっては、氏名・受験番号をマスキングし、匿名化された答案によって行っていることから、特定の志願者や本学学部学生等が有利に扱われるなど不公平を生ずるおそれはない。【解釈指針4-3-1-4】

法学既修者の認定にあたっては、公法系、民事系、刑事系の3つの科目のすべてについて、合格最低点を満たしていることが必要とされる（(基準6-1-2に係る状況)参照）。適性試験や法学検定試験も含め、他の機関の行う試験の成績を考慮して、法学既修者と認定することは行われていない。

【解釈指針4-3-1-5】

法学既修者認定により免除されるのは15科目30単位である。これは、修了に必要な単位数が96単位であるから、その約3分の1に相当する。在学期間の短縮は1年であり、本来の在学期間の3分の1に比例する適切な措置である。

【解釈指針4-3-1-6】

2 特長及び課題等

(1) 特長

- ① 学生の成績評価に当たっては、法律基本科目などにおいては学期末試験が必ず行われている。その試験問題についても、複数の教員による点検を経ており、適切なものとなっている。また、採点に当たっては受験者の氏名や学籍番号がわからない形でなされており、厳格かつ公平に行われている。学期末試験が行われる場合、学期末試験と平常点の比は、講義科目か演習科目かによって、原則が決められており、ほとんどの科目がこれに準拠している。成績評価は絶対評価であるが、成績は科目ごとに法曹実務専攻会議で報告されることもあり、適正な範囲に収まっている。
- ② 成績評価の全体的な方法等は募集要項や履修案内で明らかにされているほか、各科目のシラバスにより、より詳細な成績評価の方法や基準が明らかにされるなど、透明性と公開性が担保されている。学期末試験後には速やかに解答例や採点講評などが示され、個人成績表も関連資料とともに交付している。これらは、学生に、学修にあたっての改善点を具体的に発見させるとともに、学生からも、能力及び資質を正確に反映した客観的かつ厳正な成績評価であったかを検証することにも寄与している。成績や、答案の個別の得点理由などについて、教員に質問できる機会が確保されている。
- ③ 再試験、追試験についても、成績発表後、適切な期間を経た後、学期末試験（本試験）との公平性等を損なわない方法で適切に実施している。
- ④ 平成 22 年度入学の法学未修者と平成 23 年度入学の法学既修者から進級制を導入し、修了生の質の確保の徹底を図った。
- ⑤ 入学前、入学後に他大学院（本学の他研究科、国際社会科学府の他専攻を含む）で修得した単位を本学法科大学院における単位として認定するに当たり、適度な上限を定めており、法律基本科目として認定しないなど、適切に運用している。
- ⑥ 法学既修者の認定が適切に行われ、かつ、これによって免除する科目やその単位数及びそれが法学未修者 1 年次の法律基本科目のすべてであることなど、適切な範囲を定めている。
- ⑦ 修了に必要な科目のほとんどが必修科目、選択必修科目で構成されることになるが、必要単位数は適切であり、かつ、様々な群の科目をバランスよく履修させるカリキュラムになっている。この点は、法学既修者にとっても同様である。

(2) 課題等

- ① 進級制は明快ではあるが、例えば、未修者 1 年次科目で一定の単位を修得していれば 2 年次に進級できるため、憲法Ⅰと憲法Ⅱの単位修得ができなかった者が公法演習Ⅰを履修してくるなど不合理な側面もある。これを回避するため、進級の基準を極端に高めたり、進級できた者の学修の機会を制約する指導を行ったりすることも困難である。秀・優の割合上限を定めるような相対評価の導入も検討に値する。
- ② もともと成績評価を厳格に行っていたところに、進級制を導入したことにより、原級

留置となる者や、これを2回続けて、中途退学をする者があった。単位の充実、修了者の質の確保という点では望ましいが、入試の改善、教育の質の向上、指導の強化などにより原級留置を減少させる努力も必要である。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

（基準5-1-1に係る状況）

（1）教育改善のための組織的対応状況

本学法科大学院では、教育指導の状況を継続的に把握・評価し、その結果を教育改善活動に効果的に反映させるため、教育研究高度化委員会（以下「FD委員会」という。）を設け、この委員会を中心に組織的活動を行っている（《別添資料5-1-1-1》教育研究高度化（FD）委員会の役割参照）。さらに、法曹実務専攻長が主宰し、関係する全教員が参加する「FD会議」を定期的に行い、教育改善に関する情報共有及び啓発活動を行っている（《別添資料5-1-1-2》第4回FD会議議事録参照）。

【解釈指針5-1-1-4】

（2）教員相互間の情報交換及び研修

教育内容の調整及び改善並びに情報共有のため、公法系・民事系・刑事系のグループごとに意見交換を実施し、開講前のシラバス・教材作成時には、共通的な到達目標モデル（コア・カリキュラム）に準拠しつつ教育内容の確認を行い、学期末の試験問題作成・点検時には、教育の進捗状況や指導の効果を把握するように努めている（《別添資料5-1-1-3》コア・カリキュラム検討会参照）。【解釈指針5-1-1-1】

また、公開授業（同僚教員による授業参観）を定期的に行い、互いの授業の優れた点及び改善すべき点を指摘し合っている（《別添資料5-1-1-4》民事法系懇談会（2011年12月12日開催）・議事メモ、及び、《別添資料5-1-1-2》第4回FD会議議事録参照）。

このほか、派遣裁判官教員から本学の教育について意見を聴き、教育の内容及び方法について討議した（《別添資料5-1-1-5》派遣裁判官・日下部先生と民事系教員との懇談会・議事概要参照）。【解釈指針5-1-1-2】

さらに、本学民事系教員と横浜弁護士会所属弁護士を中心的構成員とする、横浜実務民事法研究会が開催されている（《別添資料5-1-1-6》横浜実務民事法研究会活動記録参照）。なお、本学では研究者教員の中にも法曹資格を有する者がいる。他方、実務家教員は、研究者教員と共同して総合演習科目の授業を担当することによって、教育経験を積んでいる。【解釈指針5-1-1-3】

（３）学生の意見及び要望の反映

①授業評価アンケートによる個別的改善

各学期の中間及び期末に匿名による「授業に関する学生アンケート」を実施している。中間アンケートは自由記載方式により、各教員は、当該学期中に可能な限りの改善策を学生に授業中に口頭で伝達し、授業改善計画書を提出している

（《別添資料５－１－１－７》授業に関する学生アンケート（秋学期中間、記述方式）の実施に関するお願い

《別添資料５－１－１－８》平成24年度春期（中間）授業アンケート集計結果（LS）
《別添資料５－１－１－９》受講生への返信（授業改善計画書）参照）。

期末アンケートは10項目の事項を点数で評価する方式により実施している。中間及び期末のアンケート結果は、授業改善計画書とともに教員及び学生に対して公表している（《別添資料５－１－１－10》平成24年度春学期末アンケート結果参照）。

【解釈指針５－１－１－２（１）】

②意見箱・意見交換会を通じての全般的改善

（a）学生から匿名の意見・要望を吸い上げるための意見箱「つながるくん」の設置

FD委員会で対処可能な意見には適宜対処し、法曹実務専攻長及び関係各委員会に取り次いでいる（《別添資料５－１－１－11》学生からの意見への対処方法、及び、《別添資料５－１－１－12》回答書参照）。【解釈指針５－１－１－４】

（b）受験者及び合格者と教員との意見交換会の実施

毎年度、司法試験の短答式試験成績発表及び最終合格発表の後、速やかに受験者及び合格者と教員との意見交換会を実施し、本学の教育に関する意見を聴取し、教育指導に反映させている（《別添資料４－１－１－２》法曹実務専攻の成績と司法試験合格との相関について参照）。【解釈指針５－１－１－２（１）】

（４）他大学ヒアリング調査

平成24年度には、慶應義塾、上智、中央、明治及び早稲田の5法科大学院のFD活動に関してヒアリング調査を実施した。各法科大学院における活動で特徴的なもの及び効果的であった対策結果を本学FD会議において報告し、全教員による共有を図った（《別添資料５－１－１－13》第4回FD会議（概要）参照）。【解釈指針５－１－１－２（３）】

2 特長及び課題等

(1) 特長

- ① 教育改善措置に関する本学法科大学院の大きな特長は、広範かつ丁寧に学生の意見及び要望を吸い上げ、それらをできるだけ速やかに改善につなげていることにある。すべての科目でほぼ毎年、2回ずつの授業評価アンケートを実施しており、回答率も非常に高い。学生から寄せられた意見及び要望に対しても、当該学期中に速やかに対応している。匿名意見箱の設置、修了生との意見交換会の開催等の活動も、このことを示している。なお、近年は匿名意見箱への投書件数はさほど多くないが、それは、学生が現在の学習環境に満足していることの証左ともいえよう。
- ② 適正規模の法科大学院らしく、各法分野の担当教員間で、授業の改善のための会議、授業見学などがなされている。平成25年度のカリキュラム改正に際しても、これが教材開発の一助となった例もある。併せて、組織的なFD活動は入試改革にも寄与した。平成24年度には、他大学の法科大学院へのヒアリング調査も積極的に行った。

(2) 課題等

各法分野内部における教育改善活動は十分に満足すべき状況にあるのに対して、分野を越えた教育内容の調整には、なお改善の余地がある。全教員が参加するFD会議を設け、情報を共有しつつ、分野の垣根を越えて教育内容の改善に取り組んでいるところである。平成24年度秋学期には、他大学の法科大学院へのヒアリング調査や改組などを優先したため、組織的な授業公開の機会がなかったが、平成25年度からは例年通り行われる。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準6-1-1

法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。

（基準6-1-1に係る状況）

本学法科大学院は、法律専門職志望者にとって、公平な機会が与えられるよう、広く門戸を開放し、多様な社会的経験を有する者を積極的に受け入れることを基本方針としており、これを、公平性、開放性、多様性という3つの基本理念（アドミッション・ポリシー）として公表している（《資料6-1-1-1》法科大学院学生募集の基本理念参照）。これは、横浜国立大学の精神である実践性、先進性、開放性、国際性に対応するものである。

《資料6-1-1-1》法科大学院学生募集の基本理念

法科大学院学生募集の基本理念

法科大学院は、法律専門職を志望する者にとって、公平な機会が与えられるよう、広く門戸を開放し、多様な社会的経験を有する者を積極的に受け入れることを基本方針としており、これを、公平性、開放性、多様性という3つの基本理念（アドミッション・ポリシー）として掲げています。入学を希望する学生は出身学部が法学部であると非法学部であるとかかわらず、また本学出身者であると他大学の出身者であるとかかわらず、誰に対しても広く門戸を開いています。

出典：法科大学院ウェブサイト

具体的な公表手段は、本学法科大学院ウェブサイト、入学試験に係る学生募集要項の中の「法曹実務専攻案内」などであるが、公表に当たっては、抽象的な基本理念をより具体化し、「入学を希望する学生は出身学部が法学部であると非法学部であるとかかわらず、また本学出身者であると他大学の出身者であるとかかわらず、誰に対しても広く門戸を開いています」としている。

本学法科大学院としては、この基本理念（アドミッション・ポリシー）を、法科大学院入試説明会（《資料6-1-1-2》平成24年度の説明会開催状況、及び《別添資料1-1-1-2》平成24年度開催の説明会プログラム参照）で説明するとともに、ウェブサイトや学生募集要項に必ず記載することにより、本学法科大学院の入学志願者及び一般に対して周知している。本学ウェブサイトでは、カ

リキュラム、入学者選抜の状況、専任・非常勤教員の専門分野や担当科目・業績等、修了者の進路及び活動状況などを公表している（《資料6-1-1-3》法科大学院ウェブサイト参照）。

《資料6-1-1-2》平成24年度の説明会開催状況

1. オープンキャンパス

- ①日時：平成24年9月22日（土）14時30分から
- ②場所：横浜国立大学
- ③参加人数：13人
- ④配布資料：法科大学院リーフレット、学生募集要項など

2. 進学相談会

- ①日時：平成24年10月5日（金）18時から
- ②場所：ランドマークタワー
- ③参加人数：14人
- ④配布資料：法科大学院リーフレット、学生募集要項など

《資料6-1-1-3》法科大学院ウェブサイト

YNU

横浜国立大学大学院 国際社会科学府
法曹実務専攻(法科大学院)

トップ

アクセス案内

お問い合わせ

資料請求

専攻紹介

カリキュラム

入試情報

学修支援

キャリア

人に寄り添う法律を学び、社会に役立つ

国際都市横浜から未来を拓く

本法科大学院では、横浜国立大学の教育理念である「実践性、先進性、開放性、国際性に富んだ教育」を前提として、1人ひとりの専門知識や多様なバックボーンを活かした豊かな法曹教育を行なっています。専門的な法律知識や実務に不可欠な実践力、問題解決能力を磨くとともに、法曹としての責任感や倫理観を身につけた“人に寄り添う法律を学び、社会に役立つ”人材を養成します。

3つの特徴

ニュース&インフォメーション

国 一覧へ

RSS

2013年4月24日

【法曹実務専攻】入試情報を更新しました

2013年4月1日

法曹実務専攻ホームページをリニューアルしました

出典：本学ウェブサイト

なお、解釈指針 1 1 - 2 - 1 - 1 に定める事項を記載した「横浜国立大学法科大学院年次報告書」も、本学法科大学院ウェブサイトにおいて公表している（《資料 6 - 1 - 1 - 4》年次報告書参照）。【解釈指針 6 - 1 - 1 - 1】

《資料 6 - 1 - 1 - 4》年次報告書



The screenshot shows the website of the Faculty of Law, Yamanashi National University (YNU). The header includes the YNU logo and the text '横浜国立大学大学院 国際社会科学府 法曹実務専攻(法科大学院)'. Navigation links for 'トップ' (Top), 'アクセス案内' (Access Information), and 'お問い合わせ' (Contact Us) are present. A main menu bar contains '専攻紹介' (Faculty Introduction), 'カリキュラム' (Curriculum), '入試情報' (Admission Information), and '学修支援' (Academic Support). The breadcrumb trail reads '法曹実務専攻トップ > 専攻紹介 > 報告書'. The page title is '報告書' (Report). A '戻る' (Back) button is located in the top right. The content is organized into three sections: '年次報告書' (Annual Report) with links for Heisei 24 (263KB), Heisei 23 (264KB), Heisei 22 (294KB), and Heisei 21 (411KB); '評価報告書' (Evaluation Report) with a link for Heisei 20 (552KB); and '自己評価書' (Self-Evaluation Report) with a link for Heisei 20 (18.9MB).

出典：本学ウェブサイト

基準 6－1－2

法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

（基準 6－1－2 に係る状況）

（基準 6－1－1 に係る状況）において述べたアドミッション・ポリシーを実施するために、本学法科大学院では、A 日程・B 日程・S 日程のそれぞれの入学試験において「募集要項」「入学試験実施要項」を作成し、責任ある実施体制を組織している

（《別添資料 6－1－2－1》横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻
入試委員会内規、

《別添資料 6－1－2－2》平成 25 年度（2013 年度）横浜国立大学大学院国際社会科学府専門職学位課程法曹実務専攻（法科大学院）
学生募集要項[A 日程・B 日程・S 日程]、及び、

《別添資料 6－1－2－3》平成 25 年度（2013 年度）横浜国立大学大学院国際社会科学府専門職学位課程法曹実務専攻（法科大学院）
入学試験実施要項[A 日程・B 日程・S 日程]参照）。

その結果、適切な入試運営をしている。

また、本学法科大学院では、入試の実施及び入試制度の検討を業務とする入試委員会を設けている（《別添資料 6－1－2－1》横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻入試委員会内規参照）。

入試制度の改革、募集要項等の策定、入試結果の査定については、入試委員会が法曹実務専攻長及び関係する他の委員会と協議し、法曹実務専攻会議に提案し、審議の結果、決定している。また、年度ごとに出题委員、採点委員及び面接委員を任命している。委員選任の原案は入試委員会が法曹実務専攻長と協議の上、法曹実務専攻会議に提案し、審議の結果、決定している。

小論文試験の出题委員と採点委員は、各 4 人ずつ選出され、法律科目試験の出题委員は、当該科目を専攻とする教員から設問数に応じて選出されている。いずれの試験問題、出題意図、採点基準は、すべて当該試験実施日以前に、入試委員会が 2 回にわたる問題点検を行い、誤字脱字のほか、問題文の正確さ、募集要項に記載した出題範囲などの出題方針との整合性、採点基準や出題意図の適否、出題の難易度などを審査する体制となっている。

面接委員は、面接室ごとに 3 人選出され、事前に担当する受験生の調書を読み、予定する質問内容を大筋で固めてから面接に臨んでいる。

基準 6-1-3

各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

（基準 6-1-3 に係る状況）

本学法科大学院は、学生募集要項及びウェブサイト等で、アドミッション・ポリシーとして、「入学を希望する学生には出身大学が法学部であると非法学部であるとかかわらず、また本学出身者であると他大学の出身者であるとかかわらず、誰に対しても広く門戸を開き」、また「多様な社会的経験を有する者を積極的に受け入れる」旨、公表し、公平性及び開放性の確保を前提に入学者選抜を実施している。

法学未修者コースの入学者選抜においては、旧司法試験の短答式試験又は論文試験の合格実績、法学検定試験の合格など法律の知識に関する能力を加点事由とはしていない。そして、（基準 6-1-4 に係る状況）により、法学部出身者以外が不利益に扱われることを防止している。さらに、社会人の出願者については、「社会活動歴」（《別添資料 6-1-2-2》平成 25 年度（2013 年度）横浜国立大学大学院国際社会科学府専門職学位課程法曹実務専攻（法科大学院）学生募集要項：5 頁社会活動歴参照）とその証明書類の提出を求め（任意）、出願者の自己分析・自己評価を証明する手段として利用し、面接評価に客観性をもたせるように配慮している。

なお、《別添資料 6-1-2-3》平成 25 年度（2013 年度）横浜国立大学大学院国際社会科学府専門職学位課程法曹実務専攻（法科大学院）A 日程入学試験実施要項：22 頁の示す通り、教員の親族・ゼミ生等が受験する場合、面接委員などを外れることとしている。

また、小論文問題及び法律科目試験問題は、本学ウェブサイトにて過去問題として公表し、採点講評等も公開している（前述 51 頁《資料 4-3-1-4》過去の試験問題、出題意図及び講評参照）。

（1）自校出身者の合格者は、平成 16 年度以降、平成 22 年度及び 25 年度入試の 5 人を例外として、1 人ないし 3 人で推移してきている。また、合格者の出身大学をみても、出身大学は多様であって、特定の大学に集中していない

（〔様式 2〕学生数の状況、

《別添資料 6-1-3-1》平成 24 年度（2012 年度）法曹実務専攻入学試験
結果の概要、及び、

《別添資料 6-1-3-2》平成 25 年度（2013 年度）法曹実務専攻入学試験
結果の概要参照）。【解釈指針 6-1-3-1（1）】

小論文、法律科目試験ともに受験番号や氏名が、採点者に見えないようにしており、採点者が自校出身者を確認できない措置をとっている。

(2) 本学法科大学院は、寄付等の募集は行っていない。【解釈指針6-1-3-1(2)】

(3) 身体に障害を有する受験者に対しては、平成25年度(2013年度)横浜国立大学大学院国際社会科学府専門職学位課程法曹実務専攻(法科大学院)法学既修者コースA日程学生募集要項に受験に当たっての注意事項(事前相談)を明記し(《資料6-1-3-1》平成25年度(2013年度)横浜国立大学大学院国際社会科学府専門職学位課程法曹実務専攻(法科大学院)法学既修者コースA日程学生募集要項:8頁参照)、入学者選抜又は入学後の学修において不利な扱いや支障が生ずることがないように、適性試験に準拠した適切な措置を講じている。平成24年度入試においては、重度な身体障害者1人()の受験があり、小論文の解答時間を通常の2倍とし、別室受験とする措置をとった。【解釈指針6-1-3-1(3)】

《資料6-1-3-1》平成25年度(2013年度)横浜国立大学大学院国際社会科学府専門職学位課程法曹実務専攻(法科大学院)法学既修者コースA日程学生募集要項抜粋
「身体に障害のある入学志願者の事前相談について」

VIII 身体に障害のある入学志願者の事前相談について

該当者は、受験及び修学上特別な措置を必要とすることが起こりえますので、必ず出願する前に次の事項を記した書面により相談してください。書式は任意です。

1. 氏名・生年月日・住所・電話番号
2. 身体の障害の種類・程度
3. 受験に際して希望する特別措置
4. 入学後の修学に際して希望する特別措置

※ 診断書または身体障害者手帳の写し等、参考資料を添付してください。

書面送付先 横浜国立大学社会科学系事務部法科大学院係

出典:平成25年度(2013年度)横浜国立大学大学院国際社会科学府専門職学位課程法曹実務専攻(法科大学院)法学既修者コースA日程学生募集要項:8頁

基準 6－1－4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

（基準 6－1－4 に係る状況）

いずれの入学試験においても、適性試験と本学の個別試験を総合して合格者を決定している。【解釈指針 6－1－4－1】。

法学未修者コースで行われる小論文試験では、法曹としての論理的思考力及び文章表現力の資質をみることを重視し、かなりの読解力を必要とする複数の文章に基づき、より分析的な枝間を重ねる形での出題がなされている。また、採点では論理力の優劣を重視している（《別添資料 6－1－4－1》平成 25 年度横浜国立大学大学院国際社会科学府専門職学位課程法曹実務専攻（法科大学院）入学試験問題参照。なお、問題訂正については、いずれも試験開始直後に周知したものである）。小論文では、法学の知識や法令の解釈を問う問題は出題しないほか、面接でも、高等学校や大学教養レベルを超える法学専門知識を問う質問をしてはならない取決めになっている（法学既修者コースを併願した場合でも、法学未修者コースとしての面接では法学専門知識を問わない）。

法学既修者コースで行われる法律科目試験では、「公法系」として憲法、行政法、「民事系」として民法、商法、民事訴訟法、「刑事系」として刑法、刑事訴訟法の試験を行う。憲法、民法、刑法については、事例問題を基本とする論述問題とすると明示し、行政法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法については、記述式とする場合がある旨を示している。以上により、法曹を目指す法学既修者として必要な法学の基礎知識を審査すると同時に、論理的な文章力や問題の分析力などを測るようにしている。

なお、両コースとも、面接を課している。必須出願書類である「志願者申告書」（1000 字程度）に基づき質問を行い、正確で具体的な自己分析に基づく法曹としての自己評価を論理的に回答できるかどうか（応答能力）を判定するとともに、「社会活動歴」（《別添資料 6－1－2－2》平成 25 年度（2013 年度）横浜国立大学大学院国際社会科学府専門職学位課程法曹実務専攻（法科大学院）学生募集要項：5 頁社会活動歴参照）とその証明書類の提出を求め（任意）、面接評価に客観性をもたせるように配慮している。入学者の多様性を確保する観点から、とりわけ法学未修者コースの面接試験においては、法学分野以外の専門的知識・経験や大学時代の成績などを重視している（なお、法学既修者コースの面接試験においては、法学の基礎知識に関する質問がされることもある）。両コースの面接試験とも合格最低点を設けている。面接試験で合格最低点を下回る点を付ける場合、各室の面接委員全員の一致と、面接委員懇談会での理由説明を義務付けるなど、厳密な取扱いを行っている。

そして、本学法科大学院入学者選抜においては、法科大学院全国統一適性試験の合格最低点を平成 25 年度入試より設け、いくつかの基準から総合的に決定する

ものとした（《別添資料 6－1－4－2》法曹実務専攻入学試験合格最低点の設定について参照）。同年度入試では、合格最低点を下位 15% の者の点数を超える 150 点とした。【解釈指針 6－1－4－2】

過去の合格最低点については、本学ウェブサイトにおいて「過去の試験実施状況」として公開している。

① A 日程法学未修者コース、② S 日程法学未修者コース、③ B 日程の法学既修者コースそれぞれの選抜方法は、下記の表（《資料 6－1－4－1》本学法科大学院入試方法一覧）の通りである。

《資料 6－1－4－1》本学法科大学院入試方法一覧

		定員	時期	第 1 次選抜		第 2 次選抜		第 3 次選抜
					その倍率		その倍率	
未修者 コース	A 日程	15 人	11 月 中旬～	適性 試験	7 倍	小論文	2.5 倍	面接
	B 日程	若干名	1 月 下旬頃		若干名	面接		
	S 日程	5 人	9 月 月上旬頃	適性 試験 ＋ 調書	5 倍			
既修者 コース	A 日程	15 人	11 月 中旬～	適性 試験	7 倍	法律科目 試験	2.5 倍	面接
	B 日程	5 人	1 月 下旬頃		4 倍	法律科目 試験 ＋面接		

基準 6－1－5

入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

（基準 6－1－5 に係る状況）

本学法科大学院の入試においては、必須出願書類の一つである「志願者申告書」に付随する任意提出書類として、『社会活動歴』に関する文書の提出を認めている（《別添資料 6－1－2－2》平成 25 年度（2013 年度）横浜国立大学大学院国際社会科学府専門職学位課程法曹実務専攻（法科大学院）学生募集要項：5 頁社会活動歴参照）。「社会活動歴」とは、学校や職場をはじめとする社会生活の様々な場面で自己の能力を高め、場合によってはその能力を社会に向けて発揮する機会となった個人の経歴（これまでの一例を挙げれば、医師としての経験を元に、医療問題に強い弁護士活動を希望する者など）を意味する。その書類が添付された出願者については、面接を経て、合格者の決定に至るまでの過程において、これらの書類を総合評価の重要な資料として位置づけている。

【解釈指針 6－1－5－1（1）】【解釈指針 6－1－5－1（2）】

また、前述の通り、法学未修者コースの入試では、小論文、面接いずれにおいても、法学の専門知識を問う試験は行っていない。

平成 24 年度入試における合格者データによれば、「告示 53 号社会人等」該当者と「告示 53 号社会人等」非該当者の比は、17 人対 43 人であった。合格者 60 人中、法学部卒でなおかつ「告示 53 号社会人等」非該当者の者は 37 人にとどまる（《別添資料 6－1－3－1》平成 24 年度（2012 年度）法曹実務専攻入学試験結果の概要参照）。

なお、社会人の職種は、国家公務員、地方公務員、民間企業、法律事務所等である。平成 25 年度入試における合格者データによれば、この比は、27 人対 25 人である。

【解釈指針 6－1－5－1（3）】

詳細に見ると、S 日程の出願者が 24 人、最終合格者 12 人、入学者 6 人を得た（合格者中非法学部出身者は 6 人、「文部省告示 53 号による社会人等」該当者は 8 人）。また、A 日程では、既修者コースの出願者は 31 人であり、最終合格者 7 人、入学者 2 人を得た（合格者中非法学部出身者は 2 人、「文部省告示 53 号による社会人等」該当者は 3 人）。未修者コースの出願者は 46 人であり、最終合格者 28 人、入学者 18 人を得た（合格者中非法学部出身者は 15 人、「文部省告示 53 号による社会人等」該当者は 15 人）。そして、B 日程の出願者は 18 人、最終合格者 5 人、入学者 3 人であった（合格者中非法学部出身者は 1 人、「文部省告示 53 号による社会人等」該当者は 1 人）。以上については、《別添資料 6－1－5－1》年度毎の非法学部出身者、社会人等の比率をご参照願いたい。

上記の数字から明らかなように、入学者のうち法学を履修する課程以外の課程を修了した者又は実務等の経験を有する者の占める割合が 3 割を上回っている。このことから

【解釈指針 6－1－5－1（4）】には、該当しない。

6-2 収容定員及び在籍者数等

基準 6-2-1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることのないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

(基準 6-2-1 に係る状況)

本学法科大学院の定員は平成 22 年度より定員が 40 人となったが、その後の入学者数は、[様式 2] 学生数の状況でも明らかなように、入学定員よりわずかに多い程度にとどまっている。また、入学直後に休学する者が毎年数人いるため、実際には定員通りか、これをわずかに下回る学生数で講義・演習を行っている。平成 24 年度入試の結果の入学者は 42 人で、このうち 1 年次在籍者数（法学未修者）25 人、2 年次在籍者数（法学既修者）17 人である。これは、追加合格者の全員が入学を希望したため、入学者が定員をわずかに超えたものである。

また、平成 25 年度入試においては、ここ数年の若干の入学定員超過に鑑み、入学定員を超過しないことに注意を払い、各入試では合格者数を決定した。本学法科大学院では、このような手法を講じることを通じて、在籍者が収容定員（120 人）を上回る状態が恒常的なものとならないようにしている。

なお、休学者の数とその理由は、《別添資料 6-2-1-1》平成 24 年度休学者数記載のように、平成 25 年 1 月 1 日現在で 14 人となっている。休学理由は、「学費支弁困難」が最も多く、留年生が修了又は進級のために必要な科目のない学期を休学する場合が多い（かつては、社会人入学生において、予定していた退職・休職が困難となった場合等「勤務の都合」も目立っていた）。留年者は、《別添資料 6-2-1-2》平成 24 年度留年者数記載のように、同じく平成 25 年 1 月 1 日現在で 23 人となっている。[様式 2] 学生数の状況における平成 24 年度在学者数 128 人は、これらの数を含んだ数字である。収容定員（120 人）との関係では問題ある状況にはない。

基準 6－2－2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

（基準 6－2－2に係る状況）

平成 24 年度入試においては、40 人の定員のところを、法学既修者コースを「10 人程度」、法学未修者コースを「30 人程度」としたところ、136 人の志望者があった。内訳は、法学既修者コースのみを希望する者が 42 人、法学未修者コースのみを希望する者が 51 人、両コースを併願した者が 43 人であった。第 1 次選抜実施志望者数未満であったため、第 1 次選抜を行わなかった。第 2 次選抜では 87 人が合格となった（法学既修者コースのみ合格した者が 17 人、法学未修者コースのみ合格した者が 63 人、両コース合格した者が 7 人いた）。最終合格者 55 人（法学既修者コース 17 人、法学未修者コース 38 人）を発表したところ、入学手続き者は予想を下回る 37 人の者が入学手続きをする結果となった。このため、法学未修者コースについて追加合格を実施し、結果、42 人の者が入学者として確定した（《別添資料 6－1－3－1》平成 24 年度（2012 年度）法曹実務専攻入学試験結果の概要参照）。

平成 24 年度まで、本学法科大学院では、定員を確実に充足し、例年、定員 1 割増程度以内の入学者を受け入れてきていた。しかし、法科大学院の入学希望者は、複数の法科大学院を受験する傾向があるため、どの法科大学院においても合格手続率が読みにくい状況にある。実際、平成 25 年度入試の結果は、国際社会科学府の改組と重なったこともあり、（基準 6－2－1に係る状況）で示した通りである。本学法科大学院においても、受験者動向を分析することにより、適正な合格手続率を見極める努力が必要である。この観点からも入試制度の改善を行ってきており、最近では、平成 26 年度より、法学既修者コースの法律科目の試験時間を短縮し、一日で終える日程にしたことにより、受験生の負担を軽減し、定員を満たさないおそれがあるときには B 日程でも法学未修者コースについて若干名の募集を行えるようにした。

基準 6－2－3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

（基準 6－2－3に係る状況）

本学法科大学院の入試制度は、その目的と入試結果との異同、受験生の動向などを検討し、何度も改革を施してきた（《資料 6－2－3－1》本学法科大学院入試改革の推移参照）。

平成 22 年度入試からは、総定員を 10 人削減して、40 人に見直した。また、この削減を受けて、B 日程入試を廃止し、一つの入試で合格者を決定し、既修者認定を希望する者はその後、既修者認定試験を受験する方式とした。しかし、同年度入試では、出願者が 248 人に減り（前年度出願者は 568 人）、最終合格者 53 人、入学者 43 人を得たものの、既修者として認定した者は 3 人にとどまった。翌平成 23 年度入試では、同じ入試制度の下、出願者が 189 人に減少した。最終合格者 54 人、入学者 43 人を得たものの、既修者として認定した者は 5 人にとどまった。他学部出身者の適性試験受験が激減する中、特に適正な法学既修者を得るという点からも、早急に、入試制度の見直しに着手することとした。

その結果、平成 24 年度入試では、入試段階で法学既修者コースと法学未修者コースの試験を実施し、これらを併願できる形をとった。出願者は 136 人、最終合格者 60 人（追加合格者 5 人を含む）、入学者 42 人を得た（合格者中、非法学部出身者は 15 人、「文部省告示 53 号による社会人等」該当者は 17 人）。出願者は減少したが、合格者中の法学既修者コース合格者は 17 人にのぼり、実力ある法学既修者間での人気回復を果たした。この年度には、入試の日程を変更し、他大学法科大学院との併願を容易にした。しかし、出願者総数の減少には歯止めがかからなかった（[様式 2] 学生数の状況、《別添資料 6－1－3－1》平成 24 年度（2012 年度）法曹実務専攻入学試験結果の概要参照）。

そこで、実効性ある選抜を行うべく、平成 25 年度入試では複数の受験機会を設けることとして実施し、出願者数の総数は 119 人となり、法学未修者コースを中心に出願者数は下げ止まりつつある（《別添資料 6－1－3－2》平成 25 年度（2013 年度）法曹実務専攻入学試験結果の概要参照）。但し、平成 25 年度の法学既修者コースの入試結果を受けて、S 日程を 9 月上旬とする等さらなる改善措置を講じた（《資料 6－2－3－1》本学法科大学院入試改革の推移参照）。【解釈指針 6－2－3－1】

《資料6－2－3－1》本学法科大学院入試改革の推移

平成22年度	定員減に伴い、入試の方式を平成16年度と同じに戻した。
平成24年度	入試段階で法学未修者コース（25人程度）、法学既修者コース（15人程度）を分割（同一試験として、併願可能＝面接も同一）した。小論文の試験時間を3時間から2時間に短縮し、配点も下げた。第2次選抜の日程を11月第2週にした。
平成25年度	日程をA日程（第2次選抜：11月第2週、定員30人）とB日程（第2次選抜：1月下旬頃、定員5人）、S日程（第2次選抜：11月第3週、定員5人）に分割した。A日程では法学未修者コースと法学既修者コース（共に定員15人）、B日程では法学既修者コース、S日程では法学未修者コースを実施した。法律科目に行政法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法を追加（それぞれ出題範囲を限定）し、第1次選抜及び小論文の合格最低点を導入した。法律科目試験の合格最低点を、公法系、民事系、刑事系ごとに出すこととし、決定方法を合理化した。
平成26年度	S日程を9月上旬とし、第1次選抜の倍率を4倍から5倍に変更した。入学予定者が定員に満たない虞れがある場合に、B日程で法学未修者コースでの若干名募集を開始した。法学既修者コースの法律科目試験を一日で行うように改正した。

2 特長及び課題等

(1) 特長

- ① 本学法科大学院の入学者選抜は、開放性、公平性、多様性を旨とするアドミッション・ポリシーに照らして、適正に行っている。また、非法学部出身者及び社会人の比率が相対的に高くなっており、現状ではおおむね順調に進捗してきていると評価している。他大学出身者の合格者に占める率も、一貫して高い。
- ② 入学手続者の数も、定員をほぼ必ず確保しているとともに、学生定員に極めて近似の数を達成してきていることから、入学者に対する教育活動も当初計画どおりに実施できている。適性試験の受験者が、全国的に、法学部出身者に著しく偏りを見せる中でも、法学未修者コースに定員の半分以上を割り振り、意欲ある他学部出身者の入学を受け入れる姿勢である。
- ③ 法学未修者コースA日程の第2次選抜においては、適性試験のほか、小論文試験を課し、また面接を重視することにより、学生の適性を多面的総合的に評価することが可能となっている。同S日程では、少ない定員ながら、面接を重視し、入学者の多様性、特に、社会人や法学部出身者以外の者の特性を生かし易い入試を実施した。S日程の第1次選抜においては、適性試験のみならず、志望理由、履歴、大学や大学院での成績なども考慮している。特に、平成26年度入試からは、S日程を9月に実施できるので、その効果も増すものとする（但し、この方式による入学定員を増やす計画はない）。全般的に、社会人の出願者については「社会活動歴」の申告を認めて多様な能力評価を促進している。これに対して、法学既修者コースではA日程、B日程ともに、適性試験のほか、法律科目試験と面接を行ない、法曹の適性のある、またこの時点で十分な法律科目の知識のある者を受け入れている。また、B日程では法律科目試験と面接を1月末頃に行うことにより、大学卒業予定者などの若年受験者の法学学習の進展を反映させることができるものと期待している。

(2) 課題等

他大学法科大学院入試日程との関係から、特に法学既修者コースの受験者が予想外に少ない場合がある。本学法科大学院は、法学未修者にも開かれているが、法学既修者にも開かれており、その受験者数及び水準を上げるべく、入試制度や入試日程に関する改善が必要である。また、平成25年度入試では初めて入学者が定員に達しない結果となったが、その主たる原因は既修者コースの合格者が少なく、入学者がさらに少なかったことにあると考えられ、既修者コース入試の改革を中心に、さらなる入試の改革を進める必要がある。なお、本学法科大学院修了者の動向は入学志願者の動向にも影響する。このため、教育内容を改善し、学生の質を向上させることは志願者の増加や入学者の質の向上のためにも必要である。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準7-1-1

各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

（基準7-1-1に係る状況）

（1）学習支援体制

入学式後のガイダンスでは、本学法科大学院の理念・目的、履修方法・成績評価から修了認定までの教務事項や各種支援体制を履修案内等の資料に基づき詳細に説明している。なお、データベース等のIT資源の利用方法及び資料室の利用方法も入学式後オリエンテーションや4月当初の法律文献情報の授業の際に説明している（《別添資料7-1-1-1》平成25年度法曹実務専攻オリエンテーション参照）。【解釈指針7-1-1-1】

科目別オリエンテーションについては、授業担当教員が初回授業時に10～20分程度の時間でほぼ全科目で実施している。春学期開講前に法律文献情報を開講し、円滑な法学学習の開始に向け配慮し、具体的な勉強方法や2年次以上の学習との関連についても説明している（《別添資料7-1-1-1》平成25年度法曹実務専攻オリエンテーション、及び、《別添資料7-1-1-2》法科大学院4月当初の予定（最終版）参照）。

【解釈指針7-1-1-2（1）】【解釈指針7-1-1-2（2）】

（2）入学前の学習支援

入学前の事前指導としては、3月中に教科書購入を指示し、法学未修者へは、講義開始前に法への興味関心を湧き立たせるため、推薦図書一覧を送り教育効果を高める配慮をしている。この一覧表は、毎年見直すことで、量、質ともに適切な水準の図書を厳選し提示している（《別添資料7-1-1-3》入学前読書推薦図書案内参照）。

【解釈指針7-1-1-2（2）】

また、本学法科大学院の修了生の団体である校友会（横浜国立大学法科大学院校友会）が主催して、平成25年度入学予定者を対象とした特別講座への参加を呼びかけた。本学修了弁護士による「実務についてから横浜国大ロースクールを振り返って」と題する講演のほか、「刑事訴訟手続の概略と裁判所見学」、「民事訴訟手続の概略」と題し実施し、これらには本学法科大学院の実務家専任教員が講師を務めた。

（3）アカデミックアドバイスとオフィスアワーの設定

本学法科大学院では、3人の専任教員と修了生法曹によるアカデミックアドバイスチーム（以下「AAT」という。）を、1チーム当たり各学年5人程度で組織している。AATでは、勉強方法、進路、履修登録方法等に関し、きめ細かな対応をしている。とりわけ、毎学期

当初、各チームに属する学生への面談等を通じ、AATの教員が履修登録及び修了要件の充足・制限などの点から履修状況の点検を行い、進路との適合性を踏まえた助言を行うなど総合的な履修指導を行っている

（前述33頁《資料3-2-1-6》サポート体制、

《別添資料7-1-1-4》法曹実務専攻アカデミックアドミックアドバイス

学生個人カード、及び、

《別添資料7-1-1-5》平成25年度アカデミックアドバイスチーム担当学生一覧表参照）。

なお、これらのAATによる個々の学生の勉学状況の把握や個別指導については、学生個人用のカルテに面談の際のメモを残し、指導の継続性・連続性を保っている。

個別学生への支援策としては、授業後の質問の対応はもとより、専任教員は週2回のオフィスアワーにおいて、学生からの質問・相談を受けるほか、メールでの問い合わせなどにも、適宜応じている（《別添資料7-1-1-6》平成25年度法曹実務専攻（法科大学院）オフィスアワー一覧参照）。その他にも教員が学生からの質問等に応ずる機会が多く、面会室としてラウンジを2部屋設けている（《別添資料7-1-1-7》棟別平面図ラウンジ（リフレッシュコーナー）参照）。【解釈指針7-1-1-3】

（4）教育サポート体制の整備

平成24年度から、横浜弁護士会所属の弁護士2人を客員准教授に採用し、学生からの個別質問や自主ゼミ及びチュートリアルへの参画により個々の学生へのきめ細かな指導を行っている。【解釈指針7-1-1-4】

7-2 生活支援等

基準 7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

（基準 7-2-1 に係る状況）

（1）経済的支援

本学法科大学院では、以下のような経済的支援のための方策によって、経済的困難のある学生に支援を行い、学習に専念できるように配慮をしている。

【解釈指針 7-2-1-1】**①授業料免除制度**

大学全体の制度として、経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業成績優秀と認められる場合に、入学金・授業料の免除・減額の制度がある。授業料の免除・減額については、大学全体の基準に従って実施され、相当数の学生が全額又は半額の免除を受けている（《資料 7-2-1-1》平成 24 年度法科大学院生授業料免除状況、及び、《別添資料 7-2-1-1》入学料および授業料の免除・徴収猶予制度について（日本人・留学生共通）参照）。

なお、平成 25 年度には、より幅広く経済困窮者に対し免除することを目的とし、新生に限り、入学金・授業料を免除される成績要件が撤廃された（《別添資料 7-2-1-2》入学料/授業料の免除・徴収猶予の審査基準見直しについて参照）。

《資料 7-2-1-1》平成 24 年度 法科大学院生授業料免除状況

学期	区分	未修者	既修者	計
春学期	全額免除	9	3	12
	半額免除	2	1	3
秋学期	全額免除	8	3	11
	半額免除	3	1	4

②日本学生支援機構奨学金

第 1 種奨学金及び第 2 種奨学金については、入学式後のガイダンスやその他で周知を図っており、多くの学生が受給している（《資料 7-2-1-2》平成 24 年度法科大学院生日本学生支援機構奨学金受給状況、及び、《別添資料 7-2-1-3》平成 25 年度日本学生支援機構奨学金を希望するみなさんへ参照）。

《資料7-2-1-2》平成24年度法科大学院生日本学生支援機構奨学金受給状況

種類	未修	既修	計
第一種奨学金	35	4	39
第二種奨学金	5	2	7
第一種奨学金・ 第二種奨学金併用	7	1	8
入学時特別増額貸与 奨学金	1	0	1

③その他の奨学金

本学を対象に提供される各種奨学団体からの推薦依頼など、多くの大学院生向け奨学金情報を学生に提供している。

④大学所有の寮（峰沢国際交流会館）への優先的入居

平成24年度入学者から、キャンパスに近接（徒歩5分）した大学所有の寮への優先的入居枠（3人）を設け、低額な寮費、通学時間の短縮など、生活支援を含めた学生への勉学環境への支援を行っている。なお、平成24年度は6人、平成25年度は7人の入居申込みがあった。

（2）その他の生活支援

経済的支援以外の学生生活に関する支援策として、次のような体制を整備している。

①健康診断と健康管理

毎年4月の中・下旬に学生の定期健康診断を実施するほか、保健管理センターでの健康相談・カウンセリングなども随時受け付けている（《別添資料7-2-1-4》保健管理センターのしおり（学生版）平成25年度参照）。また、成績不振や学習のストレス等に基づく健康障害を防止するため、カウンセラーへの早期相談を促し、教員もオフィスアワーの際の相談などから気がついた学生の状況については法曹実務専攻長にも情報を伝達し、法曹実務専攻長を中心に問題のある学生との面談を行うなど必要な対応をとっている。

②ハラスメント対策

セクシュアル及びキャンパス・ハラスメント相談員制度が整えられている。4月のオリエンテーションの際に、学生にもパンフレットを配布して、キャンパス・ハラスメント対策と相談員、相談窓口などを周知している《別添資料7-2-1-5》横浜国立大学はセクシュアル・ハラスメント及びキャンパス・ハラスメントを許しません！参照）。

【解釈指針7-2-1-2】

③「つながるくん」及び「なんでも相談室（学務・国際部）」の設置

その他に学生生活・修学上の様々な問題について、学生が気軽に相談できるように「つながるくん」という目安箱を法学研究棟3階に設置しており（前述55頁及び《別添資料5-1-1-11》学生からの意見への対処方法参照）、また「なんでも相談室」では学生センター2階（平日9:00～17:00）において、学業・学生生活・メンタルヘルス等、相談事項を限定せず、学生が日頃から知りたいこと、困っていること、改善して

欲しいことなどの相談に対応している（《資料7－2－1－3》なんでも相談室について参照）。

《資料7－2－1－3》なんでも相談室について

「なんでも相談室」は、学生の皆さんが学生生活を送るうえで、困ったことや分からないことを気軽に相談できる場所です。

学業・健康・進路・友人のことや日常生活のさまざまな事柄について、どんな相談でも構いません。お一人で悩んでいるよりも、私たち相談室担当スタッフや専門教員と一緒に解決策を考えましょう。相談内容の秘密は厳守します。私たちは、皆さんの味方です。

また、保護者の方や学生指導を担当されている教職員の皆さんからのご相談にも応じています。是非、ご活用ください。

出典：本学ウェブサイト

7-3 障害のある学生に対する支援

基準 7-3-1

身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

(1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。

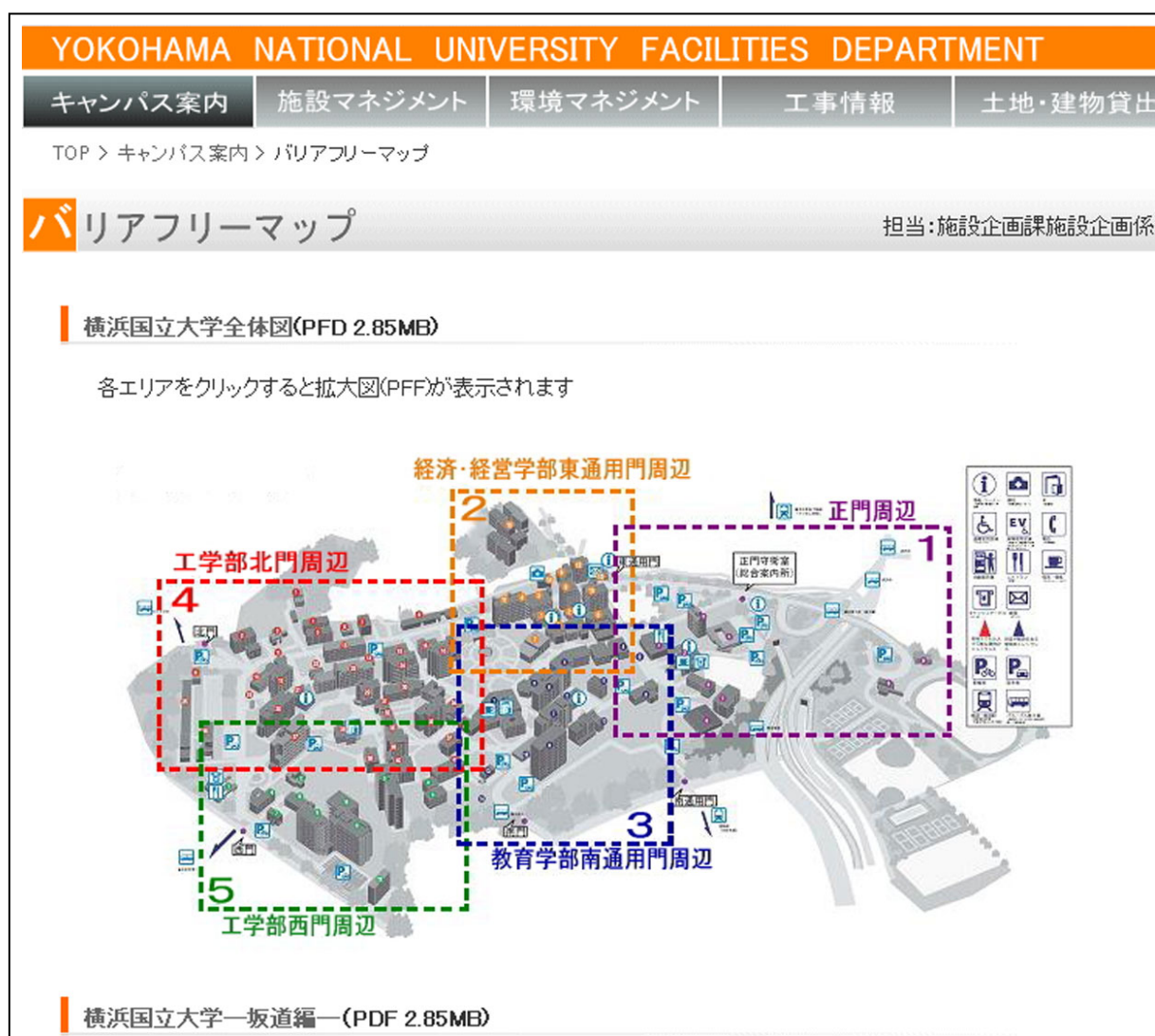
(2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

(基準 7-3-1 に係る状況)

(1) 障害学生への施設・設備整備

歩行障害を有する者に対しては、全学的な対策に取り組んでいる。全キャンパスをバリアフリーエリアとし、そのことをキャンパスマップに表示し、図や文字で具体的なアクセスルートがわかるようにしている（《資料 7-3-1-1》バリアフリーマップ参照）。

《資料 7-3-1-1》バリアフリーマップ



出典：本学施設部ウェブサイト

また、身体に障害のある学生一般に対する支援の体制づくりを規則制定によって進めている（《資料7-3-1-2》横浜国立大学における身体に障害のある学生への学習の支援に関する規則第1条参照）。

《資料7-3-1-2》横浜国立大学における身体に障害のある学生への
学習の支援に関する規則第1条

(目的) 第1条 この規則は、横浜国立大学における身体に障害のある学生への学習支援に関し、入学時から卒業又は修了に至るまで円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。
--

出典：横浜国立大学における身体に障害のある学生への学習の支援に関する規則

(2) 身体障害者への具体的対応策

平成24年度入学試験には、重度の身体障害（XXXXXXXXXX）を有する学生が受験し、1人が法学未修者コースに入学した。当該学生は常時車椅子を使用し、筆記補助者を帯同していることから、次のような対応を実施した。

まず、入学試験時の対応としては、試験時間を2倍として、別室での受験を認める等の措置をおこなった（《別添資料7-3-1-1》平成24年度横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻入学試験第2次選抜（小論文）受験上の注意参照）。

次いで、入学後の学習のために次のように施設面での対応をした。

- ①正門から法学研究棟までの間で、電動車いすの通行に支障がある箇所について段差を緩和する工事及び車両進入防止杭の移設工事を行った。
 - ②南通用門のバイク進入防止柵を電動車いす通行に支障がないよう改修するとともに、南通用門から国際社会科学府研究棟までの間の電動車いすの通行に支障がある箇所について、段差を緩和する工事及び車両進入防止杭の移設工事を行った。
 - ③国際社会科学府研究棟から法学研究棟までの間で、電動車いすの通行に支障がある箇所について車両進入防止杭の移設工事を行った。
 - ④経営学研究棟及び法学研究棟の身障者用トイレにウォシュレットを設置した。
 - ⑤パソコンの音声認識ソフトを利用して自習する場合に院生自習室の他の学生の迷惑とにならないよう、経営学研究棟の1室に当該者専用の自習室を設置した。
 - ⑥経済学部講義棟1号館、及び、国際社会科学府研究棟にある法科大学院授業のための教室について、車いすに対応するため、固定机を一部撤去し可動機を入れる工事を行った。
- 以上のとおり、修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実を図っている（《別添資料7-3-1-2》施設面での対応参照）。

さらに、入学後の教務面での対応としては、教員に対しても小テスト、オフィスワークなどに際しての配慮を求め、実際には小テストの時間を延長するか、口頭試験に代えるか、レポートの提出で代替するか、などの措置がとられた。期末試験受験に当たっては、一般学生の試験時間の1.5倍の時間とし、音声入力による答案作成が必要であることから、別途監督員をつけ静謐な環境での受験をさせるために、

試験場を別に用意する等の特別措置を実施している（《別添資料7－3－1－3》平成24年度秋学期末試験特別措置について参照）。

なお、今後も学年進行に応じた対応（ローヤリングや模擬裁判などの実習科目など）が必要になると思われるが、現在、学内において協議しつつ、支援体制の整備に努めている。

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準 7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準 7-4-1 に係る状況）

実務家教員を含むアカデミックアドバイsteamによる指導・助言を行う（前述 71 頁《別添資料 7-1-1-4》法曹実務専攻アカデミックアドバイス学生個人カード、《別添資料 7-1-1-5》平成 25 年度アカデミックアドバイsteam担当学生一覧表参照）ほか、特に強い提携関係にある横浜弁護士会所属の実務家専任教員 2 人をはじめ、みなし専任教員などを介して、横浜弁護士会と連携して、学生の就職進路の決定支援などを行っている。

また、エクスターンシップ担当の横浜弁護士会所属の弁護士による参加学生に対する指導・助言及び本学法科大学院の修了生の団体である校友会（横浜国立大学法科大学院校友会）による就職活動に関する相談会なども開催し（《別添資料 7-4-1-1》平成 24 年度法科大学院就職相談会実施状況一覧）、様々な情報が学生に提供されるよう努めている。さらに、横浜弁護士会主催神奈川県内 4 法科大学院交流会を毎年年度末に実施し、他の法科大学院学生間の交流の機会も設けている（《別添資料 7-4-1-2》県内 4 校 LS と横弁 LS 委員会との意見交換会議事録要旨参照）。

授業科目である法曹倫理 I では、横浜地方裁判所・検察庁・弁護士会等を訪問見学し、質問討論する機会などを設けるとともに、法科大学院協会、日本弁護士連合会や官公庁、各法科大学院主催のシンポジウムなど、キャリア支援に役立つと思われる情報は、法科大学院系などを通じて、掲示やメール等により学生に周知を図っている。なお、新入生歓迎会や合格祝賀会などの折りには、本学修了生弁護士も多数参加し、様々な情報の提供が行われている。

司法試験に合格しながら法曹以外の道を選択した者は 2 人おり、未合格者のうち、例えば 5 人が一般企業に就職し、3 人が裁判所職員となっている（前述 7 頁《資料 1-1-2-2》司法試験の合格状況、修了生の進路、都道府県別弁護士登録者数参照）。学生の多様な進路選択を可能とするキャリア支援の一貫として、選択科目の一つにリサーチペーパーを置いている。これは修士論文の作成が課されていない法科大学院の学生に対して、修士論文に相当する論文作成と審査を課すことで単位を認め、研究者を目指し、博士課程後期進学を希望する者に対する学習指導の役割を果たすものである（前述 14 頁、及び、《別添資料 2-1-3-1》リサーチ・ペーパー作成指導実施要項参照）。実際にリサーチペーパーの単位を取得した者は平成 19 年度及び平成 22 年度に各 1 人いる。

2 特長及び課題等

(1) 特長

- ①各教員のオフィスアワーだけでなく、1チームに専任教員3人でアカデミックアドバイスチームを作り、各チーム各学年5人程度の学生に対し、履修相談、学習状況相談だけでなく、進路相談その他の相談が行われる体制を整えている。すべての教員が毎週2コマ分のオフィスアワーを設けているほか、昼食時に教員が赴いて相談・懇談を受けることができるラウンジを設け、教員と学生が日頃から交流できるようにするとともに、夏季休業期間中でも、教科その他の相談ができる体制をとっている。
- ②障害をもつ学生に対しては、全学的な歩行障害対策のような施設・設備面の整備にとどまらず、研究室の提供、期末試験時間への配慮など修学上の支援体制も整えつつある。学年進行に従い、学内において協議しつつ、さらなる対応を行う予定である。加えて、実務高齢者・障害者問題や実務ジェンダー法などの開講により、差別なき社会を構築する法曹を育成することに尽力している。
- ③進路相談先としても、実務家専任教員、派遣先の横浜弁護士会所属弁護士事務所、大学OB法曹と、複数の相談先を設けている。また、他専攻（主に国際経済法学専攻）に属する本学留学生との交流が、キャリア形成に役立つよう、日常的な相互交流が可能となるような自習室の配置や機会を設けている。

(2) 課題等

就職支援などの修了後の進路については、さらに多様な情報が提供できる体制をはじめ、就職支援のための組織体制の確立なども今後の課題である。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格及び評価

基準8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

（基準8-1-1に係る状況）

本年4月に国際社会科学府・国際社会科学研究院が発足した。学府は教育のために置く組織であり、研究院は研究のために置く組織である（《資料8-1-1-1》国立大学法人横浜国立大学組織運営規則11条3項参照）。

《資料8-1-1-1》国立大学法人横浜国立大学組織運営規則11条3項

第11条 大学に大学院を置く。

2 大学院に、研究科のほか、学校教育法第100条ただし書に定める研究科以外の教育研究上の基本となる組織として、学府及び研究院を置く。

3 学府は教育のために置く組織とし、研究院は研究のために置く組織とする。

出典：国立大学法人横浜国立大学組織運営規則

法曹実務専攻は国際社会科学府の一専攻として設置されている（《資料8-1-1-2》横浜国立大学大学院学則4条2項参照）。

《資料8-1-1-2》横浜国立大学大学院学則4条2項（抜粋）

（研究科、学府、及び研究院）

第4条 大学院の研究科及び学府に専攻を置く。

2 大学院に置く研究科、学府、専攻及び課程は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科・学府名	専攻名	課程
教育学研究科	教育実践専攻	修士
国際社会科学府	経済学専攻 経営学専攻 国際経済法学専攻	博士
	法曹実務専攻	専門職学位 (法科大学院)

出典：横浜国立大学大学院学則

法曹実務専攻を担当する教員は国際社会科学研究院に所属している。現在、法曹実務専攻では、入学定員40人、収容定員120人の学生数に対し、みなし専任教員2人を含めて19人の専任教員がいる。これに加えて、国際社会科学研究

院所属の兼任教員が16人おり、他大学の教員又は弁護士等を兼任している非常勤教員が20人おり、合計55人の教員で組織されている（[様式3]教員一覧、教員分類別内訳参照）。

教員の内訳は、研究者たる専任教員として、憲法担当教員1人、行政法担当教員2人、民法担当教員4人、商法担当教員1人、民事訴訟法担当教員1人、刑法担当教員1人、刑事訴訟法担当教員1人、国際法担当教員1人、環境法担当教員1人、労働法担当教員1人が配置されている（合計14人）。次に、実務家専任教員（みなし専任教員2人含む）として、法律実務基礎科目担当者4人（弁護士教員3人、検察官教員1人）及び基礎法学・隣接科目担当者1人（弁護士教員）が配置されている（合計5人）。これらの中には、それらの担当科目以外の科目を担当している者もいる。具体的には、例えば、憲法担当教員は、展開・先端科目Ⅱ群の「比較憲法」も担当している。また、基礎法学・隣接科目担当の弁護士教員は実務基礎科目の「涉外弁護士実務」や、展開・先端科目Ⅰ群の「国際私法Ⅲ」なども担当している（[様式3]教員一覧、教員分類別内訳、及び、[様式4]科目別専任教員数一覧参照）。

兼任教員としては、本学府博士課程前期国際経済法学専攻を担当する法律系教員16人が、基礎法学・隣接科目に属する科目と展開・先端科目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ群に属する科目などを担当している。また、非常勤教員としては、弁護士教員15人、裁判官教員1人、司法書士である教員1人、他大学教員3人がいる。展開・先端科目の開講については、横浜弁護士会所属の弁護士の中から当該専門分野を専門とする弁護士の推薦・派遣という協力が得られていることを特記しておきたい。

基準 8－1－2：重点基準

基準 8－1－1 に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 8－1－2 に係る状況)

専任教員の配置は[様式 4]科目別専任教員数一覧に記載の通りであり、専攻分野に応じて、(1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者、(2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者、(3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者が配置されている。また、法律実務基礎科目担当には、弁護士教員 4 人、検察官教員 1 人が配置されている。

このことから、基準 8－1－2 に規定する教員の数の 3 分の 1 を超えない範囲であることは明らかである。

【解釈指針 8－1－2－1】【解釈指針 8－1－2－2】

基準 8-1-3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

(基準 8-1-3 に係る状況)

(1) 法曹実務専攻会議の意思の尊重

国際社会科学府内の組織たる法曹実務専攻を担当する専任教員の採用・昇任は国際社会科学府の審議事項である(《資料 8-1-3-1》横浜国立大学大学院国際社会科学府教授会規則 3 条 4 号、及び、《資料 8-1-3-2》横浜国立大学教員の就業に関する規則 2 条 1 号、3 条 1 項参照)

《資料 8-1-3-1》横浜国立大学大学院国際社会科学府教授会規則 3 条 4 号

第 3 条 教授会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (4) 国立大学法人横浜国立大学教員の就業に関する規則(平成 16 年規則第 102 号)の規定によりその権限に属させられた事項

出典：横浜国立大学大学院国際社会科学府教授会規則

《資料 8-1-3-2》横浜国立大学教員の就業に関する規則 2 条 1 号、3 条 1 項

第 2 条 この規則で教員とは、次の各号に掲げる者(常勤に限る。)をいう。

- (1) 教授、准教授、講師、助教、特別研究教員、研究教員及び助手(以下「大学教員」という。)

(採用及び昇任の方法)

第 3 条 大学教員の採用及び昇任のための選考は、教育研究評議会の議に基づき学長の定める基準により、教授会又は教員選考委員会(以下「教授会等」という。)の議に基づき学長が行う。

出典：横浜国立大学教員の就業に関する規則

国際社会科学府教授会(以下、研究院教授会という)は、教員の採用及び昇任を国際社会科学府代議員会(以下、研究院代議員会という)に委任している(《資料 8-1-3-3》横浜国立大学大学院国際社会科学府教授会規則 9 条 1 項、及び、《別添資料 8-1-3-1》横浜国立大学大学院国際社会科学府・学府教授会の運営に関する申し合わせ[以下、「教授会運営申し合わせという」V の「研究院教授会から研究院代議員会に審議決定を委任する事項」の 1 (1) 参照])。

《資料8-1-3-3》横浜国立大学大学院国際社会科学府教授会規則9条1項

(権限の委任)

第9条 教授会は、第3条の事項で特に重要な事項以外の事項については、代議員会に、審議し、議決を行う権限を委任する。

出典：横浜国立大学大学院国際社会科学府教授会規則

研究院代議員会は、教員の採用及び昇任を系委員会に委任している（教授会運営申し合わせⅦの「系委員会で審議決定する事項」の1）。研究院教授会には三つの系委員会（経済系委員会、経営系委員会、及び、法律系委員会）が置かれるが（教授会運営申し合わせⅠ、1）、そのひとつである法律系委員会は、国際社会科学府教授会の専任の教授、准教授、講師及び助教のうち、法律系に属する者から構成される（教授会運営申し合わせⅡ（3））。

他方で、法曹実務専攻の授業科目を担当する教員の選考は国際社会科学府教授会の審議事項であり（《資料8-1-3-4》横浜国立大学大学院国際社会科学府教授会規則3条1項1号参照）、同時に、法曹実務専攻会議の審議事項である。法曹実務専攻規則15条7項1号は「授業の担当及び教員の資格審査に関する事項」を専攻会議の審議事項としている（《資料8-1-3-5》横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻規則15条7項1号参照）。

《資料8-1-3-4》横浜国立大学大学院国際社会科学府教授会規則3条1項1号

(審議事項)

第3条 教授会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 研究指導等を担当する教員の選考に関する事項

出典：横浜国立大学大学院国際社会科学府教授会規則

《資料8-1-3-5》横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻規則

第15条7項1号

(専攻会議)

第15条 専攻に専攻会議を置く。

7 専攻会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 授業の担当及び教員の資格審査に関する事項

出典：横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻規則

そこで、法曹実務専攻の独自性を確保するための制度として、学府長は、法曹実務専攻の授業科目を担当する教員の選考について審議するときは、あらかじめ法曹実務専攻長の意見を聴くものとされている（《資料8-1-3-6》横浜国立大学大学院国際社会科学府教授会規則3条2項参照）。

《資料8-1-3-6》横浜国立大学大学院国際社会科学府教授会規則3条2項

(審議事項)

第3条 教授会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

2 学府長は、前項各号に掲げる事項のうち、法曹実務専攻に関する事項について審議するときは、あらかじめ法曹実務専攻長の意見を聴くものとする。

出典：横浜国立大学大学院国際社会科学府教授会規則

学府長と研究院長は同一人である（《資料8-1-3-7》国立大学法人横浜国立大学組織運営規則 11条7項参照）ので、法曹実務専攻会議の意思に反する採用及び昇任人事が研究院によりされないことが制度上保障されている。

《資料8-1-3-7》国立大学法人横浜国立大学組織運営規則 11条7項

（大学院）

第11条 大学に大学院を置く。

7 学府に学府長を、研究院に研究院長を置き、教授をもって充てる。学府長は、研究院長をもって充てる。

出典：国立大学法人横浜国立大学組織運営規則

（2）専任教員の採用及び昇任に関する原則

研究院内の組織である法律系委員会は、法曹実務専攻を担当する教員の採用及び昇任に関する基本的な規定として、「法曹実務専攻を担当する教員の人事取扱いに関する内規」を制定している（《別添資料8-1-3-2》法曹実務専攻を担当する教員の人事取扱いに関する内規参照）。この内規は、（1条2項）により法律系人事系委員会の成立要件、専任教員の採用及び昇任に関して業績審査委員会を設置すること等を定めている（採用に関して3条3項～4項、昇任に関して5条5項を参照）。また、専任教員の昇任を審議する人事系委員会は、教授への昇任人事の場合は教授のみにより構成され、准教授への昇任人事の場合は教授及び准教授により構成される（5条1項）。なお専任教員の採用及び昇任の採決は無記名投票によることとしている（7条）。

次に、法律系委員会は専任教員の採用及び昇任に関する細則として「法曹実務専攻を担当する専任教員の採用及び昇任に関する覚書」を制定している（《別添資料8-1-3-3》法曹実務専攻を担当する専任教員の採用及び昇任に関する覚書参照）。この覚書は、専任教員の採用審査基準（2条）、及び、教授への昇任審査における研究業績の審査基準（3条3項2号）などについて定めている。

（3）専任教員に関する自己評価書の作成

毎年度、専任教員に対して自己評価書の作成を課し、「自己評価書」を作成している。評価書の項目としては、専門分野等、研究活動（研究業績、学術賞の有無、競争的資金獲得等、学会その他での研究報告、学会活動など）、教育活動（担当授業、研究指導をした学生数、教育活動に関する受賞など）、学内運営、社会活動、それらを踏まえた自己評価の記載などから構成されている（《別添資料8-1-3-4》横浜国立大学大学院国際社会科学府研究科平成24年度法律系自己評価書参照）。

8-2 専任教員の配置及び構成

基準 8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

本基準により本学法科大学院に置くことが必要な専任教員の数は12人であるところ、平成25年5月1日現在（以下の教員数も同様）、本学法科大学院には19人の専任教員が置かれている。専任教員は国際社会科学研究院に所属し、法科大学院を担当する専任教員である（[様式3]教員一覧、教員分類別内訳参照）。【解釈指針8-2-1-1】

専任教員19人のうち、13人が教授であり、本基準により置くべきものとされる専任教員の半数以上が教授である。【解釈指針8-2-1-2】

専任教員には、（基準8-2-2に係る状況）において説明するように、法律基本科目についてそれぞれ1人以上、合計で10人の研究者教員が配置されているほか、実務家専任教員としては、弁護士教員4人、検察官教員1人が配置されている。さらに、本学法科大学院の教育理念・目標に掲げた「視野の広い国際性に富んだ法曹や経済活動に関連する法領域、特に租税法務等の領域に専門的知識を有する法曹実務家を養成する」との観点から、国際法を専門とする教員、さらには現代的な社会問題に係る法分野を専門とする教員（労働法を専門とする教員及び環境法を専門とする教員）を、本基準により置くべきものとされる数を超えて配置している（[様式3]教員一覧、教員分類内訳、及び、[様式4]科目別専任教員数一覧参照）。

【解釈指針8-2-1-3】

基準 8－2－2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

（基準 8－2－2 に係る状況）

法律基本科目に関する専任の研究者教員の配置（[様式 3]教員一覧、教員分類別内訳、及び、[様式 4]科目別専任教員数一覧参照）の通り、すべての法律基本科目について、当該科目を適切に指導できる専任教員が置かれている。

【解釈指針 8－2－2－1（１）（２）】

基準 8-2-3

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

(基準 8-2-3 に係る状況)

(1) 専任教員の科目別配置等

本学法科大学院の専任教員は、主に担当する授業科目の区分に従うと、法律基本科目担当教員 11 人、法律実務基礎科目担当教員 4 人、基礎法学・隣接科目担当教員 1 人、展開・先端科目担当教員 3 人であり、バランスが取れている。

本学法科大学院は、租税法務、国際企業法務に強い法曹、市民密着型の法曹の養成を理念としており、その理念を具体化すべく基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の充実にも力を入れている。基礎法学・隣接科目は、比較法学について専任教員が担当している以外は、主として、国際社会科学研究院法律系に属する兼任教員と、非常勤教員によって賄われている。また、展開・先端科目には労働法Ⅰ・Ⅱ担当として専任教員が1人、環境法Ⅰ・Ⅱ担当として専任教員が1人、国際法Ⅰ及びアジア経済法担当として専任教員が1人配置されているほか、租税法Ⅰ・Ⅱについては法律基本科目担当の専任教員が、国際私法Ⅲについては基礎法学・隣接科目担当の専任教員が、比較憲法については法律基本科目担当の専任教員がそれぞれ担当しており、合計7人の専任教員が授業に当たっている。この結果、科目区分ごとの専任教員担当は、[様式1] 開設授業科目一覧のようになっているが、法律基本科目と法律実務基礎科目を合わせた必修科目全体では、開講科目の単位数に対する専任教員担当科目の単位数の比率は84.3%であり、これに選択必修科目を加えると56.7%である。

本学法科大学院の教育理念・目標に掲げた「視野の広い国際性に富んだ法曹や経済活動に関連する法領域、特に租税法務等の領域に専門的知識を有する法曹実務家を養成する」との観点から、租税法、国際法、比較憲法、比較法学などでは専任教員が講義を担当している。また、市民密着型の弁護士を目指す者が力点を置くべき、民法、商法、民事訴訟法、労働法、行政法などは原則として専任教員により担当されているほか、企業法、倒産法、民事執行・保全法、国際私法、地方自治法、高齢者法などの科目は、兼任教員により担当されている。また、実務消費者法、実務登記法などの実務関連科目では、特定分野に強い非常勤の弁護士教員等を配置している。

【解釈指針 8-2-3-1】**(2) 専任教員の年齢構成**

専任教員の年齢構成は、平成25年5月1日を基準日として、60歳代2人、50歳代8人、40歳代7人、30歳代2人となっており、50歳代及び40歳代の教員が中心となっている。

基準 8－2－4：重点基準

基準 8－2－1 に定める専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

（基準 8－2－4 に係る状況）

本学法科大学院には、5 人の専任の実務家教員がおり、基準 8－2－1 に定める専任教員の数（12 人）の 2 割を超える比率となっている。

5 人の実務家教員の実務経験及び担当授業科目は、[様式 3]教員一覧、教員分類別内訳の通りであり、いずれの教員も専攻分野における長年の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有すると認められる。また、担当する授業科目は、その実務経験との関連性が強く認められる科目である（[様式 3]教員一覧、教員分類別内訳参照）。【解釈指針 8－2－4－1】

実務家教員 5 人のうち 2 人は、それぞれ 1 年間について 6 単位の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の本学法科大学院の組織・運営に責任を有する、いわゆる「みなし専任教員」である。【解釈指針 8－2－4－2】

基準 8－2－5

基準 8－2－4 に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも 3 分の 2 は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

（基準 8－2－5 に係る状況）

専任の実務家教員 5 人のうち、弁護士の教員が 4 人、検察官の教員が 1 人で、いずれも法曹としての実務経験を有しており、基準 8－2－4 に適合する実務家教員の 3 分の 2 以上が確保されている（[様式 3] 教員一覧、教員分類別内訳参照）。なお、法曹としての実務経験年数は、《資料 8－2－5－1》実務家教員の実務経験年数一覧の通りである。

《資料 8－2－5－1》実務家教員の実務経験年数一覧

実務家教員	実務経験年数
金子泰輔（検察官・弁護士）	検察官実務経験 9 年、弁護士実務経験 22 年
高橋健一郎（弁護士）	弁護士実務経験 16 年
田中誠一（弁護士）	弁護士実務経験 38 年
池田陽子（裁判官・弁護士）	裁判官実務経験 9 年、弁護士実務経験 24 年
清水雅晴（検察官）	検察官実務経験 14 年

8－3 教員の教育研究環境

基準 8－3－1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

（基準 8－3－1 に係る状況）

本学法科大学院専任教員の年間総授業単位数（平成 24 年度）は資料に記載した通りであり、各教員の負担時間数は、[様式 3]教員一覧、教員分類別内訳、の通りで、平均すると 8.0 単位である。【解釈指針 8－3－1－1】

専任教員のうち研究者教員の授業負担は、法科大学院の科目に関しては 1～11 単位、これに自大学他専攻等科目を加えた場合に 5～15 単位となっており、20 単位を超えている者はいない。また、さらに他大学非常勤講師として担当する科目を加えると 5～18.8 単位となり、20 単位を超える者はいない。実務家教員の法科大学院での授業負担は 6～12 単位であり、これに他大学非常勤講師として担当する科目を加えると 6～14 単位となる（[様式 3]教員一覧、教員分類別内訳参照）。

基準 8－3－2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

（基準 8－3－2 に係る状況）

本学法科大学院を担当する国際社会科学研究院の専任教員は、国際経済法学専攻を担当する国際社会科学研究院の専任教員とともに、本学国際社会科学研究院の法律系を構成している。そこで、これらの教員全員に共通するサバティカル研修制度を設けるために、法律系委員会では「サバティカル研修に関する内規」を制定している（以下、「サバティカル研修内規」という）。現行のサバティカル研修制度の主な内容は、本来の年間授業担当の2分の1を超えない範囲での授業担当免除及び1年間の学内行政負担の免除である（サバティカル研修内規4条2項）。サバティカル研修の順位は原則として着任日を基準としており（7条）、これに基づいて対象となる者の順位を確定し、法律系委員会において資料として配布している。本制度は、満45歳を境とする2つの年齢層から毎年度1人ずつの対象者を出すことを予定しており、特に、若い研究者に研修を重ねてもらうことを意図している。サバティカル研修修了後には、この間の研究成果を発表する義務がある。平成24年度には教授1人と准教授1人の合計2人が、平成25年度にも教授1人が、研究専念期間に入り、前者2人は、平成25年度春学期から再び授業を担当している（《別添資料8－3－2－1》サバティカル研修に関する内規、及び、《資料8－3－2－1》サバティカル順位表参照）。

《資料8-3-2-1》サバティカル順位表

サバティカル順位表

年齢45歳以上のグループ

順位	氏名	着任年月日	サバティカル		海外研修、外国出張 (6か月以上のもの)	
			開始	終了	開始	終了
1		2002/10/1				
2		2003/4/1				
3		2003/7/3				
4		1989/4/1			2003/9/7	2004/7/6
5		1998/4/1	2005/10/1	2006/3/31		
6		1987/5/1			2006/3/1	2006/10/7
7		1989/4/1	2007/4/1	2007/9/30		
8		2008/4/1				
9		1998/4/1			2007/3/27	2008/9/26
10		2002/10/1	2008/10/1	2009/3/31		
11		2005/4/1			2009/10/19	2010/3/31
12		2010/4/1				
13		2011/4/1				
14		2012/4/1				
15		2002/4/1	2011/4/1	2012/3/31		
16		2012/4/1				
17		2012/4/1				
18		1993/10/1	2012/4/1	2013/3/31	1999/8/23	2000/8/23
19		2013/4/1				
20		2013/4/1				
21		2004/4/1	2013/4/1	2014/3/31		

年齢45歳未満のグループ

順位	氏名	着任年月日	サバティカル		海外研修、外国出張 (6か月以上のもの)	
			開始	終了	開始	終了
1		2003/4/1	2009/4/1	2010/3/31	2008/9/15	2010/3/15
2		2010/4/1				
3		2011/4/1				
4		2011/4/1				
5		2004/4/1	2010/10/1	2011/9/30		
6		2003/4/1			2011/4/9	2012/3/31
7		2013/4/1				
8		2013/4/1				
9		2013/4/1				
10		2008/4/1	2012/4/1	2013/3/31		
11		2013/4/1				
12		2013/4/1				
13		2009/4/1			2013/10/1	2014/9/30

基準 8-3-3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

(基準 8-3-3 に係る状況)

本学法科大学院の専任教員の教育・研究上重要な機能を担っているのは、法学資料室である。同資料室は、月曜日から金曜日までは午前 9 時から午後 9 時まで、土曜日は午前 10 時 30 分から午後 4 時 30 分まで開室して利用に供されている。このうち、月曜日から金曜日までの午前 9 時から午後 5 時までの時間帯には、司書資格を有し、法律に関する図書や法情報についての専門知識を持つ 3 人の非常勤職員が交替で勤務している。これらの職員は、図書・雑誌の整理、貸出業務等の本来の資料室職員としての業務をこなすほか、教員の依頼に応じて教材をコピーする等のサービス業務も行っている。また、月曜日から金曜日までの午後 5 時以降、及び土曜日の開室は、主として博士課程後期の学生である RA（現在は 3 人）に負っており、この RA は、正規の職員とともに、教材のコピーなどの教育研究の補助業務にも従事している（《資料 8-3-3-1》法学資料室非常勤職員シフト参照）。

《資料 8-3-3-1》法学資料室非常勤職員シフト

<法学資料室 2013年度>												2013年4月現在			
	9:00	10:00	11:00	12:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	
月曜	非常勤職員1 9:00~15:00(5時間) 非常勤職員2 10:00~17:00(6時間)										RA 17:00~21:00(4時間)				
火曜	非常勤職員1 9:00~16:00(6時間) 非常勤職員2 9:00~16:00(6時間) 非常勤職員3 13:00~17:00(4時間)										RA 17:00~21:00(4時間)				
水曜	非常勤職員2 9:00~16:00(6時間) 非常勤職員3 13:00~17:00(4時間)										RA 17:00~21:00(4時間)				
木曜	非常勤職員1 9:00~16:00(6時間) 非常勤職員2 9:00~16:00(6時間) 非常勤職員3 13:00~17:00(4時間)										RA 17:00~21:00(4時間)				
金曜	非常勤職員2 9:00~16:00(6時間) 非常勤職員3 12:00~17:00(5時間)										RA 17:00~21:00(4時間)				
土曜	RA 10:30~16:30(6時間)														

*8月・9月・3月の夏期・春期休暇は、夜間閉室(RAは土曜のみ)です。

2 特長及び課題等

(1) 特長

- ①入学定員 40 人、収容定員 120 人の学生数に比し、19 人の専任教員を配置して少人数教育を実現している。また、法律基本科目のすべてに適切な指導能力を有する専任教員を配置している。この結果、ほとんどの法律基本科目、法律実務基礎科目を専任教員によって開講している。
- ②教員の採用、昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を評価できる体制が整えられている。採用、昇任の評価手続は適正なものであり、教員の研究・教育上の能力を丁寧に審査している。
- ③本学法科大学院は横浜弁護士会と、バックアップチームも含め、全面的な協力・提携関係にあり、同弁護士会から多くの専任・みなし専任・非常勤の弁護士教員の安定的な供給をえており、実務家専任教員を、みなし教員を含めて5人も配置している。実務家専任教員の実務経験は十分である。
- ④教員の授業負担は適正な範囲内である。研究専念期間としてのサバティカル研修制度があり、同制度は、近年大幅改正を行い、より利便性の高い制度となっている。
- ⑤法学資料室には授業時間帯はもちろん、それ以外の時間帯にもスタッフを配置し、教員の研究及び教育の補助を行っている。

(2) 課題等

特になし。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

（基準9-1-1に係る状況）

（1）法曹実務専攻会議

法科大学院の設置に伴って、平成16年度から新たな運営体制を整備し実施しているが、平成25年度の国際社会科学府・研究院の開設に伴って、国際社会科学府規則を新たに制定し、その1条但書で「法曹実務専攻については、横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻規則の定めるところによるものとする。」と規定し、法科大学院に関しては「横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻規則」という独自の規則を設けることとした。

本学法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議として、法曹実務専攻会議を置いている。この会議では、授業の担当及び教員の資格審査に関する事項、教育課程の編成に関する事項、学生の入学、成績評価、修了認定その他学生の在学に関する事項及び学位の授与に関する事項、中期目標、中期計画、年度計画に関する事項、これらの目標と計画の評価及び法科大学院認証評価に関する事項を審議する（《資料9-1-1-1》横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻規則15条7項参照）。

《資料9-1-1-1》横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻規則15条7項

（専攻会議）

7 専攻会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 授業の担当及び教員の資格審査に関する事項
- (2) 教育課程の編成に関する事項
- (3) 学生の入学、成績評価、修了認定その他学生の在学に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (4) 中期目標、中期計画、年度計画に関する事項
- (5) 前号の評価及び法科大学院認証評価に関する事項
- (6) 専攻の運営その他専攻長が必要と認める事項

出典：横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻規則

これにより、法科大学院の運営に関する重要事項を法科大学院が独自に審議して決定する体制を整えている。法曹実務専攻会議は、本学法科大学院を担当する専任の教授、准教授及び講師により構成される。法曹実務専攻会議は月に1度（原則として第3月曜

日。8月を除く）開催することを定例としているが、必要に応じて臨時に開催することもある。

本学法科大学院には、教育研究及びその運営に関する事項を総括するため法曹実務専攻長を置いている。法曹実務専攻長候補者は、法曹実務専攻会議において選出し、国際社会科学府教授会の承認を得るものとする（《資料9-1-1-2》横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻規則第16条2項参照）。

《資料9-1-1-2》横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻規則
第16条2項

（専攻長）

第16条 専攻の教育研究及びその運営に関する事項を総括するため専攻長を置く。

2 専攻長候補者は、専攻会議において選出し、国際社会科学府教授会の承認を得るものとする。

出典：横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻規則

国際社会科学府教授会が法科大学院の運営に関する重要事項を審議する場合は、法科大学院の運営の独自性を担保するため、学府長があらかじめ法曹実務専攻長の意見を聴くものとする（前述85頁《資料8-1-3-6》横浜国立大学大学院国際社会科学府教授会規則3条2項参照）。

【解釈指針9-1-1-1、9-1-1-2、9-1-1-3】

基準 9－1－2

法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

（基準 9－1－2 に係る状況）

（１）事務組織

法科大学院に関する事務を担当するのは、《別添資料 9－1－2－1》事務体制に囲みで示した事務組織であり、本学法科大学院において、教育課程の編成、学生の入学、成績評価、修了認定、学位の授与など学生に関する事項を所管するのは、社会科学系事務部法科大学院係である。この係は、法科大学院の事務を取り扱う常勤の係長 1 人、常勤職員 1 人のほか、非常勤職員 1 人によって、法科大学院学務関係に係る事務を担当している。

法科大学院に関する庶務、人事、会計などを所管するのは社会科学系事務部総務係及び会計係であるが、総務係長を中心に、法科大学院専任の常勤職員 1 人、会計係長、非常勤職員によって実施されている。また、入試業務や入学式・修了式等の行事の実施時には、上記法科大学院係、総務係、会計係全体で対応する体制を組んでいる。

（２）研修

横浜国立大学では、職員能力向上のために、スタッフ・ディベロップメントの強化・充実を積極的に図っている。総務・教務全般にかかる各種職員研修会や全学職員研修プログラムのみならず、階層別研修、知識・技能向上研修、海外研修、自己啓発支援等様々な研修を実施し、幅広い分野における能力の向上の一助となっている。

また、各職員は国立大学協会、国立大学財務・経営センター、関東地区学生生活連絡協議会等が主催する研修にも参加しており、大学職員としての質の向上を目指すのみならず、他機関職員とも積極的に関わりを持ち、活動の幅を広げることにより、多角的な視野を持って日々業務に励んでいる《資料 9－1－2－2》法科大学院の管理運営に関わる職員の研修等参加状況一覧参照）。

《資料 9－1－2－2》法科大学院の管理運営に関わる職員の研修等参加状況一覧

1. 人事院新採用職員研修
2. 人事院関東地区中堅係員研修
3. 関東・甲信越地区国立大学法人等会計事務研修
4. 関東・甲信越地区国立大学法人等係長研修
5. 国立大学法人等若手職員勉強会
6. 大学職員セミナー
7. 関東・甲信越地区大学職員啓発セミナー
8. 横浜国立大学ビジネス実務法務研修
9. 横浜国立大学事務系職員外国語研修（英語、中国語、韓国語及び英会話）
10. 横浜国立大学大学職員 SD 研修「研鑽グループ支援研修」
11. 横浜国立大学大学アドミニストレーター養成研修
12. 横浜国立大学国際交流推進研修
（語学研修及び実務研修を兼ねた実践的な国際研修）
13. 横浜国立大学新規採用職員研修
14. 横浜国立大学主任研修
15. 横浜国立大学係長研修
16. 横浜国立大学非常勤職員研修
17. 横浜国立大学事務情報化推進研修
18. 横浜国立大学実践研修「コミュニケーション研修」
19. 横浜国立大学大学職員 SD 研修「学びのひろば」

基準 9－1－3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

（基準 9－1－3 に係る状況）

横浜国立大学においては、大学資産及び毎年度の大学の予算を基礎に、各部局予算配分基準に基づき予算を配分している（《別添資料 9－1－3－1》平成 25 年度法律系予算参照）。

各部局予算配分基準に基づき配分される予算とは別に配分される学内重点化競争的経費については、法曹実務専攻長が申請し、学長がヒアリングを行い、各経費の配分をしている。例えば、法曹養成支援体制の拡充に充て、それにより、特別講座、個別授業開催等を充実させ、法科大学院の教育活動を適切に実施している。さらに、身体障害者用研究室及びトイレの改修等を実施したことにより、学生の支援体制を整えることに努め、幅広い学生を受け入れている。それらを始めとして、法学研究棟の大会議室を演習用に整備し、また、本学法科大学院のウェブサイトの構築を充実させたことは、法科大学院の教育活動を適切に実施するための一助となっている。【解釈指針 9－1－3－1】

また、毎年度終了時には、決算書を作成し、計画に沿った執行がなされているかを確認している（《別添資料 9－1－3－2》平成 24 年度国際社会科学研究科（国経法系）決算報告書参照）。

なお、大学の予算・決算は学外委員を含めて構成される経営協議会で審議・承認されている。

2 特長及び課題等

(1) 特長

- ①法科大学院としての独自性を維持し、他部局はもとより、国際社会科学府の他専攻からも独立した組織となっており、法科大学院の教育理念・目的に沿った運営ができています。すなわち、国際社会科学府教授会が法科大学院の運営に関する重要事項を審議する場合は、学府長はあらかじめ法曹実務専攻長の意見を聴くものとされている。そして、法曹実務専攻長が決定をくださる場合は、必ず法科大学院の専攻会議（法曹実務専攻会議）の議を経ることが必要である。同専攻会議の構成員は法科大学院を担当する専任の教授、准教授及び講師から構成されている。これらの点で法科大学院の独自性が十分に確保されている。
- ②事務体制としては、法科大学院係が置かれ、法科大学院の教育に関する事項を所掌しており、この点でも法科大学院の独自性が担保されている。

(2) 課題等

特になし。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設、設備及び図書館等

基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

（基準10-1-1に係る状況）

（1）教室等

本学法科大学院では、教室に関しては、定員100人規模の教室（経済学部講義棟（以下「経済棟」という。）102）を用意し、休業期間中の集中講義を含めて法科大学院専用教室として利用している。演習室に関しては、30人規模の演習室を、国際社会科学府棟（以下「国社棟」という。）205教室と、法学研究棟（以下「法学棟」という。）202教室に確保している。《別添資料10-1-1-1》棟別平面図を参照。

民事・刑事模擬裁判は、本学法科大学院の所在するキャンパス内にある教育文化ホール中集会室で実施している。実施にあたり、模擬法廷用の家具を中集会室へ運び込み、模擬法廷室を設置している。この中集議室の設備面については、AV機器を用いた授業にも対応可能なように、各種の機器（ワイヤレスアンプ、プロジェクター、OHP等）を用意している（《別添資料10-1-1-2》教育文化ホール（中集会室）貸出物品一覧参照）。

【解釈指針10-1-1-1】

（2）自習室

本学法科大学院では、学生総人数分の指定席を用意した自習室を完備し（1・2年次生は国社棟3階・4階、3年次生は経営学部講義棟（以下「経営棟」という。）2号館4階）、年間365日毎日24時間の自習室利用を認めている。

自習室には、総人数分の机と椅子・書架を用意しており、学生専用複写機も国社棟4階に3台、経営棟4階に1台、設置している。また、自習室は、法学資料室、横浜国立大学附属図書館と学内LANで常時接続されている。国社棟3階及び経営棟4階の各電算室には、併せてPC24台、プリンター4台、スキャナー3台があり、24時間利用可能である（《別添資料10-1-1-3》自習室の利用について、及び、《別添資料10-1-1-4》法曹実務専攻及び国際経済法学専攻情報教育施設関係の案内参照）。

【解釈指針10-1-1-2】

（3）図書館

①横浜国立大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）

附属図書館は、社会科学系の分野についても多数の図書・雑誌を揃えている。附属図書館の組織・図書・設備の概要については、《別添資料10-1-1-5》国立大学法

人横浜国立大学附属図書館概要をご参照願いたい。【解釈指針10-1-1-3】

②法学資料室

法学資料室の平面図は、《別添資料10-1-1-6》法学資料室配架図の通りである。法学資料室は、法科大学院における教育・研究上必要不可欠の文献資料をほぼ網羅している。所蔵状況の一端は、《別添資料10-1-1-7》平成24年度洋雑誌雑誌タイトル、《別添資料10-1-1-8》平成24年度・法学資料室購入図書タイトルリストをご参照願いたい。また、法学資料室には、《資料10-1-1-1》法学資料室備品の通り、必要十分な事務用機器が備え付けられている。

《資料10-1-1-1》法学資料室の備品

備品	数	備考
カラーコピー機	1台	教職員用1台
コピー機	3台	教職員用1台 学生用（プリペイド式・各自コピーカード式）各1台
パソコン	9台	職員用4台、教員用ノート1台、学生用4台
プリンター	2台	
製本機	1台	
シュレッダー	1台	

なお、インターネット上での文献検索については、研究室、自習室、自宅のいずれからアクセス可能となっている。教員・学生の利用に供される電子媒体の文献情報については、《別添資料10-1-1-9》平成24年度・オンラインデータベースタイトル（法学資料室）の通り。【解釈指針10-1-1-3】

法学資料室は、施設研究図書委員会によって運営され、本委員会の事務及び法学資料室の運営に携わる3人の非常勤職員（全員司書の資格有）が配置されており、外国語や法律関係情報調査の能力も備わっている。【解釈指針10-1-1-4】

法学資料室の利用については、《別添資料10-1-1-10》法学資料室利用内規、及び、《別添資料10-1-1-11》法学資料室の利用についての通り。

【解釈指針10-1-1-3】【解釈指針10-1-1-7】

（４）教員研究室

教員研究室として、法学棟に27室（各19㎡）と経済学部新研究棟5階に8室（各20㎡）が専任教員用に割り当てられており、各専任教員に1室を確保している。また、非常勤講師・客員教授・客員准教授の研究室も経済学部1号館に2室を確保している。

教員の個人研究室には、机、椅子、書架、電話・ファックス、ロッカー、PC、プリンターなど教員にとって必要な備品が標準的に整備されている。

教員研究室の位置関係については、《別添資料10-1-1-12》教員研究室の通り。【解釈指針10-1-1-5】

（５）学生との面談スペース

教員が学生と面談することのできる独立したスペース施設として、教員室（19～20㎡）、法学棟305会議室及び306教室並びに国社棟3階及び4階のラウンジを利用することが

可能である（前述 72 頁、《別添資料 7－1－1－7》棟別平面図ラウンジ（リフレッシュコーナー）、及び、《別添資料 10－1－1－13》法学研究棟 2 階及び 3 階共用教室・会議室等利用要綱参照）。【解釈指針 10－1－1－6】

2 特長及び課題等

(1) 特長

- ①学生自習室において在学中の学生全員に個人用の机と椅子を提供している。修了後の自習室の継続的利用についても、科目等履修生などに限られるが、必要な座席数を確保している。無線 LAN 配備の学生自習室では、年中 24 時間の利用が認められ、自学習の環境として不足はない。隣接する電算室でも 24 時間の PC 利用が認められている。
- ②教員研究室は、専任教員はもとより、非常勤講師、客員教授、客員准教授を含め、部屋数としては必要十分である。
- ③平成 24 年度に重度身障者が入学したため、入学前に必要な施設・設備の設置・移動工事を実施した。その結果、身障者が講義や演習を十分に受講できる施設・設備が整えられた。

(2) 課題等

電子媒体・紙媒体を問わず、図書・雑誌等のコレクションの整備は、今後も追求すべき継続的課題である。

第 1 1 章 自己点検及び評価等

1 基準ごとの分析

1 1 - 1 自己点検及び評価

基準 1 1 - 1 - 1 : 重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

（基準 1 1 - 1 - 1 に係る状況）

自己点検及び評価を継続的に行い、その結果を法科大学院における教育活動に効果的に活用するために「教育研究高度化委員会（FD 委員会）」を設け、毎年、各教員の教育研究状況及び組織運営への参加状況を調査・収集し、自己評価書を作成している（前述 86 頁、及び、《別添資料 8 - 1 - 3 - 4》横浜国立大学大学院国際社会科学府平成 24 年度法律系自己評価書参照）。【解釈指針 1 1 - 1 - 1 - 1 及び 2】

（１）教育課程の編成については、企画委員会（平成 24 年度までの人事委員会と将来計画委員会を統合して平成 25 年度に企画委員会とした）と教務厚生委員会が継続的に教育体系全体のあり方と改善の方向を検討し、法曹実務専攻会議が決定する。その成果の一つが、平成 25 年 4 月の国際社会科学府・研究院の発足に伴う、カリキュラム等教育課程の集中的見直しである。これらの検討結果は大学設置・学校法人審議会に提出され、その審査を通過している。

（２）成績評価の状況は、本学法科大学院開設以来の全学生の成績データを記録し、統計処理が可能な形で整理している。これらのデータは、入学試験の改革や教育効果改善対策の検討に利用している。例えば、入学後の成績と入試の得点との相関を調べた結果、小論文試験や面接試験の配点を変更し、適性試験の最低点を他大学法科大学院より高く、150 点に設定した。さらに、本学法科大学院生の成績及び司法試験合格状況との相関について検討し、成績評価のあり方を分析した（前述 39 頁、及び、《別添資料 4 - 1 - 1 - 2》法曹実務専攻の成績と司法試験合格との相関について参照）。

（３）入学者選抜状況は入試委員会が整理・把握し、問題点や改善対策については企画委員会も加えて検討している。受験者の出願状況や学生の在籍状況に関する自己評価から、特に平成 24 年度入試以降は、入試制度の見直しを精力的に行った（前述 69 頁《資料 6 - 2 - 3 - 1》本学法科大学院入試改革の推移参照）。

(4) 学生の在籍状況については、教務厚生委員会が整理・把握し、改善対策については企画委員会が検討する。平成21年度入学の未修者からGPA2.0以上を修了要件として課すとともに、平成22年度入学未修者・平成23年度入学既修者からは1年次から2年次、2年次から3年次への進級制度を導入し、原級留置の措置を講じている。また、現在GPA制度の改善について企画委員会で検討中である。

(5) 専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況については、企画委員会及び教務厚生委員会で継続的に検討し、カリキュラム改正等の際に改善措置を図っている。平成25年4月の国際社会科学府・研究院の発足に伴って、平成24年度には、教育課程全体の見直しの一環として、専任教員の指導能力や配置についても集中的に見直しを行った。また、教員の新規採用や昇任については、企画委員会が教育上の指導能力を最重要事項として考慮しながら対応している。検討の成果として、平成25年4月には、行政法、家族法、民事訴訟法、労働法、経済法の研究者教員を採用した。

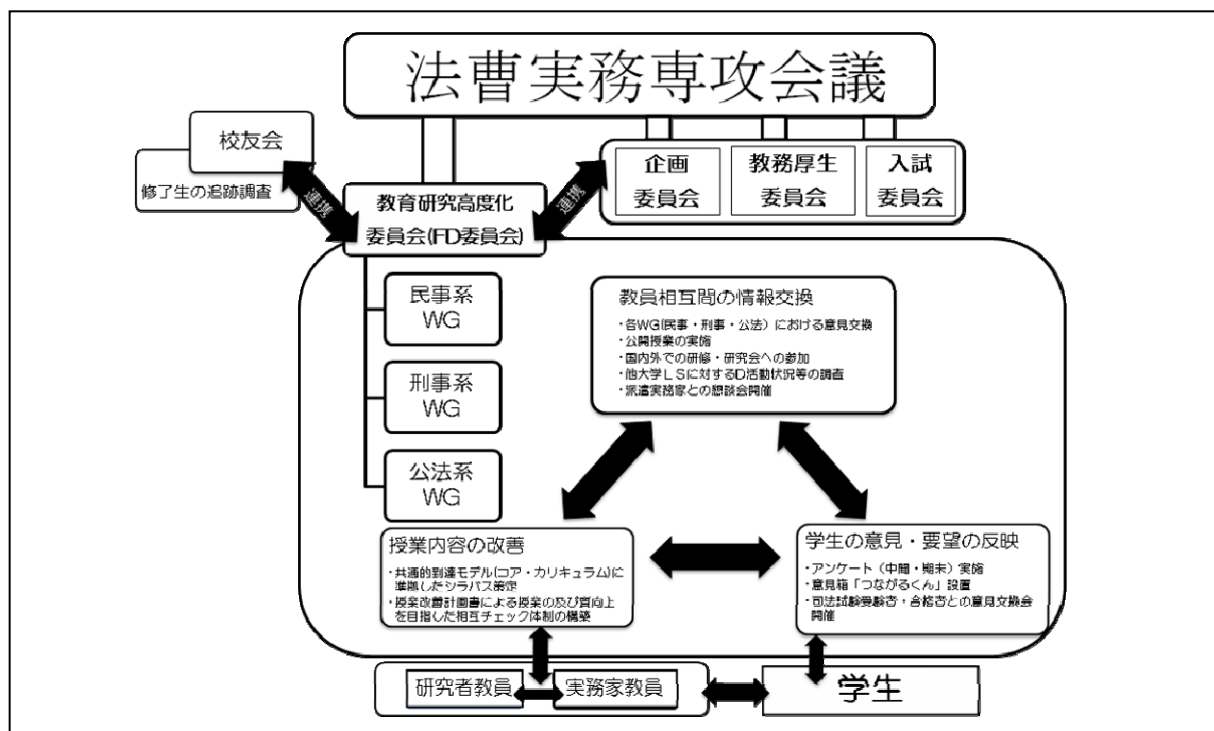
(6) 修了者の進路及び活動状況については、FD委員会を中心に、その把握に努めている。また、横浜弁護士会との連携も行い、本学法科大学院出身の司法試験合格者の就職支援に役立てている。

なお、こうした就職支援活動の成果として、法曹以外の進路を選択した者も多数である。内訳については、前述7頁《資料1-1-2-2》司法試験の合格状況、修了生の進路、都道府県別弁護士登録者数をご参照願いたい。

以上の体制については、《資料1-1-1-1-1》法科大学院自己点検評価実施体制図のとおりである。

【解釈指針1-1-1-1-1】の(1)～(6)及び【解釈指針1-1-1-2】

《資料1-1-1-1-1》法科大学院自己点検評価実施体制図



基準 1 1 - 1 - 2

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

（基準 1 1 - 1 - 2 に係る状況）

本学法科大学院では、平成 25 年度の認証評価を受ける前提として、外部評価を受けることにした。具体的には、実務法曹養成に相応しい教育体制がとられているかを的確に判断するために、横浜弁護士会に依頼して、法科大学院の教育研究活動に高い識見を有する委員から構成される外部評価委員会を設置した。委員には、鈴木満弁護士（桐蔭横浜大学法科大学院教授）、川島清嘉弁護士の 2 人が選ばれている（《別添資料 1 1 - 1 - 2 - 1》外部評価報告書参照）。【解釈指針 1 1 - 1 - 2 - 1】

このほか、横浜弁護士会とは年に 1 回、「横浜弁護士会法科大学院支援委員会と県内 4 校法科大学院との意見交流会」がもたれるほか（前述 79 頁、及び、《別添資料 7 - 4 - 1 - 2》県内 4 校 LS と横弁 LS 委員会との意見交換会議事録要旨参照）、適宜に懇談会を開催し（平成 24 年度のものとして、《別添資料 1 1 - 1 - 2 - 2》横浜国立大学法科大学院との協議議事録参照）、同弁護士会から忌憚のない意見を受けた上で、適切なものについては改善を行っている。

1 1 - 2 情報の公表

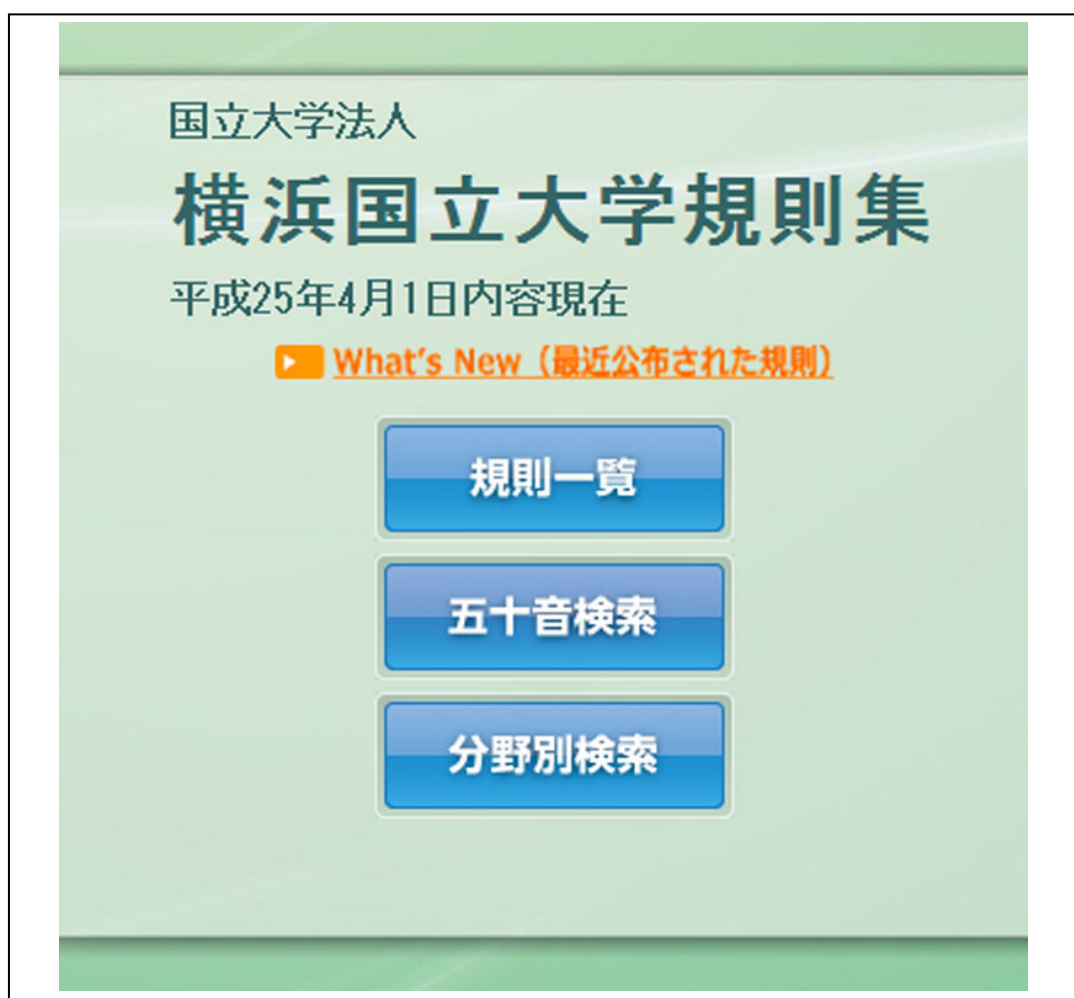
基準 1 1 - 2 - 1

法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に提供されていること。

（基準 1 1 - 2 - 1 に係る状況）

教育活動等の重要事項の公表に関して、まず、法令で公開が求められている①横浜国立大学学則、横浜国立大学大学院国際社会科学府規則、横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻規則など大学規則、②教育活動の諸情報、③横浜国立大学大学院国際社会科学府設置計画については、それぞれ本学ウェブサイトで公開している（《資料 1 1 - 2 - 1 - 1》横浜国立大学規則集、《資料 1 1 - 2 - 1 - 2》教育活動の諸情報、及び、《資料 1 1 - 2 - 1 - 3》学部等設置・改組計画参照）。

《資料 1 1 - 2 - 1 - 1》横浜国立大学規則集



出典：本学ウェブサイト

《資料11-2-1-2》教育活動の諸情報



横浜国立大学

YOKOHAMA National University

[トップ](#)
[アクセス案内](#)
[お問い合わせ](#)
[資料請求](#)

大学案内

学部・大学院

入試・入学

学生生活

国際交流・留学

キャリア・就職

受験生の方

在学生の方

卒業生の方

一般の方

YNU → 大学案内 → 情報公開 → 教育活動の諸情報の公表

教育活動の諸情報の公表

[戻る](#)
[印刷](#)

大学等が公的な教育機関として社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、公表すべき情報を法令上明確にし、教育情報の一層の公表を促進することを目的として、平成23年4月から学校教育法施行規則等が改正されました。

それに則り、下記の通り本学の教育活動の諸情報を公表いたします。

教育研究上の基本組織

- 学部・学科・課程一覧
- 研究科・専攻一覧
- 各学部の教育研究上の目的
- 各大学院の教育研究上の目的
- 教員・事務職員数
- 教員の保有学位・業績
- 横浜国立大学各種規則

出典：本学ウェブサイト

《資料11-2-1-3》学部等設置・改組計画



横浜国立大学

YOKOHAMA National University

[トップ](#)
[アクセス案内](#)
[お問い合わせ](#)
[資料請求](#)

大学案内

学部・大学院

入試・入学

学生生活

国際交流・留学

キャリア・就職

受験生の方

在学生の方

卒業生の方

一般の方

YNU → 大学案内 → 取組・各種計画 → 学部等設置・改組計画

学部等設置・改組計画

[戻る](#)
[印刷](#)

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則第12条に基づく情報

本学の改組再編計画(学部・大学院)に関して「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則第12条」に基づき、次のとおり公表します。

事前問い合わせ

- 大学院国際社会科学府(平成25年4月設置)
 - 設置計画の概要
- 教育人間科学部人間文化課程(平成23年4月設置)
 - 設置計画の概要
 - 履行状況報告書(平成24年5月)
- 大学院教育学研究科教育実践専攻(平成23年4月設置)
 - 設置計画の概要
 - 履行状況報告書(平成24年5月)

意見問い合わせ

出典：本学ウェブサイト

次に、【解釈指針 1 1 - 2 - 1 - 1】に掲げられた事項を含む教育活動等に関する重要事項を記載した文書として、横浜国立大学法科大学院年次報告書を作成し、法科大学院ウェブサイトに掲載し、毎年改訂することとしている（前述 59 頁《資料 6 - 1 - 1 - 4》年次報告書参照）。ここでは、入学定員及び収容定員、標準修業年限、進級及び課程の修了要件単位数、教育の理念・目的、養成する法曹像、教員組織、学生数の状況、入学者選抜方法、既修者の認定方法、教育課程及び教育方法、成績評価の基準、学費、奨学金等、修了者の進路及び活動状況などを掲載している。

そして、【解釈指針 1 1 - 2 - 1 - 2】に掲げられた教員の最近 5 年間における教員の担当科目、専門分野、教育・研究上の業績なども、本学ウェブサイトの研究者総覧に掲載している（《資料 1 1 - 2 - 1 - 4》研究者総覧参照）。この点は客員教授も非常勤講師も同様である。

《資料 1 1 - 2 - 1 - 4》研究者総覧

研究者総覧

[専門分野](#) | [所属](#) | [名前](#) | [キーワード](#) || * [English](#) *

[専門分野検索](#)

各教員が登録している専門分野から検索します。

[所属検索](#)

教員の所属組織から検索します。

[名前検索](#)

教員の氏名や氏名の一部から検索します。

[キーワード検索](#)

公開する全ての情報から、キーワードで検索します。

研究者総覧は本学の研究者や研究内容を紹介するものです。
掲載情報は研究者により、全ての業績が掲載されていないことがあります。

この研究者総覧は研究推進機構で管理しています。
研究者総覧の内容について無断転用を禁止します。

出典：本学ウェブサイト

また、教育活動等の状況に関する自己評価及び点検については、各講義・演習ごとに学期中間時と学期末に行う授業評価アンケートの結果（受講生からの自由記載意見も含む）、及び、それへの担当教員の対応である授業改善報告書（前述 55 頁、及び、《別添資料 5 - 1 - 1 - 9》受講生への返信（授業改善計画書）参照）は、教員全員に閲覧可能な状態で整理している。

教育活動等の状況など本学法科大学院に関する情報は、ウェブサイトなどで広く公表す

ることとし、適宜、更新している。そこでは専攻紹介、学生募集の基本理念、学年暦、開講科目一覧、修了要件、履修モデル、教員紹介、学習環境などを掲載している（前述58頁《資料6-1-1-3》法科大学院ウェブサイト参照）。

特に、次の情報については、特別の配慮をしている。

- ①入学者選抜については、志願者数、最終合格者数や入学者数等を年度ごとに公開している。
 - ②教育内容等に関するものについては、カリキュラム、修了要件等を公開している。
 - ③修了者数、司法試験受験者数、合格者数及び合格率を公開している。特に、法学未修者コースの入学者と法学既修者コースの入学者に分けているほか、これまでの修了生に占める司法試験合格者の割合についても公開している。
 - ④学費及び奨学金等の学生支援制度については、受験者の関心も高いことから、学費を明示し、奨学金については本学サイトにリンクを張り、学生寮の紹介も行っている。
- また、説明会情報、募集要項などは迅速にウェブページ上に公開し、その旨を外部の法科大学院関連サイトへも通知して、志願者等の便宜を図っている。

平成24年度からは、ウェブサイトによる広報をより充実すること、及び国際社会科学府・研究院の改組に対応することなどの理由から、パンフレットの作成から、簡易なリーフレットの作成に方針を転換した（《別添資料11-2-1-1》法科大学院リーフレット参照）。それによって、本学法科大学院の特徴である教育内容をコンパクトに説明している。

基準 1 1 - 2 - 2

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

（基準 1 1 - 2 - 2 に係る状況）

授業科目に関する情報であるシラバス、教材等の学生に配布した資料、試験問題及び答案（小テスト、中間試験及び学期末試験のすべてを含む）、レポート、授業アンケート、その他学生からの提出物など、一切の資料は法科大学院係あるいは法学研究棟管理室に提出すべきものとしている（《資料 1 1 - 2 - 2 - 1》教材提出依頼抜粋参照）。

《資料 1 1 - 2 - 2 - 1》教材提出依頼

〔法曹実務専攻長名で、授業担当教員に送付している文書〕抜粋

平成 25 年度法科大学院開講科目に係る学生配布教材等の提出について

2. 提出いただく資料

- ①授業で配布した教材
- ②レポート課題（通常授業期間中に実施したものを含む）及びそれに係る提出レポート
- ③小テストの問題及びそれに係る答案（原本又は写）

3. 提出先：法学研究棟 3 階管理室又は法科大学院係

4. 提出方法

学期終了後まとめてではなく、学生への配布時期等にあわせてその都度ご提出ください。

- ① 配布教材については、学生への配布と併せて管理室にも授業科目名を明示して一部ご提出ください。なお、資料室又は管理室に教材印刷を依頼される場合は、保管用として 1 部いただきますので、授業科目名をお知らせください。また、学生にメールや授業支援システムで教材を配布される場合は、必ず法科大学院係（int.houka@ynu.ac.jp）にも CC にてお送りください。
- ② レポート課題及び小テスト問題等についても上記①に準じその都度管理室にご提出又は法科大学院係にメール送信ください。
- ③ 学生が提出するレポートについては、すべて 2 部提出するよう学生に指示願います。（1 部は保管用として管理室でいただきます。）また、学生から教員にメールで提出させる場合は、必ず教員と法科大学院係に CC で送信するよう指示願います。（別紙文書により学生に対し指示しておりますが、授業担当の先生からも重ねてご指示いただきますようお願いいたします。）
- ④ 授業中に実施して教員が回収した小テスト答案等については採点処理が終了しましたら管理室にご提出ください（管理室で保管します）。ただし、小テストを学生に返却される場合は、学生に返却する前に管理室保管用として 1 部コピーを管理室にご提出願います。
- ⑤ 期末レポートを学生に返却する場合は管理室から学生に返却しますが、学期中の中間レポート・小テストを学生に返却する場合は、先生方から学生に返却いただきますようお願いいたします。

また、成績分布・分析、入試結果などの自己点検評価の基礎となる資料も、学期ごとに法曹実務専攻長、教務厚生委員会、教育研究高度化委員会、入試委員会によって収集され、教員用会議室の鍵付きの専用キャビネット内にファイルに整理して保管している。保管期間は5年としている。

組織運営に関する情報（会議資料・議事録等）、教員の教育業績、研究業績等に関する個人調書等は、社会科学系事務部総務係において管理している。

他方、修了生の情報については、修了生ごとの個人カルテの形式を整えて、収集・管理している。なお、教員が学生や教員など様々な者の協力を得て収集した情報を、このカルテに記入することにより、情報の収集と共有に努めている。このファイルは、法律系長室に保管し、個々の教員は、これらの情報を随時利用することが可能である。

2 特長及び課題等

(1) 特長

- ①本学法科大学院においては、自己点検関係の情報の共有度及び公開度は高い。例えば、学期中間時に実施する受講生による講義や演習への評価アンケート（自由記載による）の内容と、それらに対する担当教員からの授業改善計画は、原則としてそのままの形で法曹実務専攻会議において全教員に提供・共有される。また学生にも授業改善計画などを公開している。
- ②広報活動については、紙媒体からウェブサイト利用に主軸を移してきている。今後とも、本学法科大学院ウェブサイトの充実を期したい。
- ③収集・整理され公開される教育関連の情報を、さらに有効に活用し、より具体的に授業や演習の改善あるいは勉学支援の充実等々につなげていくための事項を、法曹実務専攻長が主催し、関係教員は職務上の義務として全員が出席する、専攻会議とは別個の「FD（ファカルティデベロップメント）会議」として独立させ活発化させている。特に、自己点検及び自己評価の結果を教育活動等の改善に具体的かつ効果的に反映させるという観点からの意識啓発に力を入れている。

(2) 課題等

広報活動上の課題として、司法試験の未合格者である修了生の進路データが不足しているため、修了生の進路に関する情報をウェブサイトでは十分に提供が行えていないという点が問題として挙げられる。この問題に対しては、広報委員会やFD委員会を中心に、校友会（横浜国立大学法科大学院校友会）と連携した情報収集活動等の組織的な対応が進められている。

法科大学院認証評価 自己評価書別添資料一覧

別添番号	章	資料番号	資料名
1	1	別添資料 1-1-1-1	平成25年度履修案内（平成24年度履修案内を含む）
2	1	別添資料 1-1-1-2	平成24年度開催の説明会プログラム
3	1	別添資料 1-1-2-1	ローヤリング（弁護士業務と裁判外解決の技法）実施報告書
4	1	別添資料 1-1-2-2	学業成績及び在籍状況、成績分布データ
5	2	別添資料 2-1-1-1	横浜国立大学大学院国際社会科学府設置計画の概要抜粋（42頁-44頁）
6	2	別添資料 2-1-2-1	横浜国立大学法科大学院シラバス
7	2	別添資料 2-1-3-1	リサーチ・ペーパー作成指導実施要項
8	2	別添資料 2-1-9-1	平成25年度学年暦
9	2	別添資料 2-1-9-2	平成25年度法曹実務専攻時間割表
10	2	別添資料 2-1-9-3	平成25年度夏季集中講義・冬季集中講義・年度末集中講義等日程
11	2	別添資料 2-1-9-4	平成24年度休講・補講実績
12	3	別添資料 3-1-1-1	平成25年度法科大学院科目履修登録状況
13	3	別添資料 3-1-1-2	平成25年度横浜国立大学大学院国際社会科学府 博士課程前期国際経済法学及び専門職学位課程法曹実務専攻 科目等履修生募集要項
14	3	別添資料 3-2-1-1	平成24年度ローヤリング配属表
15	3	別添資料 3-2-1-2	誓約書
16	4	別添資料 4-1-1-1	平成24年度秋学期 学期末試験について
17	4	別添資料 4-1-1-2	法曹実務専攻の成績と司法試験合格との相関について
18	4	別添資料 4-1-1-3	個別成績表
19	4	別添資料 4-1-1-4	平成24年度横浜国立大学大学院国際社会科学府研究科 法曹実務専攻採点講評・採点基準
20	4	別添資料 4-1-1-5	平成24年度秋学期科目成績内訳
21	4	別添資料 4-1-1-6	平成24年度秋学期進級関連科目成績順位表
22	4	別添資料 4-1-1-7	平成24年度秋学期民法Ⅵ成績集計表
23	4	別添資料 4-1-2-1	留年状況
24	5	別添資料 5-1-1-1	教育研究高度化（FD）委員会の役割
25	5	別添資料 5-1-1-2	第4回FD会議議事録
26	5	別添資料 5-1-1-3	コア・カリキュラム検討会
27	5	別添資料 5-1-1-4	民事法系懇談会（2011年12月12日開催）・議事メモ
28	5	別添資料 5-1-1-5	派遣裁判官・日下部先生と民事系教員との懇談会・議事概要
29	5	別添資料 5-1-1-6	横浜実務民事法研究会活動記録
30	5	別添資料 5-1-1-7	授業に関する学生アンケート（秋学期中間、記述方式）の実施に関するお願い
31	5	別添資料 5-1-1-8	平成24年度春期（中間）授業アンケート集計結果（LS）
32	5	別添資料 5-1-1-9	受講生への返信（授業改善計画書）
33	5	別添資料 5-1-1-10	平成24年度春学期末アンケート結果
34	5	別添資料 5-1-1-11	学生からの意見への対処方法
35	5	別添資料 5-1-1-12	回答書
36	5	別添資料 5-1-1-13	第4回FD会議（概要）
37	6	別添資料 6-1-2-1	横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻入試委員会内規
38	6	別添資料 6-1-2-2	平成25年度（2013年度）横浜国立大学大学院国際社会科学府 専門職学位課程法曹実務専攻（法科大学院）学生募集要項 A日程B日程S日程
39	6	別添資料 6-1-2-3	平成25年度（2013年度）横浜国立大学大学院国際社会科学府 専門職学位課程法曹実務専攻（法科大学院）入学試験実施要項 A日程B日程S日程
40	6	別添資料 6-1-3-1	平成24年度（2012年度）法曹実務専攻入学試験結果の概要
41	6	別添資料 6-1-3-2	平成25年度（2013年度）法曹実務専攻入学試験結果の概要
42	6	別添資料 6-1-4-1	平成25年度横浜国立大学大学院国際社会科学府 専門職学位課程法曹実務専攻（法科大学院）入学試験問題

43	6	別添資料 6-1-4-2	法曹実務専攻入学試験合格最低点の設定について
44	6	別添資料 6-1-5-1	年度毎の非法学部出身者、社会人等の比率
45	6	別添資料 6-2-1-1	平成24年度休学者数
46	6	別添資料 6-2-1-2	平成24年度留年者数
47	7	別添資料 7-1-1-1	平成25年度法曹実務専攻オリエンテーション
48	7	別添資料 7-1-1-2	法科大学院 4 月当初の予定（最終版）
49	7	別添資料 7-1-1-3	入学前読書推薦図書案内
50	7	別添資料 7-1-1-4	法曹実務専攻アカデミックアドバイス学生個人カード
51	7	別添資料 7-1-1-5	平成25年度アカデミックアドバイスチーム担当学生一覧表
52	7	別添資料 7-1-1-6	平成25年度法曹実務専攻（法科大学院）オフィスアワー一覧
53	7	別添資料 7-1-1-7	棟別平面図 ラウンジ（リフレッシュコーナー）
54	7	別添資料 7-2-1-1	入学料および授業料の免除・徴収猶予制度について（日本人・留学生共通）
55	7	別添資料 7-2-1-2	入学料/授業料の免除・徴収猶予の審査基準見直しについて
56	7	別添資料 7-2-1-3	平成25年度日本学生支援機構奨学金を希望するみなさんへ
57	7	別添資料 7-2-1-4	保健管理センターのしおり（学生版）平成25年度
58	7	別添資料 7-2-1-5	横浜国立大学はセクシュアル・ハラスメント及び キャンパス・ハラスメントを許しません！
59	7	別添資料 7-3-1-1	平成24年度横浜国立大学大学院国際社会科学研究所法曹実務専攻入学試験第2次選 抜（小論文）受験上の注意
60	7	別添資料 7-3-1-2	施設面での対応
61	7	別添資料 7-3-1-3	平成24年度秋学期末試験特別措置について
62	7	別添資料 7-4-1-1	平成24年度法科大学院就職相談会実施状況
63	7	別添資料 7-4-1-2	県内4校LSと横弁LS委員会との意見交換会議事録要旨
64	8	別添資料 8-1-3-1	横浜国立大学大学院国際社会科学研究所・学府教授会の運営に関する申し合わせ
65	8	別添資料 8-1-3-2	法曹実務専攻を担当する教員の人事取扱いに関する内規
66	8	別添資料 8-1-3-3	法曹実務専攻を担当する専任教員の採用及び昇任に関する覚書
67	8	別添資料 8-1-3-4	横浜国立大学大学院国際社会科学研究所 平成24年度法律系自己評価書
68	8	別添資料 8-3-2-1	サバティカル研修に関する内規
69	9	別添資料 9-1-2-1	事務体制
70	9	別添資料 9-1-3-1	平成25年度法律系予算
71	9	別添資料 9-1-3-2	平成24年度国際社会科学研究所（国経法系）決算報告書
72	10	別添資料 10-1-1-1	棟別平面図
73	10	別添資料 10-1-1-2	教育文化ホール（中集会室）貸出物品一覧
74	10	別添資料 10-1-1-3	自習室の利用について
75	10	別添資料 10-1-1-4	法曹実務専攻及び国際経済法学専攻情報教育施設関係の案内
76	10	別添資料 10-1-1-5	国立大学法人横浜国立大学附属図書館概要
77	10	別添資料 10-1-1-6	法学資料室配架図
78	10	別添資料 10-1-1-7	平成24年度洋雑誌雑誌タイトル
79	10	別添資料 10-1-1-8	平成24年度・法学資料室購入図書タイトルリスト
80	10	別添資料 10-1-1-9	平成24年度・オンラインデータベースタイトル（法学資料室）
81	10	別添資料 10-1-1-10	法学資料室利用内規
82	10	別添資料 10-1-1-11	法学資料室の利用について
83	10	別添資料 10-1-1-12	教員研究室
84	10	別添資料 10-1-1-13	法学研究棟2階及び3階共用教室・会議室等利用要綱
85	11	別添資料 11-1-2-1	外部評価報告書
86	11	別添資料 11-1-2-2	横浜国立大学法科大学院との協議議事録
87	11	別添資料 11-2-1-1	法科大学院リーフレット